

平成二十一年度鞠智城跡「特別研究」論文集

鞠智城と 古代社会

—第七号—

序 文

国史跡鞠智城跡は、七世紀後半に唐・新羅による国土侵攻に備えて、西日本各地に築かれた古代山城の一つで、熊本県を代表する重要遺跡です。熊本県教育委員会では、その重要性から、平成二三年度に刊行した鞠智城跡の総合報告書『鞠智城跡Ⅱ』における成果を踏まえ、鞠智城跡の研究を進展させる取組を実施してきました。

その取組の一つとして、平成二四年度から、鞠智城跡に関する研究の深化・蓄積と、鞠智城跡に関連する分野に携わる若手研究者を広く支援することを目的とする鞠智城跡「特別研究」事業を行っています。この論文集は、平成三〇年度における事業成果を取りまとめたもので、今年度の一般公募で選ばれた四名の若手研究者がこの一年間で取り組んだ研究の成果を収めています。この論文集が、鞠智城跡、ひいては古代山城の研究を更に進展させるとともに、その歴史的価値を一層明らかにする一助となれば幸いです。

最後になりますが、鞠智城跡「特別研究」事業の実施に当たり、御理解と御協力をいただいた各研究者並びに先生方に対し深く感謝申し上げます。

平成三一年三月一七日

熊本県教育長 宮尾千加子

例　言

一 本書は、熊本県教育委員会が実施した平成三〇年度「鞠智城跡」特別研究事業（以下、「本事業」という。）の成果として刊行する論文集である。

二 本事業は、平成二四年三月に刊行した『鞠智城跡II—第8～32次調査報告』で得られた新たな学術的成果を踏まえ、今後、熊本県教育委員会の文化財専門職員のみならず、外部の研究者による鞠智城跡に関する研究も進めていくとともに、若手の研究者を支援し、鞠智城跡を研究する人材を育成することを目的として実施した事業である。

三 本事業では、平成三〇年四月から一般公募を実施し、同年六月に開催した鞠智城跡「特別研究」審査会において研究助成対象者を決定した。研究期間は、対象者決定後から平成三一年一月までの約八ヶ月間である。本書には、研究期間の終了時に研究助成の成果として提出された各研究助成対象者の論文を所収している。なお、平成三〇年度の研究助成対象者は次の四名である。

大高広和
（福岡県世界遺産室、文化財専門職）
里館翔大
（明治大学大学院博士後期課程）
主税英徳
（基山町教育委員会、文化財専門職）
林奈緒子
（東京大学大学院博士課程）

五十音順、敬称略

四 本書の編集は、熊本県教育委員会が行つた。

目 次

序 文

例 言

論 文

日本古代の兵庫と鞠智城

林 奈緒子

平安時代の鞠智城周辺の国内情勢

甲館 翔大

日韓古代山城の水門構造からみた鞠智城

主税 英徳

古代の烽ネットワークと鞠智城

大高 広和

奥 付

日本古代の兵庫と鞠智城

林 奈緒子

はじめに

鞠智城は、発掘調査の成果により、広大な敷地面積や、その内部及び周間に遺られた様々な建造物が明らかになってきているが、一方で関連する文献史料は少なく、奈良時代に一点、平安時代に四点の記事がみえるのみである。加えて、そのうちの後者の史料は、全て兵庫に関わるものとなっている。

甲申、令^三大宰府^納治大野・基肆・鞠智三城」。

(『続日本紀』文武二年(六九八)五月甲申条)

丙辰、肥後国言、菊池城院兵庫鼓自鳴。

(『日本本紀』天皇庚辰、天安二年(八五八)閏二月丙辰条)

丁巳、又鳴。

(『同右』同年同月丁巳条)

己酉、^二大宰府言、去五月一日、大風暴雨、官舍悉破、青苗朽失。

九国二船盡被^一損傷^二。又肥後国菊池城院兵庫鼓自鳴。同城不動倉

十一宇火。^三：

(『同右』同年六月己酉条)

十六日丙午、豊前国八幡大菩薩宮前殿東一神功皇后御前庭、無故

破裂、成^一九十片^二。破裂之時其鳴如^一續細声^二。又肥後国菊池郡城

院兵庫戸自鳴。

(『日本三代実録』元慶三年(八七九)三月一六日条)

兵庫については、律令において、中央に左右兵庫と内兵庫が規定され、また諸国にも軍團の軍器の倉庫としての兵庫が規定されている。しかし、古代の兵庫については不明な点も少なくなく、研究もあまりなされていない。特に、地方の兵庫のあり方は、これまでの研究であまり触れられてこなかった。したがって、数少ない文献史料のほぼ全てに兵庫が登場する鞠智城を深く理解するためには、古代の兵庫について検討することが必要ではないだろうか。

そこで、律令格式といった法制史料や、六国史、発掘調査の成果を用いて、古代における兵庫、特に中央と地方の兵庫の制度・実態を明らかにしたい。また、鞠智城の所在する西海道においては、大宰府とその管内諸国、という統轄関係が存在していることが特徴的である。したがって、大宰府と管内諸国の兵庫の機能や実態について検討することにより、鞠智城の兵庫と鞠智城そのものの意味を考えてみたい。

一、制度面における中央と地方の兵庫

(一) 令制における兵庫

養老令には、職員令・考課令・軍防令に兵庫に関する規定が見えます。まず、中央に関する規定からみていく。

左兵庫〈右兵庫准レ此〉

頭一人。〈掌、左兵庫儀仗・兵器、安置得所、出納、曝涼、及受

レ事覆奏事。〉佑一人。大允一人。少允一人。大属一人。少属一人。

使部廿人。直丁二人。

(養老職員令六四左兵庫条)

正一人。〈掌准兵庫頭。〉佑一人。令史一人。使部十人。直丁一人。

(同令六五内兵庫条)

慎於曝涼、明於出納、為兵庫之最。〈謂、助以上。〉

(養老考課令二九最(兵庫)条)

これらの規定からわかるように、令制下では中央に左右兵庫と内兵庫という官司と倉庫が置かれ、その中に収納されている儀仗や兵器を慎重に曝涼し、誤りなく出納することが官人（特に長官と次官）の第一の任務とされていた。さらに庫内に安置し、出納等の勅を受けた長官が天皇に確認のために奏上することもこれら官司の任務であった。なお、兵庫という建造物そのものに関しては、義解が左右衛士府の掌る衛士の差科について、衛士を兵庫や大蔵に差配することを例に挙げている（二）ことから、衛士が守衛したものと考えられる。一方で、兵庫内に収納されている儀仗や兵器に関しては、左

右に挙げたように、兵部省の長官の職掌として、兵器と儀仗が規定され、また兵部省所管の造兵司では諸々の兵器を造ることが長官の職掌であると規定されている（三）。また養老軍防令四五在庫儀仗条には、兵庫内の使用に耐えなくなった兵器・儀仗は、兵部省に送つて任意に公用に充てることが定められている。穴記は左右兵庫に収納される兵器・儀仗は諸国と造兵司が造つたものであると解釈しており（四）、また令狀は、曝涼の際には左右兵庫→兵部省→太政官を経て鑰を奏請するとの解釈を示している（五）ことから、左右（一）兵庫は兵部省の管轄する官司ではないものの、広い意味において兵部省の下に位置づけられる官司であったと考えられる。

では、地方に設置された兵庫はどのように定められているのか。

次に、地方の兵庫（特に軍団の兵庫）に関する規定をみていく。

凡兵士、人別備醜六斗、塩三升。并当火供行戎具等、並貯（一）色庫。若時経年久、壞悪不堪、即廻納好者。起十一月一日、十二月卅日以前納畢。毎レ番於上番人内、取三人守掌。不得雜使。行軍之日、計レ火出給。

(養老軍防令六兵士備蓄条)

右の規定によれば、地方の軍団に置かれた兵庫には、行軍に備えて兵器が収納され、それらは種類ごとに異なる倉庫に蓄えられている。また経年劣化によって使用に耐えなくなつた物は、十一月一日

造兵司

(同令二六造兵司条)

正一人。〈掌、造雜兵器、及工戸々口名籍事。〉佑一人。大令史一人。少令史一人。雜工部廿人。使部十二人。雜工戸。

(同令二六造兵司条)

から十二月三十日の間に状態の良好な物と交換し、倉庫の守衛には上番している兵士の中から二人を取つて充てていた。そして、この次に規定される同令七備戎具条には、火（兵士十人の単位）ごと、五十人ごと、人ごとに備えるべき兵器が示され、それらは「皆令二自備」とあるように、全て兵士の自備であった。そしてさらに令の規定からは、地方の兵庫に収納された兵器の管理者として、四者が設定されていたことが知られる。軍團と国司、郡司そして兵部省である。

まず軍團には、大穀と少穀の職掌として「充備戎具」えること（養老職員令七九軍團条）が、国司には長官と次官の職掌とし「器仗」と「鼓吹」が規定され（養老職員令七〇大國条）、また毎年孟冬に「簡間戎具」することが規定されている（養老軍防令四簡間戎具条）。そして郡司と兵部省については、次のような規定がある。

凡從レ軍甲仗、経レ戦失落者、免_レ徵。其損壊者、官為修理。不_レ經レ戦損失者、三分徵_レ。不_レ因_レ從軍而損失者、皆准_レ損失処_レ。當時估備及料造式、微備、官為修理。即被_レ水火焚漂、非_レ人力所_レ制者、勘_レ実免_レ徵。其國郡器仗、每_レ年錄_レ帳、附_レ朝集使、申_レ兵部。勘校訖、二月卅日以前錄進。

（養老軍防令四二從軍甲仗条）

この規定によれば、国郡の器仗の収納状況について、毎年記録して文書を作成し、朝集使に付して兵部省に申上することになつている。国郡の器仗が軍團の兵庫に収納されている兵器と同じものを指すか否かは後述するが、後者が前者に内包されることは疑いないであろう。そしてこの「器仗帳」は、国司と郡司によって作成さ

れたと考えられる。よつて、地方に設置された兵庫に収納された兵器は、国司・郡司・軍穀の管理のもと、兵部省により把握されることになつていていた。

すなわち、令制下において、中央と地方の全ての兵庫に収納された兵器は兵部省によって把握され、その直接的な管理者は、中央においては左右・内兵庫であり、地方においては国司と郡司、軍穀（特に国司の方に強い権限があつたと考えられる）であつたということができる。

（二）日唐における兵庫

前節の検討では、古代日本の令制下における中央と地方の兵庫、並びにそこに収納された兵器の管理規定を見てきたが、母法である唐令では、どのように規定されていたのだろうか。すでに唐の軍制については、中央に十二衛府、地方に折衝府が設けられていたこと、折衝府は中央と辺境に集中しており、全て中央の諸衛府に分属していたこと、折衝府へ徵發される府兵は武器・衣食を自備したことが知られている（五〇）。また、国境付近の軍事上の要地には鎮・戍が設けられ、それらは所在地の都督府や州の管轄下にあつた（礪波二〇一六）。ここでは、現在復原されている唐令には兵庫に関する記述が少ないといつてもあり、唐律との比較によつて検討してみたい。まず挙げられるのは、次の律文である。

諸越_レ州鎮戌城及武庫垣、徒一年。県城、杖九十。（皆謂有門禁者。越_レ官府廨垣及坊市垣籬者、杖七十。侵壊者、亦如之。_レ從_レ溝渠内出入者、与_レ越罪_レ同。越而未_レ過、減_レ二等。余条未_レ過準_レ此。）即州鎮戌城及武庫等門、応_レ閉忘誤不_レ下鍵、若

応「開鑿（管鍵）而開者、各杖八十。錯下（鍵）及不レ由（論）而開者、

杖六十。余門、各減二等」。若擅開閉者、各加「越罪二等」。即城

主無レ故開閉者、与「越罪同」。未得「開閉」者、各減「已開閉」等。《余条未レ得「開閉」準レ此》

（唐衛禁律二四越州鎮戌等垣城条）

垣を越えることや門の開閉についての禁止事項と、それを破った際の量刑を規定したものである。この律文は、日本では次のように継承されている。

凡越「兵庫垣、及筑紫城」、徒一年。〈陸奥越後出羽等柵亦同。〉曹司垣杖一百。〈大宰府垣亦同。〉国垣杖九十。郡垣杖七十。坊市垣笞五十。〈皆謂、有「門禁」者。若從「満漬内」入出者、与「越罪同」。

越而未レ過、減二等。余条未レ過准此。〉即兵庫及城柵等門、応レ閉忘誤不レ下（鍵）。若毀「管鍵」而開者、各杖六十。錯下（鍵）及レ由レ鑰而開者、笞四十。余門、各減二等。若擅開閉者、各加越罪一等。即城主無レ故開閉者、与「越罪同」。

（養老衛禁律二四越垣及城条）

すでに、唐律の「州鎮戌城」に対応して日本律に規定されている「筑紫城」は、養老律当時存続していた大野・基肄・胸城を含む古代山城と結びつけられるという指摘があるが（大高二〇二三）、ここではさらに記述の順序にも注目したい。両者を比較してみると、唐律においては垣についても門についても、①州・鎮・戌の城と②武庫、という順序であるのに対し、日本律ではどちらについても、①兵庫（左右・内兵庫）と②城（柵）という順序になつてゐる。これは、日本において兵庫の重要性が高かつたからであると考えられないだろうか。

同様のことは、次の律文においても指摘できよう。

諸盜「宮殿門符發兵符伝符」者、流二千里。使節及皇城京城門符、

徒三年。余符、徒一年。門鑰、各減三等。盜「州鎮及倉厨廄庫閑門等鑰」、杖一百。縣戌等諸門鑰、杖六十。

（唐賊盜律二七盜宮殿門符条）

凡盜「節刀」者、徒三年。宮殿門、庫藏、及倉廩、筑紫城等鑰、徒一年。〈國郡倉庫、陸奥越後出羽等柵、及三閥門鑰亦同。〉宮城、京城及官廚鑰、杖一百。公解及國厨等鑰、杖六十。諸門鑰、笞五十。

（養老賊盜律二七盜節刀条）

日本律には唐律に規定する符の部分がなく、代わりに征夷大將軍などに授ける節刀を盜んだ場合の規定がきているという大きな違いはあるが、その次に規定される門の鍵についてみると、唐律が①州・鎮と②倉・厨・廩・庫・閑となつてゐるのに対し、日本律では①宮殿門・庫藏と②倉廩・筑紫城というふうに順序が逆になつている。「唐律疏議」に「倉、謂防三粟麥之屬。庫、謂防器仗編組之類」とあるように、唐律令における倉は穀物の倉であり、庫は兵器や布類の倉であつて、これは基本的に日本律令にも引き継がれている。これを踏まえれば、兵器を収納する「庫」が「筑紫城」の上に規定されている点は前にみた律文と同じであると言えます。これはどういった理由によるものなのだろうか。

一つには、八世紀の段階で、古代山城が「筑紫城」など一部を除きほぼ廃絶していたことが挙げられるだろう。また、唐と日本の「城」の違いも重要だと思われる。唐律に「州や鎮・成の垣を越えた者は徒一年」と規定されているように、唐においては辺境を守る鎮や成の垣は重要なものであった。しかし日本律においては、單に

「筑紫城」とあるのみで、垣については触れられていない。むしろ、「兵庫垣、及筑紫城」と記述していることからして、垣が完璧に整備されていなかつたということも考えられる。古代山城には「見せる山城」という機能もあつたことが指摘されており（向井二〇一七）、外部から見えない部分には意図的に垣を設けなかつた事例もある。

すなわち、唐においては州や辺境を守備する鎮・戍などの城そのものを重視していたのに対し、日本においては山城の垣を完全に整備することに重きを置かず、その山城も八世紀にはほぼ廃絶しているという理由から、兵庫を第一にもつてきただと考えられるのである。

以上、令制における兵庫と日本と唐との相違を検討してきた。日本においては、中央と地方のほぼ全国に兵庫が設置され、中央については左右・内兵庫、地方については国司・郡司・軍毅が管理を行い、最終的に兵部省が中央・地方全ての兵庫の中身を把握するシステムになっていた。そして唐と比較した場合の日本の特徴として、辺境守備の城・垣よりも兵庫を重視していた点が指摘できるだろう。

二、実態面における中央と地方の兵庫

(一) 成立

前章においては、制度面での兵庫をみてきたが、実態としての兵庫はどうであったのだろうか。そこまで、その成立について検討してみたい。中央の兵庫の初見は、壬申の乱において大友皇子側が利用した「小堀田兵庫」である。

己丑、天皇往^二和蟹^一、命^三高市皇子^一、号^二令軍衆^一。天皇亦還^二于野上^一而居之。是日、大伴連吹負、密与^二留守司坂上直熊毛^一議之、

謂^二「漢直等^一」曰、我詐稱^一高市皇子^二、率^二數十騎^一、自^二飛鳥寺北路^一、出^二之臨^一營。乃汝內處之。既而納^二兵於百濟家^一、自^二南門^一出之。先秦造無^一、令^二積鼻^一而乘^二馬馳^一之、俾^二唱^一於寺西營中^二曰、使^一高市皇子^二、自^二不破^一至。軍衆多從。爰留守司高坂王^一、及興^二兵使者穗積臣百足等^一、拠^二飛鳥寺西櫻下^一為^レ營。唯百足居^二小堀田兵庫^一、遇^二兵於近江^一。時營中軍衆、聞^二熊叫声^一、悉散走。仍大伴連吹負、率^二數十騎劇來^一、則熊毛及諸直等^一、共與連和。軍士亦從。乃舉^二高市皇子^一之命^一、喚^二穗積臣百足於小堀田兵庫^一。爰百足乘^二馬緩來^一、逮^二于飛鳥寺西櫻下^一、有^レ人曰、下^レ馬也。時百足下^レ馬遲之。便取^二其襟^一以引^レ頸、射中^二箭^一。因拔^レ刀斬而殺之。乃禁^二穗積臣五百枝^一、物部首日向^一。俄而赦之置^二軍中^一。且喚^二高坂王^一、稚狹土^一、而令^レ從^二軍焉。既而遣^二大伴連安麻呂^一、坂上直老^一、佐味君宿那麻呂等於不破宮^一、令^レ奏^二事狀^一。天皇大喜之。因乃命^二吹負^一、拌^二將軍^一。是時、三輪君高市麻呂^一、鴨君蝦夷等^一、及群豪傑者^一、如^レ譽悉會^二將軍麾下^一。乃規^二襲^一近江^一。撰^二衆中之英俊^一、為^レ別將及軍監^一。

（『日本書紀』天武元年（六七三）六月己丑条）

この記事は、天武側が飛鳥寺付近に陣営を作っていた大友皇子側を奇襲したもので、「是日」以降の記述は、功績のあつた大伴氏の家記によるものと考えられている。その中で、近江朝廷から兵を興すために派遣された使者穗積臣百足は、「小堀田兵庫」にあつて、近江へ兵器を運んでいた、とある。結局百足は高市皇子の命令（実際には大伴連吹負の号したもの）によつて陣営に戻つたところで殺されているが、この記述から、飛鳥寺付近に「小堀田兵庫」と呼ばれる兵庫が存在したことがうかがえる。これは、「小堀田宮」にあつた

兵庫」と解釈して問題なからう。小墾田宮はもともと推古朝の王宮であり、飛鳥川右岸、香具山以南、飛鳥寺以北に所在地が推定されている。この王宮が特徴的なのは、天平神護元年（七六五）に称徳が紀伊国行幸の際、経由地として「小治田宮」を使用していること

や、所在地と推定される一帯にある雷丘東方遺跡から九世紀までの遺構が確認されることからわかるように、推古没後も長く存続したという点である（林部二〇〇六）。したがつて、壬申の乱當時も何らかの形で存続しており、そこに兵庫が置かれていたと考えられる。推古没後的小墾田宮には糧や調庸を収納した記事がみえることから、大規模な倉庫群が存在したことが想定されている。また香具山の南方には「兵庫田」という小字名もあり、小墾田兵庫の置かれた場所として有力な地である（奈良文化財研究所二〇一七）。推古朝から兵庫が存在したか否かは、史料や発掘成果から確認できないが、推古三一年（六二三）に新羅征討が計画されたこと（^二）を考えると、その存在は十分に想定される。また、次の記事も兵庫の成立を考えるうえで注目される。

乙卯酉時、難波大藏省失火、宮室悉焼。或曰、阿斗連葉家失火之、引及宮室。唯兵庫職不レ焚焉。
(日本書紀) 朱鳥元年（六八六）正月乙卯条

難波宮の大藏で火事騒ぎがあり、宮室が全焼したが、「兵庫職」のみは焼けなかつた、というものである。「職」とあるが、恐らくはクラそのものを指しているのであろう（^二）。この当時の皇居は飛鳥淨御原宮であったが、天武二年（六八三）に難波宮を副都とする詔が出されており（^三）、兵庫が置かれていたことに矛盾はない。以上のことから、中央における兵庫の成立時期は明言できないも

の、その下限としては推古朝の小墾田宮を設定することができる。それ以降、各宮において兵庫が設置されたことが推測され、天武朝においては、副都である難波宮にも兵庫が設置されていた。では、地方の兵庫はいつ頃成立したのであろうか。

地方における兵庫の初見は、次の記事である。
八月丙申朔庚子、拜「東國等國司」。仍詔「國司等」曰、：又於閑曠之所、起造兵庫、收聚國郡刀・甲・弓・矢、辺國近与「蝦夷接」境處者、可下盡數集其兵、而猶假授本主。：

(日本書紀) 大化元年（六四五）八月庚子条
東国の八道に発遣される国司（実際にはミコトモチカ）に対して、その任務を説いた語の中に、空地に兵庫を作り国郡の刀・甲・弓・矢を収集すること、蝦夷と境を接する所では兵器を数え集めて収公し主に假授することが記されている。また翌年には、

是月、天皇御「子代離宮」。遣使者、詔郡國修營兵庫。蝦夷親付。〈或本云、壞難波狹屋郡邑子代屯倉、而起行宮。〉

(日本書紀) 大化二年（六四六）正月是月条
とある。使者を派遣し兵庫を修營させたというもので、「郡國」という表現からは全国とも解釈できるが、統く蝦夷の記述を含めて考

えると、東國と捉えてよいだろう。この解釈は、前に挙げた前年八月の記事とも付合する。ただし、蝦夷対策のみが目的であつたわけではないだろう。それは、同年正月が改新詔の出されたまさにその月であることを関係する。すなわち、これら二つの記事に見える兵庫の設置・修營は、石母田正氏が指摘するように、東国における在地首長層の階級分化を前提とした、改新政府の軍事的な国内体制整備の中に位置づけられる（石母田一九七一）。氏は、大化が始まる

「評」がこの兵庫を中心とする軍事的拠点として出発したという見解を示している。そして、「独自の軍事的体制として分化していく」若干の国造軍が、かかる軍事拠点＝評を中心として結合し、総領の管轄下にあるという体制を想定する」としている。すると、ここで設置・修営された兵庫は国造軍の兵器を収納するクラということになる。東国はこれ以前から軍事的拠点としての役割を担ってきた地域であり、兵庫の設置がまずこの地域で施策として行われたのは、当然の展開と言えよう。そしてこのことは、翻つていえば、改新の時期には畿内の政府が主導して設置するような兵庫は、畿内の中側に置かれていた可能性を示唆している。ではその西側地域において兵庫が設置されたのはいつかとなると、手掛かりとなるのは次の記事であると思つ。

丙午、詔四方国一曰、大角・小角、鼓・吹・幡旗、及弩・抛之類、不レ応存私家。咸收于郡家。
（『日本書紀』天武一四年（六八六）一月丙午条）

大角・小角等を私家に所有するのを禁じ、郡家（＝評家）に収納させるよう諸国に命じたものである。「郡家（＝評家）」と表記されているが、石母田氏の見解を踏まえれば、これは大化年間の兵庫を引き継いだ、「郡（評）の兵庫」と解すべきだろう。しかし注意しなければならないのは、ここに記載されているのが集団の兵を指揮するために使うものや教習の必要な兵器だということである。大化年間の兵庫に収納されたのは、令制下において軍團兵士が自備するような個人装備の兵器であった。とすると、この天武朝において評を基盤として国造軍を再編することが完了し、「四方国」と詔中にあるように、それが東国だけでなく全国に普及したものと推測され

る。このことは、天武一二年から行われ一四年一〇月に完了した国境確定事業からも言えると思う。吉永匡史氏はこの国境確定によって支配領域の概念が人ではなく土地を領域単位としたものへと変化し、それによって国宰の権限が上昇し、それを待つて郡家＝評家への指揮員取公が行われた、としている（吉永二〇〇七）。とすれば、全国的な兵庫の設置は大化年間から天武一四年にかけての時期とみていいだろう。

さらに、天武が壬申の乱の経験から軍事力の中央集権化を企図するようになり、それが畿内官人の武装化と天武・持統朝に創設された軍團に帰結することも忘れてはならない。後者は前章でみたように軍團制として律令に規定されていくが、天武・持統朝に成立した淨御原令の存在を踏まえると、兵士が自備した兵器を納める倉庫としての兵庫がこの時期に諸国に設置された可能性は十分にある。したがって、大化年間から東国を中心て設置された地方の兵庫は、評家に属する国造軍の兵庫として天武一四年頃までに全国に設置され、その完了と前後するように軍團の兵庫も置かれたと考える。そして、大宝令制下においては、

丙辰、諸國大租・駅起橋及義倉、并兵器數丈、始送于弁官。

（『続日本紀』大宝二年（七〇二）二月丙辰条）
とあるように、後の器仗帳と思われる帳簿が作成され弁官に送られており、畿内官人だけでなく全国で保有されている兵器が把握されるようになつていた。

（二）使途
次に、兵庫に収納された兵器の使途について考えてみたい。まず

中央の兵庫についてみていく。前章でみたように、令制の左右・内兵庫の長官には儀仗・兵器を管理することが職掌として規定されており、中央の兵庫には元日節会などの儀式で使用する儀仗と、実戦用である兵器とが収納されていた。また、

甲午、詔曰、：又五兵之用、自古尚矣。服強懷柔、咸因武德。今六道諸國、營造器仗、不甚牢固。臨事何用。自今以後、毎年貢レ様、巡察使出日、細為校勘焉。

(続日本紀) 霊亀元年(七一五)五月甲午条

とあるように、靈亀元年(七一五)には西海道を除く六道諸国に對し様の器仗を送ることが義務づけられ、諸国で製造された見本の兵器・儀仗が中央の兵庫に収納されるようになつた。しかし、左右・内兵庫の実戦用の兵器が使用された例はみられない。そのような事態、すなわち中央に置かれた政府の軍事力が発動されるような事態は、日本の古代史において藤原仲麻呂の乱が唯一であるが、その際に使用された兵器は、正倉院から出藏したものであつた(松本二〇〇三)。これは、兵庫の器仗を出納するには内印や中務の立ち会いが必要であり即座に取り出すことが困難であつたからと考えられている。とはいへ、中央の兵庫は政府にとって、そして京にとつて重要なものであつたことは疑いがない。それは、次の記事からもうかがえる。

甲寅、運恭仁宮高御座并大橋於難波宮、又遣使取水路、運中漕兵庫器仗。

(続日本紀) 天平六年(七四四)二月甲寅条

恭仁京から難波京への遷都の時期の記事だが、恭仁京に置かれていた高御座や大橋とともに兵庫の兵器・儀仗が難波京へ運ばれて

おり、特に後者は水運によつて輸送されたことが記述されている。

この前後の時期には、兵庫の語句こそないものの、遷都や行幸に際して「器仗」が運ばれた記事が『続日本紀』にいくつもみられ、それらも左右・内兵庫に収納されていた兵器・儀仗であつたと考えられる(注)。一方、兵器とは異なり、儀式で用いられる儀仗について

は、使う機会が多かつたようである。

問、儀仗、節会之日令レ取以不。答、元日於朱雀陳列飾馬許、立藤原左右大臣儀仗、奏聞自兵庫下充。還上者不知也。

(儀制令集解三儀仗条所引古記)

とあるように、大宝令制下においては元日節会において飾馬を陳列したところに藤原右大臣(右史料中の「左」は衍字と思われる)の儀仗を立てるが、その儀仗は奏聞して兵庫から下し充てていたという例が挙げられている(注)。また、時代は下るが延喜兵庫式に

凡出充諸衛及中務省元日儀仗、並待官符充行。

(延喜兵庫式一二儀仗条)

とあり、諸衛府や中務省が元日に用いる儀仗を兵庫から出給する際には、官符を待つてから行うことが規定されている。では、地方の兵庫に収納された兵器・儀仗の用途はどのようなものであつたのだろうか。まず軍團の兵庫には、前章でみたように、兵士が自備した兵器が種類ごとに収納されていた。これらの兵器は、対蝦夷などの征討において使用されていた。

庚寅、遷坂東八國并越前・能登・越後等四國浮浪人一千人、以為雄勝櫓戸。及割留相模・上総・下総・常陸・上野・武藏・下野等七国所送軍士器仗、以時雄勝・桃生二城。

(続日本紀) 天平宝字三年(七五九)九月庚寅条

とあるのは、「軍士の器仗」という表現から、軍団の兵器・儀仗とみて問題ないだろう。ここでは、その兵器を雄勝・桃生城に貯蔵して対蝦夷に備えている。また前項でみたように、郡家には郡兵庫が置かれていた。松本政春氏は八世紀における郡司の軍事指導について論じた中で、地方に置かれた郡兵庫は、軍行での兵器補給だけでなく、郡司を主体とした田獵や罪人追捕行動に人夫や百姓が動員された場合に行われた、彼らへの兵器支給にも役割を果たしたものであり、「評」の兵庫を淵源にしながら、「評」が軍事的性格を失行政機構の「郡」に移行した後も、律令国家によって意図的に設置されたものである、と指摘している（松本一九八六）。たとえば、

藤原広嗣の乱では、

戊申、大將軍東人等言、殺獲賊徒豐前国京都郡鎮長大宰史生徒八位上小長谷常人・企救郡板櫛鎮小長河内田道。但大長三塙壠者、着前隻、逃竄野裏。生虜登美・板櫛・京都三处營兵一千七百六十七人。器仗十七事。：又間謀申云、広嗣、於遠河郡家造軍營、儲兵弩。而擧烽火、徵發國內兵矣。

（『続日本紀』天平二年（七四〇）九月戊申条）

とあるように、広嗣征討の軍が、登美・板櫛・京都の三つの鎮の營兵を捕虜とし、「器仗十七事」を押収したこと、大宰少式であった広嗣は筑前国遠河郡家に軍營を設け、兵器である弩を設営したことなどが知られる。登美・板櫛は不明だが、京都鎮については「京都郡鎮」と記述されていることから、郡家に近い場所であつたことがうかがえる。また広嗣が軍營を設けたのが郡家であり、そこで「弩」を設置したことも興味深い。これは前に挙げた『日本書紀』天武一四年の記事にある、弩などを郡家（＝評家）すなむち郡（評）の

兵庫に納めさせた内容とつながるものである。詳しくは次章で述べるが、西海道に影響力をを持つ藤原宇合の子であり大宰少式であった広嗣には、筑前国内の郡兵庫の兵器を出させる権限があつたと考えられる。『続日本紀』の記事は簡潔で、どのような命令系統でそれが行われたのか不明だが、この場合においては、西海道を管轄する大宰府官人の命令によって郡兵庫が開けられたと思われる。

このように、兵庫には儀仗と兵器が保管され、中央では専ら儀仗が使用されたが、地方に置かれた軍団や郡家の兵庫では征討などの実戦に兵器が使われ、それは所在地の郡内・国内だけでなく、国外でも使用されていた。

（三）管理

次に、兵庫の実態面の検討の最後として、管理についてみていく。前章でみたように、令制下では中央の兵庫の収納物の管理機関として、左右・内兵庫と兵部省が規定されていた。前者については、大同三年（八〇八）に内兵庫は左右兵庫に併合され（十三、寛平八年（八九六）には左右兵庫寮になり（十三、昌泰元年（八九八）には兵部省の管轄となる（十四）など、組織の改編が行われているが、いずれにしてもそれぞれの兵庫に収納されている兵器・儀仗を囲涼・出納することが主な職掌であつたことは変わらない。たとえば、王子、先是、兵庫器仗者、中務監物、与本司相對出納。至是、諸司相知出納。

（『続日本紀』天平神護元年（七六五）閏十月壬子条）
とあるのは、仲麻呂の乱を受けて出納の迅速化を図つたもので、それまで中務の監物が立ち会つて行われていた兵庫の出納を、左右

(内) 兵庫単独で出納し、出納を申請した官司に知らせる方式に変更している(松本二〇〇三)。またこれは道鏡の軍事的権力拡大の一環であり、この数年後には、

是日、以正三位弓削御淨朝臣清人為「檢校兵庫將軍」。從四位下藤原朝臣雄田磨為「副將軍」。從五位下朝臣船守・從五位下池田朝臣真枚並為「軍監」。六位軍監二人。軍曹四人。

(続日本紀) 神護景雲二年(七六八) 一月己亥条
とあるように、道鏡の弟である清人を「檢校兵庫將軍」に任じるなどしている。このような「將軍」職は、和銅四年に、

丙子、勅頃聞、諸國役民、勞於造都、奔亡猶多。雖禁不レ止。
今宮垣未レ成、防守不レ備、宜下禁令。軍營禁令守兵庫。因以從四位下右上朝臣豊庭、從五位下紀朝臣男人・粟田朝臣已登等為將軍。

(続日本紀) 和銅四年(七一) 九月丙子条
とみえ、平城宮の垣が未完成な状態で兵庫の防衛が心許ないため、臨時に軍營を設け、さらに將軍を任命し、その守備に当たらせた、

という事例がある。職員令義解六「左衛士府条に「差科」の解釈として「謂、差配兵庫・大藏也」とあるように、本来兵庫を守衛するのは衛士の役割であったが、宮の垣すらない状態において、衛士のみでは不足と判断されたのだろう。しかし神護景雲二年の「將軍」は將軍・副將軍・軍監・軍曹を備えた、「權制」とは言い難いものであり、また「檢校」の職掌を冠しながら「將軍」という職名を持つていてことから、武力をもつて兵庫の出納に介入したものと解される。とはいっても、この職は他にみえず、道鏡政権が崩れた際に共に廃止されたのだろう。

一方で地方の兵庫の管理は、前章でみたように、養老職員令七〇 大国条に規定される国司の職掌に「器仗」とあることから、まず収納物の管理者として国司が挙げられる。また養老軍防令四五在庫器仗条に「凡在庫器仗、有レ仕任者、當處長官、驗レ実具申レ官。隨レ狀處分除毀」とあるから、国司だけでなく郡司も兵庫内の兵器・儀仗の管理者として役割を与えられていたことが言える。そして兵庫そのものの管理については、

凡軍團各置鼓一面、大角二口、少角四口。通用「兵士」。分番教習。倉庫損壞須修理者、十月以後、聽役「兵士」。(養老軍防令三九軍團置鼓条)

とあるように、軍團の兵庫が損壊した場合は十月以降に兵士を使役して修理することが認められており、また、

癸未、綠レ停「兵士」、國府兵庫、点白丁、作レ番合レ守之。

(続日本紀) 天平一年(七三九) 六月癸未条
とあることから、國府に置かれた兵庫は原則兵士が守衛していたこと、兵士が停止されていた天平一(一七八年)の間は白丁が番交替で守衛していたことが知られる。そして延暦一年(七九二)に兵士が廃止されると、兵庫を守る人員として健兒が設定された(十五)。

ただし大宰府管内は除外されていたため、引き続き兵士が兵庫を守っていたのだろう。

以上、本章では兵庫の実態面として、その成立・使途・管理をみてきた。中央の兵庫は推古朝頃までに成立し、以降、専ら儀式に使用するために皇居や行幸先に設置され、衛士が守衛し、左右・内兵庫(後に兵庫寮)や兵部省の管理を受けた。一方地方の兵庫は、大化元年に國造軍の兵庫として東国に設置されたのを嚆矢として、天

武一四年頃までに全国に普及したと考えられ、当然国衙や郡家で行われる儀式には儀仗も用いられたろうが、中央に比べて実戦で使用する兵器の役割は格段に大きかった。そして国・郡・軍団の兵庫の建物は全て兵士によって守衛・修理され、収納物については国司・郡司・軍械が直接的に管理しさらに兵部省で把握されていた。

ここまで、二章にわたって日本古代における兵庫の制度と実態をみてきた。ここでその意味について考えてみると、兵庫は律令にも規定され、唐律にも「武庫」とあるように律令国家の中に不可欠の存在であったが、小堀田宮の兵庫のように、律令を継受する以前から日本に存在していた。それは恐らく、権力の所在を示すために必要な施設だったからであろう。しかし律令制を取り入れ、中央集権国家となるためには、大小を問わず権力が散在していること、すなわち皇子や有力豪族が兵庫を所有している状態⁽¹⁾は解消しなければならなかつた。大化年間や天武朝の軍事的な諸政策は、兵庫によつて地方の兵器を把握・管理し、さらに中央のために使える軍事力として編成するものであつたのである。すなわち、古代日本における兵庫は、地方の勢力を削ぎ、中央の権力を増強させる過程で必須のものであり、律令施行後も地方へ中央の軍事力を及ぼすために必要な施設だつたと言える。

太政官符 応交替檢定府庫器仗事

右參議從四位上行大式藤原朝臣冬緒起請候、府庫器仗、依延暦年中官符旨、永為不動。爾後雖年料修理額有其數而年代久遠、損壞不尠。加以甲冑等時有盜失。既為不動、未得趣開。因レ茲、曾加檢封、不得計知。望請、使權少式從五位上坂上大宿稱護守殊為朝使、依舊檢定修理損物者。仍太政官延暦十八年十月二日符、應交替分付一条云、件器仗、宣割元日威儀料、安置別倉、毎年充用、自余兵為不動。但破損物須修理。宜一任之内、四度料置、少倉、限内修了、返納之事、申レ官待報符上。不り得寄言不動、致レ有中破損者。右大臣宣、奉レ勅、元日威儀料安置別倉、毎年充用、自余兵為不動等事、一依先符。但雖不動、理須附領。故先符云、不得寄言不動、致レ有中破損者。而時有盜失。既為不動、未得報開。曾加檢封、無レ由計知。可謂下先任吏等不熟符旨之所致也。宜前後之司交替檢定、破損之物隨即修理。又修理年料須前司修理之物、後司交替之次、便即檢納、新司応修之料、細選尤損之物、同以下充、立為恒例不レ勞申言上。大野城器仗亦宜准此。

貞觀十二年五月二日

(『類聚三代格』卷一八器仗事)

大宰府の兵庫の兵器・儀仗は、延暦一八年に不動となつており、修理や盗難に対応しようにも容易に開けられないため、朝使を任じて修理すべき物を検定するよう大宰大式である藤原冬緒が起請したもので、結果的に、大宰府官人の交替の際に検定し破損している物

三、大宰府と管内諸国の兵庫

(一) 大宰府の兵庫

大宰府自体に兵庫が存在したことは、『類聚三代格』に収められている次の官符からも明らかである。

はただちに修理することが決定されている。またここからは、延暦一八年以来、元日威儀に用いる儀仗のみ別倉に分けて保管し、毎年の使用が可能になつてきただこともうかがえる。では、不動となつた兵庫には具体的にどのような物が収納されていたのだろうか。

甲申、西海道巡察使武部少輔從五位下紀朝臣牛養等言、戎器之設、諸国所レ同。今西海諸國、不レ造_レ年料器仗。既日_レ邊要。當備不虞。於是、仰_レ筑前・筑後・肥前・肥後・豐前・豐後・日向等國、造_レ備甲・刀・弓・箭、各有_レ數。每年送其様於大宰府。

（『続日本紀』天平宝字五年（七六二）七月甲申条）

当初、西海道では年料器仗を製造していなかつたが、邊要の地として不慮の事態に備えるために、この段階で筑前以下七ヶ国に製造が命じられ、見本となる様を大宰府に送ることが義務づけられた。したがつて、大宰府の兵庫にはこうした管内諸国から送られてきた様の器仗が収納されていたことが判明する。様の器仗が送られていたということは、大宰府に器仗の質を検査する役職のあつた可能性を思われる。中央では、延喜式に、

凡諸國様器仗、皆先進_レ兵部、即与_レ寮官_レ共加_レ校閱_レ。御覽訖乃勘收。

（延喜兵庫式一五様器仗条）

とあつて、諸国から送ってきた様器仗は兵部省が兵庫寮の官人と共に校閲することになつていたからである。養老職員令六九大宰府条からは「城隍・舟楫・戎器・諸營作事」を職掌とする大工と少工が置かれていたことが知られ、また大宰府史跡からは政庁に隣接する場所（歳司地区）で兵器とみられる大量の被熱鉄製品が見つか

り、府庫・兵庫の可能性を有する何らかの保管施設が存在したことが指摘されているが、これらは在地様式よりも中央様式に近いという（小嶋二〇一二）。兵器の製作地は判明していないが、大宰府で製造された可能性は十分にあり、そうした管内諸国だけでなく大宰府で製造された兵器が府庫、すなわち大宰府の兵庫に納められていたのだろう。

また大宰府には、筑前・筑後・肥前・肥後・豐前・豐後から軍毅・選士・兵士が上番してきていた（松川二〇一二）。こうした軍事力は、兵庫の守衛にもあてられたものと考えられる。

（二）管内諸国の兵庫

大宰府管内の諸国_レの兵庫について特に記述した史料は少ない。しかし、先に述べたように、天平宝字五年まで管内の七ヶ国には年料器仗の製造が認められていなかつたため、それ以前は大宰府が製造していたと考えられる。そうすると、軍團に納められる兵士自備の兵器について、疑問が生じる。兵士の自備といつても、軍防令に規定されるような兵器を兵士として徴発された百姓が全て持つていたとは考えがたい。そのため、兵士は郡家に附属した工房などで製造されたものを估価で購入し、軍團の兵庫に納めたと考えられている（松木一九八六）。これは国郡で兵器を製造していることが前提であるが、管内諸国では大宰府が兵器を製造していたとなると、軍團兵士はどのように自備すべき兵器を用意したのであろうか。考えられるのは、①兵士は大宰府まで行って兵器を調達した、②大宰府から管内諸国に兵器が送られた、③兵士の自備程度の兵器は国郡で製造されていた、という可能性だが、まず①は想像しがたいようと思

う。(3)も、天平六年出雲国計会帳に「官器仗帳一巻」「伯姓器仗帳一巻」とあるように、中央に把握されない兵器の製造は考えがたい。また、橋本裕氏は大宰府が兵器の製造能力を独占するために、管内諸国での兵器の製造を認めなかつたのではないかと指摘している(橋本一九七六)。したがつて、(2)が妥当な可能性とも思われるが、これについては次章で詳しく考えてみたい。さて以上は想像の域を出ないものであるが、六国史には大宰府管内諸国の兵庫について、いくつかの記事がみられる。

甲子、勅 大宰府去十二月廿八日奏云、対馬島言、今月六日新羅船三艘浮(西海)。俄而一艘之船著(於下郡佐須浦)。船有三十人。言語不通、消息難知。其二艘者、間夜流去、未レ知し所レ到。

七日船廿余艘在(嶋西海中)。燭火相連。於是遂知「賊船」。仍殺先着者五人、五人逃走。後日捕獲四人。即衛(兵庫)、且發(軍士)。又遙望「新羅」、每夜有火光數處。由レ甚疑懼不レ止。仍申送者。為問「其事」、差(新羅)訛語(舟駆等)發遣已訖。且准(例)応レ護(要害)之状、告(管内并長門・石見・出雲等国)訖者。所奏消息既是大事。虛實之状、續須(言上)。而久移(年月)無所レ申。又要害之國、必發(入兵)、慮(被警備)。解却之事、期於何日。宣レ言其由。不得(更怠)。又量(事勢)、不レ足(為)虞。宜(令)停(出雲・石見・長門等国護)要害事。

(日本後紀)弘仁三年(八一二)正月甲子条
賊船と見られる新羅船が現れたことが対馬から大宰府に言上され、大宰府から中央に奏上されたものである。この中で対馬は、賊船と判明した時点ですでに捕らえていた新羅人一〇人のうち五人を殺したが、残り五人には逃げられ、後日四人を捕らえたが残る一人は

まだ逃走を続けていたため、兵庫を守衛し軍士を発動した、と述べている。事件が発生してから初めて兵庫を守衛したとは考えがたいため、おそらくは守衛をより堅固なものにした、ということだと考えられる。またこの記事には、対馬からの言上を受けた大宰府が新羅訛語と軍械を派遣したことがみえ、前述した大宰府に上番していだ軍械がこうした軍事的危機に出動する体勢だったことがうかがえる。また、

十三日甲午、先是、大宰府言、肥前国杵鳴郡兵庫震動。鼓鳴二声。決(之)著(善)龜(可)レ警(隣)兵。是日、勅令(筑前・肥前・壱岐・対馬等国島)、戒(慎)不(虞)。又言、所(レ)禁(新羅人潤清等卅人)。其中七人逃竄。

(日本三代実録)貞觀二年(八七〇)六月一三日条

とあるように、大宰府管内諸国で兵庫に異変があつた場合、まず大宰府に報告がなされることになつていてることが知られる。これは、六国史に記載される管内諸国の兵庫に関する記事が、ほとんどの場合大宰府からの言上という形であることが明らかが見える。加えて、この記事からは、管内諸国の兵庫の異変について、「善龜」を行える人材が大宰府にいたことがわかる。振り返つてみると、養老職員令六九大宰府条には確かに陰陽師一人が規定されている。条文では「占筮(地)」を職掌としているが、上の記事からすると、こした龜トも行つてゐたのではないかと思われる。

以上、大宰府と管内諸国の兵庫についてみてきた。これを前章までに検討した中央と地方の兵庫の関係と比較してみると、次のように相似関係がみえてくる。

・地方から中央へ様の器仗が送られているように、大宰府へも管内

諸国から様の器仗が送られている

・中央の兵庫は地方から上京した衛士が守衛したが、大宰府の兵庫も筑前など管内の六ヶ国から上番してきていた選士・兵士によつて守衛されたと考えられる

・地方で起きた兵庫の異変を中央で陰陽寮が占つたように、大宰府の陰陽師が管内諸国の兵庫で起きた異変を占つていたと考えられる

しかしその一方で、相違点もみられる。たとえば、大宰府の府庫は延暦一八年に不動扱いとなつており、大宰府官人でさえ容易に開けられなくなつていていた点である。同じく延暦一八年には大宰府所部を除き烽火が停廢されており（十七）、内憂外患が少なくなつた分、負担を減らして民力を疲弊から救おうとする政策の一環と思われる。

また大宰府はその管轄内に九世紀まで存続する古代山城を抱えていた。そこに置かれた兵庫も、相似関係から逸脱した存在であろう。そこで、次章では古代山城、特に鞠智城の兵庫についてみていく。

四、鞠智城と兵庫

古代山城において、明確に兵庫の存在が知られるものは非常に少ない。前掲の貞觀一二年太政官符に、「大野城器仗」とあり、次に挙げる貞觀一八年太政官符に「城庫」とあることから、大野城に兵庫があつたことが知られる。

太政官符

応「大野城衛卒米依レ旧納 城庫一事」（条々内）

右參議權帥從三位在原朝臣行平起請候、被太政官貞觀十二年二月

甘三日符一稱、參議從四位上大式藤原朝臣冬緒起請候、除五使料之外、庸米并雜米總納「稅庫」、毎月下行。若非有判行輒以下用、監當之官准「法科」罪者。官符之旨固有レ宣然。但至于件城、々辺人居、或屋舍頽毀、或人跡斷絕、仍問「城司等」、申云、此城衛卒四十人、料米毎月廿四斛、元米納「城庫」。余時城庫邊百姓等、遂往還之便、求売買之利。從之納「稅庫」以米、人衆無レ到、売買失術。百姓逃散、總而由レ此者。夫守レ城在レ人、聚レ人有レ食。望請、件料米特納「城庫」者。右大臣宣奉レ勅、依請。

貞觀十八年三月十三日

（類聚三代格）卷一八統領選士衛卒衛士仕丁事

また鬼ノ城では炉底溝や使用痕跡のある砥石が出土しており、鍛冶工房が存在した可能性が強く、ひいてはそこで製造された兵器、それを収納した兵庫の存在が想像され、実際に倉庫跡が確認されているが、鬼ノ城そのものが文献史料に現れない（岡山県教育委員会二〇〇〇六、鈴木二〇一一）。その点、史料上に兵庫が明確に記述され、発掘調査からも兵庫の可能性のある遺構が見つかっている鞠智城は貴重な存在と言えよう。では、鞠智城の兵庫はどのような制度下でどのように機能したのであろうか。

まず、鞠智城の兵庫がいつ成立したのか、という点について考えてみたい。この点について、軍事機能が低下する九世紀の段階で兵庫が確認できることから、築城当初から設置されていたとする見解（五十嵐二〇一六）がある。しかし前章でみたように、大宰府管内諸国では天平宝字五年（七六一）まで年料器仗の製造は認められていなかつた。また、大野城では八世紀以降、数次に分けて段階的に倉庫群が形成され、それらは都衛正倉のあり方と類似性が認めら

れることから、内政的に稲穀を取納していたことが指摘されている（赤司二〇一四）。ここから、築城当初には鞠智城には兵庫が設置されていなかつた可能性が浮上する。鞠智城で唯一出土している兵器は、六四号礎石建物跡から発見された鉄鎌である（熊本県教育委員会二〇一一）。この建物は、下層にも六六号礎石建物があり、周囲に溝が廻らされている。養老倉庫令一倉於高燥処置条に「側開一池渠」とあることから考えて、倉庫ではないかと思われる。そして鎌は、養老軍防令七備戎具条に次いで二張を兵士が自備するよう義務づけられている兵器である。とすると、この六四号礎石建物は兵庫である可能性が出てくる。この建物は鞠智城第三・IV期（八世紀第1四半期後半～第3四半期、八世紀第4四半期後半～九世紀第3四半期）に確認されている。興味深いのは、管内諸国に年料器仗の製造が命じられた時期が鞠智城第III期に含まれる、ということである。すなわち、鞠智城の築城当初に城内に置かれていた倉庫は穀用の倉庫であり、兵庫は年料器仗の製造が可能になつた時期に新たに建てられたものではないかという推測が可能となるのである。

ここで文献史料をみてみると、天平宝字八年（七六四）正月に佐伯今毛人が大宰府の營城監に任じられていることが知られる（千九）。今毛人はこの後、同年八月に肥前守を兼ね（十九）、翌天平神護元年（七六五）には築怡土城專知官に任じられ（二十一）、怡土城は神護景雲二年（七六八）に完成している（二十二）。この今毛人の仕官は、鞠智城の兵庫建設と関連すると考えられないだろうか。この考えが妥当ならば、前章で積み残した、天平宝字五年以前に管内諸国の兵士がどのように兵器を自備したのかという問いに答えが与えられそうである。管内諸国で年料器仗が製造されず、また古代山城内に兵庫も

設けられなかつたとなれば、兵士に国内の兵庫を守衛する任務は課されなかつただろう。管内諸国の兵士が担うべき役割は、大宰府に上番して兵庫を守ることであり、國府等官衙施設を守ることであるが、兵士や軍械が定期的に大宰府へ向かうならば、そこで兵器を調達することは可能であろう。つまり、前章で提起した①の可能性が考えられてくるのである。

右のように仮定したうえで、次に鞠智城の兵庫の制度・機能について考えてみたい。前にみたように、養老職員令七〇大国条には国守の職掌に「城牧」と「器仗」があり、鞠智城の文書上の管理者は國守、即ち肥後國守であつたと思われる。しかし養老軍防令四五在庫器仗条に「當處長官」とあるように、郡司の長官も實際には管理に関わつたと考えられる。そして大宰府管内であつたため、その郡司・國司の上に大宰府が高位の管理者として位置していただろう。ここで少し言及しておきたいのは、前掲の貞觀一八年太政官符にみえる「城司」である。松川博一氏は「大野城の管理を専当していた主城とそれを勾当していた監典等によつて「大野城司」もしくは「主城司」と呼ばれる一司を構成していた可能性は高い」としている（松川二〇一八）。主城は弘仁一四年（八二三）に大宰府の主厨と主船を廢止して設置されたものである（二十三）。しかし弘仁一四年に二員が設置され、承和七年（八四〇）に一員に削減されているため、その管轄が大野・基肄・鞠智の三城全てに及んでいたとは考えがたい。やはり、天安二年の兵庫の鼓が鳴った記事に「肥後國言」とあるように、鞠智城の管理は肥後國守によつて行われたと考えるのが妥当であろう。

また、機能については、兵庫の設置理由とも関連するであろう。

八世紀後半は新羅との関係が悪化した時期であり、前述の怡土城の築城などはそうした情勢下で行われた。板楠和子氏はそうした中で、内陸部に所在する既存の山城ではなく、玄界灘沿岸部の新城である怡土城に防衛の重点が移されたとしている（板楠二〇二二）。

とすれば、この時期に置かれた鞠智城の兵庫は、そうした軍事的緊張に対応して製造された兵器を貯蓄し、防衛拠点に提供するためのものだったのではないだろうか。

では、八世紀後半の新羅との軍事的緊張の中で建設された鞠智城の兵庫は、なぜ九世紀まで存続したのだろうか。最後にこの点について考えてみたい。冒頭に史料を挙げたように、九世紀以降に登場する鞠智城の兵庫は、全て怪異記事の中で語られている。この「兵庫の中の物が自然に音をたてる」という現象については、史料上最初に見られるのは宝亀一年（七八〇）に左右兵庫の鼓が鳴った記事である（三十一）。この時の対処については不明だが、その次の天祐元年（七八一）の事例は、三月に美作国吉田郡で兵庫が鳴動し、伊勢国鈴鹿閥で西中城の門の大鼓が自然に鳴った（三十四）だけでなく、四月には左兵庫の兵器が自鳴した、というものだった。ちょうどこの時、天皇は不予の状態にあり、これらを受けて政府は伊勢・美濃・越前に官人を派遣し、固聞させている（三十五）。これ以後、中央・地方を問わず兵庫やその収納物が自然に音をたてるという現象は史料中になびきみられるが、注意されるのは、初見記事が宝亀年間であるから、鞠智城に兵庫が設置されたと考えられる時期の後である。このことから推測されるのは、兵庫が古代の政府にとつて、天皇の身体や内憂外患を占う重要な装置として認識されていたのでないか、ということである。すなわち、当初現実に迫る軍事的な

要請から造られた鞠智城の兵庫だったが、その危機が去った後も、新たに兵庫に付された象徴的な意味のために、永く存続したと考えられるのである。実際、鞠智城の兵庫の鳴動は政府の新羅海賊に対する認識と関連することが指摘されている（野木二〇一七）。

おわりに

以上、四章にわたり日本古代の兵庫と鞠智城について検討してきた。以下に結論を簡単にまとめて、結びとしたい。古代日本では律令制導入以前から兵庫が存在し、その重要性は唐よりも高いものだった。なぜなら、古代日本の律令国家はその前段階として、地方の兵庫によって全国を掌握するという手段をとったからである。政府は地方の兵庫とその収納物である兵器を徹底的に把握することで、全国支配を行おうとしたのである。こうした中央と地方の兵庫の関係は、大宰府と鞠智城の所在する管内諸国の兵庫でも相似のようにみられるが、大宰府管内独自の部分もあった。その一つが、九世紀まで存続した古代山城の兵庫である。そこで鞠智城の兵庫は、築城された当初には置かれず、八世紀後半、新羅との緊張が高まった時期に設置された可能性が考えられ、その後軍事的な要請が薄らいだ後も、中央の地方支配や対外関係を占う象徴的な意味を持たれて存続した。鞠智城の兵庫は、古代日本における兵庫の意義を考えるうえで重要な視点を与えてくれる貴重な存在だということができるよう。

- (一) 職員令義解六「左衛士府条に、「差科」について「謂、差配兵庫・大蔵之類也」とある。
- (二) 職員令集解二「兵部省条所引穴記に、「兵器儀仗者、諸国造兵司所造出、兵庫者不掌」とあり、兵部省が掌るのではないとの解説が示されている。
- (三) 注(二)参照。
- (四) 職員令集解六「左兵庫寮条所引合訳に、「案、暦涼之時、申兵部、々々申官、官奏請補暦涼」とある。
- (五) 兵役は折衝府の置かれていた州の民にのみ課されていた。この点、日本とは大きく異なる。
- (六) 「唐律疏議」卷一五
- (七) 「日本書紀」推古三年是歲条
- (八) 「日本古典文学大系」「日本書紀」下 四七五頁頭注
- (九) 「日本書紀」天武二年一月庚午条「又詔曰、凡都城宮室、非一處、必造兩參。故先欲都難波。是以、百寮者、各往之請家地。」
- (十) 「己未、遣使平城宮器物於豐原宮」(天平二年閏三月己未条)、「己丑、始運平城器物、取置於恭仁宮」(天平二年二月己丑条)、「戊戌、運恭仁宮器物於平城」(天平二年二月戊戌条)。但其义私造備耳」と述べ、使用者が私的に準備するものだと解釈している。
- (十一) 「類聚三代格」卷四 加減諸司官員井廢置事 大同三年正月二〇日太政官符
- (十三) 「類聚三代格」卷四 廃置諸司事 寛平八年九月七日太政官符
- (十四) 「類聚三代格」卷四 廃置諸司事 昌泰元年一〇月五日太政官符
- (十五) 「類聚三代格」卷一八 健兒事 延曆一年六月一四日太政官符

(十六) 「日本書紀」皇極二年一月条には蘇我蝦夷・入鹿の邸宅で四傍に兵庫が造られていたことが書かれている。また大海人皇子は天智一〇年一〇月庚辰条に、東宮を辞して出家した際、私の兵器を全て司(おほやけ)に納めた、とある。

(十七) 「類聚一代格」卷一八 開井條侯事 延曆八年四月一三日太政官符

(十八) 「続日本紀」天平宝字八年正月己未条

(十九) 「続日本紀」天平宝字八年八月己巳条

(二十) 「続日本紀」天平神護元年三月辛丑条

(二十一) 「続日本紀」神護景雲二年三月癸卯条

(二十二) 「類聚三代格」卷五 加減諸國官員井廢置事 承和七年九月二三日太政譜奏

(二十三) 「続日本紀」宝龜二年一〇月癸巳条

(二十四) 「続日本紀」天応元年三月乙酉条

(二十五) 「続日本紀」天応元年四月己丑朔条 (二十五) 「続日本紀」天応元年四月己丑朔条

(二十六) 「続日本紀」天応元年四月己丑朔条 (二十六) 「続日本紀」天応元年四月己丑朔条

(二十七) 「続日本紀」天応元年四月己丑朔条

引用 参考文献

赤司善彦 二〇一四「古代山城の倉庫群の形成について—大野城を中心にして—」『東

五十嵐基善 アジア古文化論叢二、中國書店

城と古民社会 第四号 熊本教育委員会

石母田正 一九七一『日本の古代國家』岩波書店

板橋和子 一二〇一二「肥後國」と「鞠智城」、「鞠智城跡II」熊本県文化財調査報告二七六

大高弘和 一二〇一三「八世紀西海道における对外防衛政策のあり方と朝鮮式山

城」『鞠智城と古代社会』第一号 熊本県教育委員会

岡山県教育委員会 二〇〇六 「国指定史跡 鬼城山」岡山県埋蔵文化財発掘調査報告 二〇三一

熊本県教育委員会 二〇一二 「鞠智城跡II」熊本県文化財調査報告 二七六

小嶋 篤 二〇一「大宰府の兵器 大宰府史跡藏司地区出土の被熱遺物」『九州歴史資料館 研究論集』三六

鈴木拓也 二〇一「文献史料からみた古代山城」『条里制・古代都市研究』二六

磯波 譲 二〇一六 「均田制と府兵制」『陪都城財政史論考』法藏館

奈良文化財研究所 二〇一七 「飛鳥・藤原宮發掘調査報告V」藤原京左京八条三坊の調査 本文編 奈良文化財研究所学報第九四冊

野木雄大 二〇二七 「十世紀における国家軍制と鞠智城」『鞠智城と古代社会』第五号 熊本県教育委員会

林部 均 二〇〇六 「飛鳥の宮と藤原京 よみがえる古代王宮」吉川弘文館

松川博一 二〇一二 「大宰府軍制の特質と展開—大宰府常備軍を中心に—」
橋本 裕 一九七六 「大宰府管内の軍團制に関する一考察」『律令軍團制の研究 増補版』一九九〇年
林部 均 二〇〇六 「飛鳥の宮と藤原京 よみがえる古代王宮」吉川弘文館
松川博一 二〇一二 「大宰府軍制の特質と展開—大宰府常備軍を中心に—」
『九州歴史資料館 研究論集』三七
一九九一八 「律令制下の大宰府と古代山城」『九州歴史資料館 研究論集』四三
松本政春 一九八六 「郡司の軍事指導とその基盤」『律令兵制史の研究』清文堂
出版 二〇〇一年
一九九三 「藤原仲麻呂の乱と兵庫」『奈良時代軍事制度の研究』培書房
向井一雄 二〇一七 「よみがえる古代山城 国際戦争と防衛ライン」吉川弘文館
吉永匡史 二〇〇七 「律令軍團制の成立と構造」『律令国家の軍事構造』同成社
二〇一六年

平安時代の鞠智城周辺の国内情勢

里館 翔大

はじめに

鞠智城は、六六三年の白村江の戦いの敗戦後に、肥後国菊池郡（現、熊本県山鹿市・菊池市に所在）の丘陵に築かれたとされる古代山城の一つである。近年の発掘成果により、その変遷はⅤ期に分類され、七世紀第3四半期～一〇世紀第3四半期のおよそ三〇〇年もの間、存続・機能していたと考えられている⁽¹⁾。

しかし、文献史料上、鞠智城（菊池城）は、文武二年（六九八）・天安二年（八五八）・元慶三年（八七九）の記事にしかみえない。

そのため、これまで、発掘成果を基に、西海道全域と絡めて、軍事・佛教・対外関係・天災・交通・米の生産と備蓄・ほかの山城との関係性など、多角的な観点から多くの研究成果が出されてきた。

九世紀以降、平安時代における鞠智城がどのように機能していたのかについても当然、議論されてきたのであるが、その議論は、軍事・対外関係・米の生産と備蓄（不動倉の存在）を中心であり、特に、对外関係からの検討が多い。一方で、どのような人々が鞠智城を利用し、管理していたのか。また、肥後国府との関係性はどうなのか。九世紀末から生じ、一〇世紀には制度として確立していく受領制度の隆盛との関係性はどうなのか。つまり、国内情勢から平安時代の鞠智城を考察した研究成果は意外に少ない。鞠智城が九世紀以降も機能を変えながらも存続し、一〇世紀第3四半期に廢城に

至った経緯を考える上で、国内情勢からの考察は必要不可欠である。

そこで、本稿では、平安時代の鞠智城がどのように管理され、廃城に至ったのかを考えるために、従来、特に重要視してきた対外関係からではなく、国内情勢からアプローチを試みる。具体的には、これまで深く議論されてこなかった不動倉・不動穀の「開用」問題と肥後国府の変遷から、鞠智城が重層的な体制で管理され、鞠智城の衰退・廢城と肥後国府の展開とがリンクしていたことを明らかにしていく。

一 平安時代の鞠智城に関する先行研究と課題

（一）鞠智城の変遷

鞠智城の初見史料は、次の「史料1」の文武二年（六九八）五月甲申（二五日）の記事である。大宰府に對して、大野城・基肄城・鞠智城の修繕を命じてある。『日本書紀』によれば、天智四年（六六五）八月に、長門国に城、筑紫国に大野城と櫛（基肄）城を築城する記事がみえるので、おそらく、同時期に鞠智城も築城され、およそ三〇年後に修繕が命じられたと考えられる。

【史料1】『續日本紀』文武二年五月甲申（二五日）条

甲申。令大宰府縛治大野・基肄・鞠智三城。

「はじめに」で述べたが、鞠智城はⅠ～Ⅴ期に区分されることがわかっている。各区分の性格は次の通りである（二）。

I期（七世紀第3四半期～第4四半期）

創建期。大野城・基肄城とほぼ同時期に創建されたとする。城門・土塁・掘立柱建物・貯水池など、城としての最低限の機能を備える。

II期（七世紀末～八世紀第1四半期の前半）

隆盛期。「L」字形掘立柱建物を配置した管理棟的建物群とそれらを取り囲む区画溝が出現。八角形建物や直柱建物も配置。土器の出土量が最多であることから、城の管理・運営に多くの人員が配置された。

III期（八世紀第1四半期の後半～第3四半期）

転換期。総柱建物が小型礎石を使用した礎石建物に建て替えられる。現在の発掘調査段階では、出土土器の空白期に当たることから、必要最小限に維持・管理された。

IV期（八世紀第4四半期～九世紀第3四半期）

変革期。管理棟的建物群の消失や貯水池中央部の機能低下がみられる。礎石建物に使われる礎石が大型化し、食糧などの備蓄機能が主体となると考えられる。能登原孝道氏によれば、八世紀後半～末に菊池川中流域において古代集落が一齊に展開し、生産力が向上したことから、貯蔵場所として鞠智城が期待されるようになつたとい

V期（九世紀第4四半期～一〇世紀第3四半期）

終末期。建物の数が減少し、一〇世紀第1四半期～第2四半期には出土土器はみられず、機能そのものが低下し、廢城に至るとされる。しかし、大型の礎石建物を建て直したり、一〇世紀第3四半期の土器も少なからず出土していることから、廢城に至るまでも食糧などの備蓄機能は存続していた。

(二) 平安時代の鞠智城の特徴

前節の区分と九世紀中後期の文献史料から、平安時代の鞠智城の特徴として、次の点が指摘されている。

①：九世紀第3四半期～第4四半期の出土土器の数量は比較的多い。

②：一〇世紀第1四半期～第2四半期の土器は出土していないが、第3四半期の土器は少なからず出土している。

③：①、②の時期に管理棟的建物群が消失し、礎石が大型化する。備蓄機能が主体となる。

④：次の「史料2」～「史料4」から、鞠智城の「兵庫」が鳴動し、「不動倉」が焼失していた。

以上の①～④の指摘を前提として、從来、対外関係と食糧備蓄機能の視点から、平安時代の鞠智城が考察されてきた。次節にて、その成果をまとめ、課題も提示したい。

【史料2】『日本文德天皇実錄』天安二年（八五八）一月丙辰（二四

日）・丁巳（二五日）条

丙辰。肥後国言、菊池城院兵庫鼓自鳴。

丁巳。又鳴。

〔史料3〕『日本文德天皇實錄』天安二年六月己酉（二〇日）条

己酉。大宰府言、去五月一日、大風暴雨、官舍悉破、青苗朽失、

九國二島尽被損傷。又肥後国菊池城院兵庫鼓自鳴。同城不動

倉十一宇火。

〔史料4〕『日本三代実録』元慶三年（八七九）三月一六日丙午条

（前略）。又肥後国菊池郡城院兵庫戸自鳴。

（三）对外關係と鞠智城の機能・性格

「はじめに」で述べたが、平安時代の鞠智城に関する先行研究は軍事・对外関係・米の生産と備蓄（不動倉の存在）、その中でも、特に对外関係からの考察が多い。

すでに、加藤友康氏が「新羅と関連する日本国内の対応」という略年表を作成し、指摘しているが、九世紀はじめの弘仁年間からおわりの寛平年間まで、新羅海賊を含め多くの新羅の人が西海道近海に現われている（²⁴）。中央政府は、新羅海賊の活動に危機感を抱き、特に、新羅に近い対馬島・壱岐島の防衛を当初固めていた。しかし、九世紀後半の貞觀（寛平）年間には、貞觀二五年（八七三）に渤海遣唐使船が天草に漂着した事件をきっかけに（²⁵）、徐々に危機感が有明海方面、つまり、肥前国・肥後国に移つていったという。以上の加藤氏の論点の背景には、石井正敏氏の見解がある（²⁶）。

石井氏は、先の渤海遣唐使船の天草漂着が、有明海防衛の拠点としての鞠智城の存在意義を「改めて」認識させた、という。「改めて」とあるので、防衛拠点としての存在意義の認識が、創建以来、九世紀後半まで通じてあつたわけではないことをほのめかしている。

石井・加藤両氏がいう「緊張関係の発生場所の「移動」」は、貞観一八年に五島列島の行政的地位を上げるように中央政府に上申したことからも、防衛態勢の強化に迫られていることがわかる（²⁷）。

また、野木雄一氏は、一〇世紀の軍制を軸に、平安時代の鞠智城の存在意義を考察した（²⁸）。野木氏は、平安時代の鞠智城は備蓄機能が主体であったが、九世紀後半より一〇世紀にかけて、新羅海賊対策として、再び鞠智城は「城」としての機能、つまり防衛機能が主体となつたと指摘する。

通時代的防衛拠点として機能していたわけではなく、III期以降は備蓄機能が主体となつたことは認められる。しかし、九世紀後半からは、新羅海賊の動きに中央政府が危機感を抱き、また、事件の発生場所が有明海側に移つていったことから、鞠智城が再び防衛拠点として再認識されていったと考えられたのである。〔史料2〕・〔史料4〕にみえる「菊池城院」の「兵庫」鳴動記事も、対外的危機に対する喚起と結びつけられるのである（²⁹）。

一方で、九世紀後半における中央政府の对外的危機と鞠智城の存続を直接結びつけることに疑問を呈する意見もある。榎本淳一氏は、鞠智城は、防衛機能が比較的高く、交通の要衝にあつたことから、貯蔵施設として九世紀以降も存続したと指摘した（³⁰）。そして、九世紀以降の鞠智城の管理主体は菊池郡であると提言した。この点に関連して、五十嵐基善氏も、「兵庫」自体は置かれていたものの、

鞠智城に大量の武具が置かれていたとは考えにくく、その管理はすでに大宰府ではなくなっていたと指摘している（二二）。

また、榎本氏は、九世紀後半に対外的危機意識が高まつたことは認めつつも、すでに七世紀末のように国士侵略は想定しておらず、山城も本来必要ないと考え、対外的危機と鞠智城の存続とを直接結びつけられないと指摘した。三期の出土土器空白期を参考するに、性格がすでに変化しており、防衛拠点としては認められないという。榎本氏は、自説の根拠として、「類聚三代格」にみえる弩・弩師設置記事を挙げている。「類聚三代格」卷五によれば、弘仁・承和・貞觀・元慶・寛平・昌泰と、日本海側を中心に弩・弩師が設置されていることがわかる。その内訳は次の「第一表・弩師の設置」の通りである。

番号	年月日	國名	内容
一	弘仁三年四月一日	鎮守府	弩師一人
二	弘仁五年五月一二日	大宰府	史生一人を弩師
三	承和四年二月八日	陸奥國	弩師
四	承和五年七月二十五日	麥岐嶋	史生一人を弩師
五	貞觀一年三月七日	長門國	史生一人を弩師
六	貞觀一年一一月二九日	史生一人を弩師	史生一人を弩師に補任
七	貞觀一二年五月一九日	出雲國	

基本的に、大宰府・陸奥國の鎮守府や麦岐嶋（対馬島もカ）は九世紀前半に、九世紀後半、つまり、新羅海賊の動きが活発になるに応じて、北陸道・山陰道のほか、西海道では肥前国・肥後国に設置された。榎本氏は、肥後の弩師の設置が昌泰一年（八九九）四月五日と九世紀最末期であることに着目し、あまりにも対応が遅いこ

九	貞觀一二年七月一九日	因幡國	史生一人を弩師
八	貞觀一三年八月一六日	伯耆國	史生一人を弩師
九	貞觀一七年一一月一三日	石見國	史生一人を弩師
一〇	貞觀二八年一月五日	肥前國	史生一人を弩師
一一	元慶三年一月五日	佐渡國	弩師
一二	元慶四年八月七日	肥前國	史生一人を弩師
一三	元慶四年八月一二日	越後國	史生一人を弩師
一四	元慶六年八月二一日	能登國	史生一人を弩師
一五	寛平六年九月一三日	大宰府	史生一人を弩師
一六	寛平七年七月二〇日	伊予國	史生一人を弩師
一七	寛平七年一一月一日	越前國	史生一人を弩師
一八	寛平七年一二月九日	越中國	史生一人を弩師
一九	昌泰二年四月五日	肥後國	史生一人を弩師

とから、肥後國にある鞠智城が防衛拠点として期待されたとは認められないとする。

以上のように、対外関係と鞠智城の関係については、なお、議論が尽きないところである。しかし、九世紀後半に新羅海賊に対しても、実際に鞠智城が防衛機能を主体とさせた、というよりも、その存在意義に関して、防衛拠点の認識が強まつた、という理解である。私も実際に、九世紀後半以降も鞠智城が防衛拠点としては機能しなかつたと考える。しかし、「兵庫」鳴動は対外危機を示す装置として働き、また、食糧を備蓄している点からは、後述する賑恤のみならず、兵糧としても期待されていたのではないかと考える。防衛機能は主体ではなかつたものの、対外危機に対する防衛において、補助的な役割を担つたことまでは否定できない。

(四) 食糧備蓄機能と班給

鞠智城の機能は、III期以降変化していく、食糧備蓄機能が主体となつたと考えられている。菊池川中流域において古代集落が展開し、生産力が向上し(三)、礎石+縦柱建物へと建て替わり、礎石も大型化していく。また、文献史料からは、「史料3」をみると、少なくとも十一宇の不動倉が存在していたことが知られる。従来、この不動倉の機能も検討されてきた。

そもそも、不動倉とはなにか。渡辺晃宏氏によれば、動用倉が満ち、一定の時期を経たならば不動倉になるという。また、同一プロック内に不動倉ができたら、次は別のプロックで貯蓄が開始される

この不動倉に納められた穀を不動穀という。不動穀は、「遠年之儲、非常之備」であり、「尋常之時、不可二輶用」とあり(四)、主に災害時の賑恤などに利用された。

基本的理義をおさえた上で、鞠智城の不動倉に論点を戻す。赤司善彦氏は、「史料2」、「史料4」に「鞠智城」ではなく、「菊池城院」とあることから、郡家の正倉院のように一院を構成しており、「史料3」から「十一宇以上の不動倉が存在し、備蓄機能が主体となつていた。そして、兵糧や天変地異に備えられたと指摘する(五)。

わざわざ、鞠智城に備蓄する理由は、交通の要衝にあり、かつ、丘陵上に位置することから、低地における河川の氾濫などの災害、もしくは、盜賊による被害を受けなくてすむからであろう(六)。井上和人氏の言葉を借りれば、丘陵上にもかかわらず、平坦地があり、使い勝手が良い(七)のである。

さて、鞠智城に不動倉が存在し、その設置理由も地理的観点からうかがえるが、実際に、その不動穀はどのように利用されたのだろうか。この点については、文献史料上、また、出土文字資料上にみえず、具体的な様相はわかつてない。しかし、手がかりとなる資料はいくつか残つている。まず、二つの木簡をみていく。

まず、直接、不動穀に関わるのは不明だが、鞠智城跡にある貯水池から、次のような木簡が出土している。これは荷札木簡で、「人名十(米)五斗」の記載様式と考えられている。出土した層は、七世紀第3四半期(八世紀第4四半期)の間とされる(八)。不動穀かどうかもわからず、年代も絞りきれないが、米の運搬が認められる。

[史料5] 鞠智城跡の貯水池跡より出土した木簡(九)

尽きず、なお、検討の余地がある。

次に、大宰府跡の不丁官衛地区より出土した天平期と考へられている木簡が注目される。「筑前・筑後・肥等の国に班給せんが為に、基肄城の稻穀を遣はす」と訓め、基肄城の稻穀を筑前・筑後・肥の三国に班給するように、という内容である。そして、大宰府の三等官である大宰大監の正六以上田中朝臣某が派遣されたと思われる。

佐藤信氏は、この木簡に着目し、基肄城に稻穀が納められており、城が大宰府の管理下にあって、西海道全体にかかる機能を果たしていた、と指摘し、鞠智城も同様の機能を有していたのではないかと想定する(10)。

〔史料6〕 大宰府跡の不丁官衛地区より出土した木簡(11)

・為班給筑前筑後肥等国遣基肄城稻穀隨 大監正六位上田中朝×

二六四×三四×六 ○一

以上のように、鞠智城の不動倉は認められ、食糧備蓄機能を有していたことは相違ないだろう。そして、鞠智城そのものの立地の良さから、その機能は十二分に働いていたと思われる。

しかし、実際にどのように利用されたかは資料上わかつてない。そのため、先の対外関係からの視点に比べ、不動倉と不動穀といふ、いわば国内情勢から平安時代の鞠智城を考えた研究は少ない。また、備蓄については、不動倉そのものは取りあげられても、実際の機能面や、倉ひいては城の管理主体についての問題(平安時代の鞠智城は大宰府の管理下より離れたのかどうか)も議論が

その中でも、機能面について、佐藤氏の指摘は、非常に重要なことは間違いないが、八世紀前中期の天平期の木簡であることは留意すべきである。

以上の課題を克服するため、ある有名な記事から、鞠智城の不動穀の利用実態に迫り、これまで、鞠智城の考察に活用されなかつた不動倉の「開用」問題に触れて、鞠智城の管理主体についても言及していく。

二 不動穀の活用と不動倉・不動穀の「開用」許可、管理主体
(一) 災害における不動穀の利用

これまで指摘されてきたが(12)、次の「史料7」と「史料8」から、肥後国では、官舍・民家は崩れ、人民・家畜は數えられないほど死に、河川の氾濫によって六郡田園数百里が水没し、官物の五・六割は喪失した。そこで、勅が下り、中央政府から大宰府に対し、被害が尤も大きい被災地に対して、「遠年稻穀」つまり不動穀四〇〇斛を周給し、賑恤を加えることなどの命が下ったのである。この災害は大きな影響を呼んだのか、以後、各神宮に対しての奉幣が行なわれた(13)。

〔史料7〕 『日本三代実録』貞觀二年七月一四日庚午条

是日、肥後國大風雨。飛抜樹、官舍・民居軒倒者多。人畜庄死不可勝計。潮水漲溢、漂沒六郡。水退之後、搜官物、失五・六焉。自レ海至レ山、其間田園数百里、陥而為レ海。

〔史料8〕『日本三代実録』同一年一〇月三日丁未条（太宰傍縁は筆者）

是日、勅曰、「妖不自作」其來有し由。靈譏不虛、必心。粛政。如聞、肥後国迅雨成災、坎德為災。田園以之淹傷、里落田其萬戸。夫、物失所、思切納隣。千里分憂、寄歸牧宰。疑是皇猷猶變、吏化乖宜。方失誠心、致此災異。敗、昔周郊偃苗、感罪己而弭患。漢朝壞室、拋修徳以攘災。前事不忘、取鑑在兹。宜施以德政、教中彼凋殘。令大宰府其被害尤甚者、以「遠年稻穀四千斛」周給之。勉加存恤、勿令失。又壟垣、毀屋之下、所尚有残屍・亂骸、早加取埋、不令露。

さて、検討すべき点は、この「遠年稻穀四千斛」がどこから出されるのかについてである。中央政府→大宰府に命が下つたので、当然、周給をする主体者は大宰府である。また、不動穀の利用が指定されている。

私は、この不動穀の出どころの中に鞠智城の不動穀も含まれていたのではないかと考えている。ただ、当然、鞠智城のみでは助うわけではないだろう。

しかし、史料上、鞠智城どころかこの不動穀を利用するかまでは明らかではない。そもそも、被災地は肥後國である。被災地の不動穀を利用するよりも、被害に遭っていない國のものを使うべきではないかとの批判も当然ある。だが、鞠智城は丘陵上にあり、河川が氾濫しても問題はない。不動穀を貯蓄するのに使い勝手が良い場所である。實際、「史料7」では、「海より山に至りて」、その間の「田園数百里」が水没したとある。あくまでも水没したのは、海から丘陵を含む山の間であり、山自体は水没の被害に遭っていない。

一方、次章にて述べるが、肥後國府は鞠智城より南に位置し、現在の熊本駅周辺にあったと考えられている。通説では、この貞觀一年の台風被害によつて、白川が氾濫し、官物が喪失したとされる。実際、史料上でも、官物の喪失は明記されている。しかし、鞠智城については、その不動穀が被害を受けたとまでは明記されていない。つまり、鞠智城は台風の被害に遭っていない蓋然性は十分高いと考える。たやすく用いることが禁じられ、遠年の儲けである不動穀が被害を受けた場合、中央政府側にもその旨を伝えるはずなのではないだろうか。

また、田園数百里も水没し、肥後國府の官物も喪失し、事は一刻を争う状況である。そのような逼迫した状況下にて、被災国にもかかわらず、被害に遭わずに済んだ蓋然性が高い鞠智城の不動穀を利用することは、迅速に対処できる最良の手段であつたはずである。

ただ、先にも述べたが、当然、鞠智城の不動穀のみで賄つたままでは考え難いので、まずは、迅速に鞠智城の不動穀を、そして、後から、大宰府管内諸国から肥後國へ不動穀を周給させたのではないだろうか。

史料に制約があり、想定の域を出ないが、史料中に、官物の被害しか明記されていない点、河川の氾濫に遭わない鞠智城の立地という点、交通の要衝にして、ほかの国よりも迅速に不動穀を周給できる点を想定すれば、貞觀一年の災害において、鞠智城の不動穀が賄恤のために利用されたことは十分想定可能である。

(二) 不動倉・不動穀の「開用」許可と管理主体

前節までに指摘してきた通り、九世紀以降の鞠智城は、創建当初

に期待された防衛拠点である城ではなく、不動倉を有し、食糧備蓄

拠点として期待されていた。また、想定の範囲ではあるが、「史料7」・「史料8」より、肥後国の台風被害の際に、鞠智城の不動穀が賑恤として周給された可能性を指摘した。ただ、賑恤のみならず、九世紀後半における新羅海賊たちの動向とその対策から、兵糧としての利用も期待されたものとも考えられる。

さて、先の想定がかなえれば、緊急事態とはいえ、「中央政府→大宰府→菊池郡→鞠智城」という行政命令の執行過程が形成されたことが想定できる。九世紀では、すでに鞠智城を管理していたのは、菊池郡であるとの見方も提示されているが（四）、この執行過程が想定できれば、現地管理は菊池郡であっても、不動穀を使用する最終決定権は大宰府が持っていたと考えられる。

しかし、私は、鞠智城の管理について、菊池郡のみならず、当然、肥後国、つまり、肥後国司も関与していたと考える。

先の不動穀の周給は緊急事態であるため、「中央政府→大宰府→菊池郡→鞠智城」という執行過程の形成を想定したが、本来、鞠智城の不動穀を用いる場合は、「中央政府→大宰府→肥後国→菊池郡→鞠智城」という重層的な執行過程が作用していたのではないだろうか。不動穀という面から肥後国が鞠智城の管理に携わっていたことを指摘できる理由を不動倉・不動穀の「開用」から考えていく。

次の「史料9」は貞觀八年（八六六）二月八日の太政官符である。

〔史料9〕『類聚三代格』卷八不動動用事、貞觀八年二月八日

太政官符（カギ括弧は筆者）
太政官符

心禁制轄開用不動穀事

右、不動之物國家貯積。非有官符、何輒開用。而頃年之間、諸國司等寄事公用、不レ待報符、且言且開。須加科責令レ慎将来、官量、權宜、許而不レ責。積習為常。寔可懲肅。右大臣宣、「奉勅、宜早下知莫レ令更然。若猶不レ俟、科以違勅。不曾寬宥。」

貞觀八年十二月八日（三代実録第十三）

この官符によれば、不動穀は「國家貯積」の物であり、太政官符＝「報符」＝太政官側の許可が無ければ、たやすく「開用」することができないという。しかし、諸国司の国司は「公用」であると称して、太政官符を待たずに「開用」してしまう。太政官側もその罪を責めない状況が続いている。そこで、今後は規制を強化する、という（五）。「開用」とは文字通り、不動倉・不動穀を「開き」、不動穀を「用いる」ことである。原則として、不動倉・不動穀を「開用」するためには、まず、国司が太政官、つまり中央政府側に申請をし、その申請に対して許可が降りなければ、「開用」することはできないのである。九世紀後半には、運用に弛緩がみられてきたので、厳正化するに至ったのである。

時代は下るが、撰闇期においても、なお、国司（特に長官である受領）が「開用文」を提出し、中央政府側の許可を求めていたことが知られている（六）。貞觀八年太政官符の原則の厳正化が一二世紀はじめにおいても有効であったことがうかがえる。

以上の点を考慮すれば、IV期・V期の鞠智城の不動倉についても、たとえ、現地管理が菊池郡であっても、「開用」には肥後国司を通じて

さなければならなかつたはずである。つまり、不動倉の管理に肥後國が関与していたと考えられる。

そのため、本稿では、通常の鞠智城の不動倉・不動穀の「開用」においては、「中央政府→大宰府→肥後國→菊池郡→鞠智城」という重層的な執行過程が形成されていると考える。

しかしながら、先の緊急事態においては、官物の五~六割が喪失してしまっている。つまり、国府も被害を受けていたのである。この点については、次章で触れるが、肥後國府はこの災害の影響により白川が氾濫し、そのせいで一時的に移転したと考えられている。そのような状況下であれば、鞠智城の不動穀を周給したと想定した場合、とてもではないが、「中央政府→大宰府→肥後國→菊池郡→鞠智城」という執行過程をわざわざ経るとは思えない。先の緊急事態においては、「中央政府→大宰府→菊池郡→鞠智城」と、大宰府が菊池郡に直接執行命令を下したと考えるべきであろう。

いずれにせよ、平安時代の鞠智城の管理は、重層的であったのである。この点は、一章二節に挙げた「史料2」~「史料4」の記述からもうかがえる。「史料2」では、肥後國が菊池城院の「兵庫」鳴動について申言し、「史料3」では、「大宰府」が申言し、「史料4」では、「郡」と明記されている。また、「史料4」で前略した部分は、豊前國の八幡大菩薩(宇佐神宮)についての記事のため、大宰府が豊前國と肥後國について中央政府に申言したのである。

鞠智城を含め、大宰府が管内諸国の取りまとめをしていたことが、これらの史料群からもうかがえるのである。しかし、「肥後國」や「郡」と明記されていたことから、直接の現地管理は国・郡が行なっていた。ここに、鞠智城の管理について、「大宰府→肥後國→菊池郡」

という重層構造が見出せるのである。

それでは、創建期と隆盛期にあたるⅠ期・Ⅱ期の鞠智城の管理はどうであつたろうか。防衛拠点としての城であるため、大野城や基肄城と同じく、大宰府の直接管理であつた点がⅣ期・Ⅴ期以上に強調されているが、やはり、Ⅰ期・Ⅱ期においても、管理の大元は大宰府で、肥後國が現地管理を担つていたと考える。

次章において、肥後國府の変遷に触れながら、鞠智城が通時代的に重層的に管理されていた点を述べていく。また、併せて、鞠智城の機能の衰退、ひいては廢城に至る経緯が、肥後國府の興隆とかかわっていることも述べていく。

三. 肥後國府と鞠智城

(一) 肥後國府の変遷と鞠智城の衰退

肥後國府が数回の変遷を経ていることは、これまで指摘されてきたところであるが、見解が分かれおり、いまだ定説をみない。これまで、国府の所在地は《詔麻郡(七世紀末カ、八世紀中頃)→益城郡(九世紀中頃)→飽田郡(十世紀三〇年代以前カ、一一世紀初頭カ、一二世紀)》と考えられてきた^(二二)。その根拠となる提言と史料は次の通りである。

吉田東伍(一九〇二)・「拾芥抄に肥後國託麻府と記す」(二二)
『和名類聚抄』(一〇世紀)・益城郡
『伊呂波字類抄』(平安末期・鎌倉初期カ)・飽田郡
『拾芥抄』(鎌倉中期・南北朝カ)・飽田郡、益城郡

しかし、網田龍生氏をはじめ、これまで諸氏が指摘してきたが、吉田東伍氏が「拾芥抄に肥後国託麻府と記す」と記載したことについては疑問が呈されている（³⁵）。なぜなら、現存する「拾芥抄」には「託麻郡」を国府所在地とする記載がみられない。

網田氏に依れば、熊本市の「国府」の字名を持つ地域を託麻国府と想定して二〇〇回近く調査をしても、国府とみられる遺跡は現状みられないという。国府は「国分」、つまり、国分寺由来であり、託麻国府の想定地と考えることには無理があると提言している。

以上の現状から、近年では、次のような成果が出されている。なお、網田氏作成の「国府推定地位置図」を「第一図」として引用して下に掲げた。従来の託麻郡の推定地も挙げられている。

① 岩谷史記・金田一精（³⁶）

八世紀前半（託麻？）→八世紀中頃（飽田）二本木遺跡一
三次）→九世紀後半（一〇世紀初頭）（一時期、益城、城南町新御堂
遺跡）→十世紀前半以降（飽田）二本木遺跡

② 綱田龍生

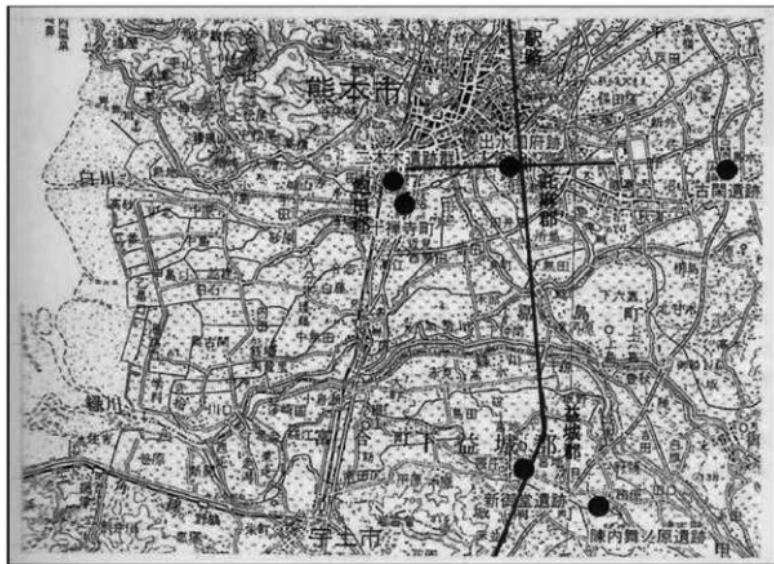
七世紀末（国府の前身としての鞠智城）。八世紀前半に国府の機能を移したとしたら、託麻郡もありうる（³⁷））→八世紀中頃（九世紀前半（肥後国府の成立。熊本駅周辺の二本木遺跡群第一三次調査区で飽田郡。八世紀中頃以前の官衙の存在を示す調査成果はまだないとする。）→九世紀後半（史料7）による河川＝白川の氾濫から、

③ 大橋泰夫（³⁸）

八世紀中頃に全国的に国府が成立していったとするのではなく、七世紀末（八世紀初頭）には全国的に成立していった（ただし、地域差は認め）とする視点からの考察。
飽田郡の二本木遺跡では、七世紀後半代の建物は確認されていないが、七世紀後葉には転用窯や土器が出土し、溝も発掘されていることから、早くから飽田郡が肥後国府として機能していたとすると。

見解としては、一〇世紀前半以降、つまり、鞠智城の機能が衰退し、廢城に至るのは逆に、肥後国府は飽田郡に常置された点は一致している。鞠智城の機能の衰退・廢城の経緯は、肥後国府の興隆が背景にあつたことは確かであろう。後述するが、奇しくも、一〇世紀前半以降は受領制度が本格的に展開していく時期でもある。
②と③とで、国府の成立時期をどちらにとらえるかは確定しづらいが、託麻国府の存在について見直しが図られている。以上から、肥後国府の変遷と機能面はまだ不明確な部分が残っているのである。しかし、繰り返すが、受領制度の展開、国府の常置、鞠智城の衰退と廢城は相互にリンクしていることは確かであろうと考える。このような国府と鞠智城のリンクを考えれば、やはり、国司も鞠智城の管理の主体として執行過程の中に参加していたことを想定で

飽田郡を南下した益城郡に一時的に国府を遷す。ただし、発掘調査による益城国府の確証は得られていない）→一〇世紀前半以降（飽田、二本木遺跡）



第一図：国府推定位置図（網田二〇一八）

きるのである。そして、その想定は、「史料2」や不動倉・不動穀の「開用」という視点からも補強される。

(二) 通時代的な重層管理システム

さて、前節では、主に一〇世紀前半以降の鞠智城の衰退・廢城の経緯と肥後国府の興隆とがリンクしており、国司も鞠智城の管理に関与していたことを想定した。

次に検討すべき点は、鞠智城と肥後国府のリンクがどこまで遡れるかという点である。この点を検討する上で、重要な指摘は、先の網田氏が説いた、国府の前身としての鞠智城、である。

これまで述べてきたように、従来、I期・II期の鞠智城は、防衛拠点としての城として機能しており、その管轄は大宰府が担つていて考えられてきた（三三〇）。しかし、平安時代同様に、この時期においても、大元は大宰府の管理でありつつも、その現地管理は肥後国であるとすれば、通時代的に、鞠智城の管理は「大宰府→肥後国→（菊池評・郡→）鞠智城」という重層的な体制が早くから形成されていたことになる。前節の検討は、主に一〇世紀前半以降を中心としていたが、鞠智城と肥後国府のリンクを念頭におけば、早くから重層的な体制が形成されていたことを想定できる。

国府の成立時期について、前節の②と③のどちらを支持するかにも依るが、現状、託麻国府も認めがたく、飽田国府跡とされる二本木遺跡群の発掘成果も七世紀後葉の段階では不明な点が多く、官衙の存在を示す政厅群が八世紀中頃～九世紀後半で、それ以前の成果がまだないのであれば、当初、鞠智城には防衛拠点のみならず、肥後国府の前身としての役目をも担っていたという網田氏の指摘は十

分を考えられるのではないか。

実際、山城が築城された近くに後の国府が成立したと考えられる実例がみられる。たとえば、岡山県岡山市にある大廻小廻山城の西方には備前国府が成立したとされる。また、総社市にある鬼ノ城の南方には備中国府が成立したとされる。さらに、香川県坂出市・丸亀市にまたがる城山城の東方には讃岐国府が成立したとされる。いずれも、備前国・備中国・讃岐国と瀬戸内海に面する国ではあるが、山城と国府の位置関係から、双方が連関しあつたことがうかがえるのである。

このような事例を踏まえると、鞠智城と肥後国府も相互に連関しあい、ひいては、鞠智城が肥後国府の役目を担っていた可能性を考

えることができる。しかし、先の三例と異なり、実際、肥後国府の想定地は、託麻郡であろうと飽田郡であろうと、鞠智城よりも南に直線でおよそ二五〇三〇キロメートル先にあり、山城の側に成立したとは考えられない。当初は鞠智城に肥後国府の役目を担われていたとしたら、なぜ、その後、肥後国府は南に分置されたのだろうか。

これは、隼人の征討と深くかかわっているのではないかと考える。

そもそも、鞠智城が菊池川流域の奥まつた丘陵上に築かれた理由については、筑紫君と肥(火)君の存在が背景にあつたとされる。

木崎康弘氏は、菊池川流域の装飾古墳の展開と磐井の乱後も勢力を維持していた筑紫君と肥(火)君の存在に着目し、当時の王権は、これら在地勢力を無視することはできなかつたとする(三〇)。また、

宮川麻紀氏は、交通の要衝である点に加え、「筑紫火君」は、朝廷の支配に従うことによって、勢力を保持し、一方で、朝廷の側からみると、良好な関係を築く「筑紫火君」の本拠である菊池平野一帯

は政治拠点を置くのに適した地域であると指摘する(三四)。

以上から、交通面のみならず、政治面においても適した拠点であつたために鞠智城は築城されたと考えられている。すなわち、鞠智城が創建された当初は、安易に南九州へと勢力を伸ばせない、伸びきれない状態だったことが想定される。その背景として挙げられるのが、薩摩国・大隅国・日向国にいた隼人の存在であっただろ。

しかし、「続日本紀」に依れば、養老四年(七二〇)に大隅国守陽侯史麻呂が隼人の反乱に遭い殺されたのを機に、隼人征討が始まり、翌養老五年(七二一)には「斬首獲虜」の数が一四〇〇余であることが朝廷に伝えられ、反乱は終結している(三五)。これ以降、南九州への支配が進んでいった。

この反乱の鎮圧による南九州への支配拡大こそが、肥後国府を南北に分離した契機として想定できるのではないか。つまり、当初、七世紀後半の交通・政治状況を考え、「筑紫火君」の協力を元手に鞠智城を築き、鞠智城はあくまでも防衛拠点としての城としての役目を担つた。そして、七世紀末から八世紀初頭にかけて、次第に、肥後国府の前身たる政治的拠点の役目も担つていつた。しかし、八世紀前半の隼人征討を機に南九州である薩摩国・大隅国・日向国への支配がさらに進んでいくと並行して、肥後国府もより南の現在の熊本市(飽田国府カ)にその政治的拠点が遷つたものではないだろうか。

実際、七二〇年以降は八世紀第1四半期の後半以降にあたる。つまり、鞠智城Ⅲ期であり、機能が低下していく転換期なのである。

隼人の征討と肥後国府の分離+成立とリンクして、鞠智城はその防衛的・政治的機能の両方が低下したものと考えることができる。

以上、隼人の征討という視点から、肥後国府の成立を八世紀前中

期以降と考える。そして、その興隆は一〇世紀前半以降同様に、**鞠智城**

の衰退とリンクしていると考えられるのである。また、**鞠智城**が肥後国府の前身たる政治的拠点としての役目をも担っていたといふ網田氏の説を支持したい。隼人の征討と肥後国府の分置+成立という想定に加え、III期の機能低下を踏まえれば、それまでは、防衛拠点のみならず、政治的拠点の機能も担っていた。しかし、征討等を経て、二つの機能が衰退したと考えることができるためである。

政治的拠点に関しては、山城が国府になる事例からも想定できる。

国府の前身と考え、その衰退が肥後国府の分置+成立とリンクしているのであれば、**鞠智城**の管理には肥後国司も関与していたことが想定されるのである。当然、管理の大元は大宰府であろうが、現地管理人としての肥後国司（評・郡司もカ）の存在は欠かせないのではないか。

平安時代の**鞠智城**の行政命令の執行過程・管理システムとして「中央政府→大宰府→肥後国→菊池郡→**鞠智城**」を想定したが、I期・II期の段階においても、「中央政府→大宰府→肥後国→（菊池評・郡もカ→）**鞠智城**」という重層的な管理システムが認められるのである。

本稿をまとめるとき次の通りである。
おわりに

①平安時代の**鞠智城**の機能は、防衛から食糧備蓄機能に移った。

②これまでの平安時代の**鞠智城**は、対外関係（特に九世紀後半の新羅海賊の動向）を中心に検討されてきた。また、併せて、不動倉

の存在から、食糧備蓄機能の視点からも検討してきた。

③対外関係の視点に比べ、国内情勢から**鞠智城**を考える視点が少ないと、本稿では、国内情勢、とりわけ、不動倉・不動穀の「開用」と肥後国府の変遷という視点から、平安時代の**鞠智城**がどのように機能し、管理され、廢城に至るかを検討した。

④従来、不動倉の存在とそのおよその機能は指摘されてきたが、本稿では、改めて災害時の貯蓄での不動穀周給機能を想定した。

そして、緊急時には、**鞠智城**の不動穀は「中央政府→大宰府→菊池郡→**鞠智城**」という行政命令の執行過程を経て周給されることを想定した。しかし、これまで**鞠智城**の研究に欠けていた不動倉・不動穀の「開用」という新たな視点から、通常時の執行過程は「中央政府→大宰府→肥後国→菊池郡→**鞠智城**」であることを想定した。

⑤また、肥後国府の変遷における最新の研究成果を踏まえ、網田氏の説く、肥後国府の前身としての**鞠智城**を支持した。瀬戸内海にかかる三国の事例であるが、山城と国府の位置関係から双方が連関しあつたこと、**鞠智城**の築城の政治的背景、養老年間の隼人の征討を取りあげ、**鞠智城**一期～III期の興隆と衰退は肥後国府の分置+成立とリンクしていることを想定した。隼人の征討を経て、国府の機能が**鞠智城**から肥後国府へと移ったため、**鞠智城**の防衛的・政治的機能が衰退したと考えたのである。

⑥一〇世紀前半以降、飽田郡に肥後国府が常置され、受領制度が展開していくこととリンクして、**鞠智城**は衰退・廢城に至る。

⑦以上から、**鞠智城**の大元の管理は大宰府であるが、I期・II期に國府の前身としての機能を有していたことと、IV期・V期の不動

倉・不動穀「開用」の視点から、国司、及び現地管理者として都司も鞠智城の管理に関与していたと想定した。つまり、鞠智城は通時代に「中央政府→大宰府→肥後國→菊池郡→鞠智城」という重層的な管理システムが認められると考えた。

想定の範囲内を脱しきれない点が多々あるが、不動倉・不動穀の「開用」問題と肥後国府の変遷という国内情勢の視点から、鞠智城は大宰府の管理下にありながら、実際には、国司や都司も管理システムの体系に組み込まれていたことが想定できる。そして、そのシステムは、平安時代のみならず、通時代に認められる。このような重層的な管理システムは、佐藤信氏も指摘している⁽³⁾。その指摘を深めることができたと考へる。

ただし、あくまでも「史料5」の基肆城の稻穀の班給や、「史料8」の不動穀の周給を参考にすれば、鞠智城の大元の管理は大宰府が担当⁽⁴⁾、現状、鞠智城に城司がいたことを示す資史料がないことから、肥後国司・菊池郡司が現地管理を担っていたと考えられる。

また、特に、本稿で強調したい点は、鞠智城と肥後国府のリンクである。一期・二期の鞠智城に国府の機能を認めるか否かは非常に難しい問題であるが、隼人の征討と全国的に国府が成立する時期と鞠智城III期の機能衰退は相互にリンクしていると考えられる。しかし、そのリンクは鞠智城V期の衰退・廢城にまでつながっており、

肥後国府の常置と受領制度の展開、つまり、国司長官の権限強化に伴い、相対的に鞠智城の機能は衰退していったと考えられるのであ

る。

今後、肥後国府についての最新の研究成果を踏まえ、改めて受領

制度の展開から⁽⁵⁾、平安時代の鞠智城の衰退・廢城の経緯を深めが必要が出てくるであろう。想定が多く雄駿な論となつたが、今後の研究の発展に寄与できれば幸いである。諸賢のご批正を乞う。

注

(一) 熊本県教育委員会「〇一二『鞠智城跡II・鞠智城跡第八・三三調査報告』熊本県文化財調査報告第276集」。また、同「〇一四『ここまでわかつた鞠智城』調査・整備・研究のあゆみ」。

(二) 以下の区分は、矢野裕介「〇一二『遺跡の時期区分と変遷』(熊本県教育委員会『鞠智城跡II・鞠智城跡第八・三三調査報告』熊本県文化財調査報告第276集)」を参照。

(三) 能登原孝道「〇一四『菊池川中流域の古代集落と鞠智城』(熊本県教育委員会『鞠智城跡II』論考編)」。

(四) 加藤友康「〇一六『平安朝における鞠智城』(九世紀)」、「〇一世紀の对外関係と『菊池郡城院』」「菊池郡城院」(熊本県教育委員会『鞠智城シンボジウム』)、「五成果報告書法律令国家と西の護り、鞠智城」。成果報告書の「資料編」四六一四七頁に略年表があるので参照。

(五) 「日本三代実録」貞觀五年五月二七日庚寅条、七月八日庚午条。

(六) 石井正敏「〇一三『東アジア史からみた鞠智城』(熊本県教育委員会『鞠智城シンボジウム』)」、「二成果報告書」ここまでわかつた鞠智城」。

(七) 「日本三代実録」貞觀八年三月九日丁亥条。

(八) 野木雄大「〇一七「〇一世紀における國家軍制と鞠智城」(『鞠智城と古代社会』五)。

(九) 前掲(四)の加藤氏報告を参照。六国史の「兵庫」鳴動記事を蒐集し、地方からの「兵庫」鳴動報告を受けて、中央政府が対処していた実態を

示し、「兵庫」鳴動と対外関係への危機意識が密接に連関していることを指摘。この点は、濱田耕策「一〇一〇」「朝鮮古代史からみた鞠智城」、白村江の敗戦から隼人・南島と新羅海賊の対策へ」（熊本県教育委員会「古代山城鞠智城を考える」）、「九年東京シンボシウムの記録」、山川出版社）も参照。一方で、「兵庫」鳴動と対外関係への危機意識の喚起とを結びつけることに消極的な意見もある（清田美季「八・九世纪における古代山城の展開と官衙・寺院」、「鞠智城と古代社会」三）。

（一〇）榎本淳「一〇一七「東アジア世界の変貌と鞠智城—国際環境から見た九世纪以降の鞠智城」」（熊本県教育委員会「鞠智城東京シンボシウム」）、「六成果報告書鞠智城の終焉と平安社会—古代山城の退場」）。

（一一）五十嵐基善「一五「西海道の軍事環境からみた鞠智城の機能（鞠智城と古代社会）」）。

（一二）前掲（三）の能登原氏論文を参照。

（一三）渡辺晃宏「一九八九「平安時代の不動殿」」（史学雑誌）九八・一二）。

（一四）『類聚三才格』卷八「不動殿用事の「寛平三年八月三日太政官符」所引民部省解所引主税祭解」より。

（一五）赤司善彦「一〇一六「古代山城の建物—鞠智城と大野城・基肄城」」（熊本県教育委員会「鞠智城シンボジウム」）。

（一六）『類聚三才格』卷八「不動殿用事の「寛平三年八月三日太政官符」所引主税祭解」より。

（一七）井上和人「一〇一七「古代山城の真実—鞠智城はなんのためにつくられたのか」」（熊本県教育委員会「鞠智城東京シンボシウム」）、「六成果報告書鞠智城の終焉と平安社会—古代山城の退場」）。

（一八）前掲（一）の熊本県教育委員会「一〇一四「ここまでわかった鞠智城（調査・整備・研究のあゆみ）」より。

（一九）『木簡研究』一九の二二二頁を参照。

（二〇）佐藤信「一〇一四「鞠智城の歴史的位置」」（熊本県教育委員会「鞠智城跡II—論考編II—」）。

（二一）『木簡研究』九の一〇七頁を参照。

（二二）たとえば前掲（四）の加藤氏報告を参照。

（二三）『日本三代実録』貞觀二年二月十四日丁酉条では伊勢大神宮に、

一七日庚子条では五畿七道諸國の境内諸神に、二九日壬子条では石清水

神社に、貞觀二年（八七〇）二月五一日丁酉条では宇佐神宮・香椎宮・

宗像大社に、貞觀年間における新羅海賊の被害や肥後國の台風被害や陸

奥國の地震・津波被害などに對して奉幣が行なわれた。

（二四）前掲（一〇）の榎本氏報告。また、西本哲也「一五「鞠智城と大

宰府—古代の行政と西海道」」（熊本県教育委員会「鞠智城と古代社会」三）。

菊池郡との関係性について」、熊本県教育委員会・菊池市教育委員会

「古代山城に関する研究会「古代の肥後と鞠智城」」。赤司氏は、「山城の立地は稲穀等を長年にわたって保存するうえで平地より適していた」とし、人的な要因（争乱・盜難・破損等）・灾害要因（地震・台風等）・生物要因（虫やカビ等）と様々な影響要因について考慮した結果、鞠智城を含めた古代山城が防衛機能を有していたと指摘する（赤司善彦「二〇一八「朝鮮式山城の特徴—主に兵站と備蓄について」」、「鞠智城・古代山城シンボシウム—古代山城の成立と変容」）。

（二七）井上和人「一〇一七「古代山城の真実—鞠智城はなんのためにつくられたのか」」（熊本県教育委員会「鞠智城東京シンボシウム」）、「六成果報告書鞠智城の終焉と平安社会—古代山城の退場」）。

（二八）前掲（一）の熊本県教育委員会「一〇一四「ここまでわかった鞠智城（調査・整備・研究のあゆみ）」より。

（二九）『木簡研究』一九の二二二頁を参照。

（二〇）佐藤信「一〇一四「鞠智城の歴史的位置」」（熊本県教育委員会「鞠智城跡II—論考編II—」）。

（二一）『木簡研究』九の一〇七頁を参照。

（二二）たとえば前掲（四）の加藤氏報告を参照。

（二三）『日本三代実録』貞觀二年二月十四日丁酉条では伊勢大神宮に、

一七日庚子条では五畿七道諸國の境内諸神に、二九日壬子条では石清水

神社に、貞觀二年（八七〇）二月五一日丁酉条では宇佐神宮・香椎宮・

宗像大社に、貞觀年間における新羅海賊の被害や肥後國の台風被害や陸

奥國の地震・津波被害などに對して奉幣が行なわれた。

（二四）前掲（一〇）の榎本氏報告。また、西本哲也「一五「鞠智城と大

宰府—古代の行政と西海道」」（熊本県教育委員会「鞠智城と古代社会」三）。

(二五) 不動倉に關する鐵正化は、『類聚三代格』卷八不動用事「寶平三年(八九二)八月三日太政官符」にもみえる。この太政官符は、不動穀を用いるとき、古い不動倉ではなく、近年の不動倉を申請して開き、より新しい不動穀を用いているので、今後は古い不動穀から用いるように、と鐵正化している。

(二六) 古記録中にみられる「開用」の事例としては、「權記・長保元年(九九九)一二月一日条、寛弘八年(一二〇一)三月「九日条、『左經記』寛仁三年(一二〇九)一二月「九日条、『小右記』万寿元年(一二〇四)一月

一四日条、万寿四年(一二〇七)五月二八日条などが挙げられる。たゞえば「權記」長保元年条では、所在の官物が十分であるにもかかわらず、

不動倉の「開用」を申請する伯耆国に対して、筆者である藤原行成が難を発している。また、寛弘八年条では、丹後国前司「元領領」現地管理者としての國守であった丹波(但波)行衡が「開用文」を提出している。

(二七) 以上の変遷については木下良一九七五「肥後國府の變遷について」(『古代文化』二七九)、木原武雄一九七六「和名抄益城國府についての一考察」(熊本史学)四八、新熊本市史編纂委員会一九九八「新熊本市史」通史編第三卷を参照。

(二八) 吉田東伍一九〇一「大日本地名辭書」四。

(二九) 網田龍生一〇一八「肥後の國府と鶴智城」近年の發掘調査成果から見た古代肥後國府の推定地」(熊本県教育委員会・菊池市教育委員会「古代山城に関する研究会「古代の肥後と鶴智城」」)。以下、網田氏の論はこれに依る。

(三〇) 岩谷史記・金田一精二〇〇七「託麻(出水)國府について」(熊本県教育委員会「二本木遺跡群II」)。

(三一) 大橋泰夫一〇一八「古代國府の成立と國郡制」(吉川弘文館)。

(三二) 城としての機能は認められているが、大宰府陥落後の九州内の拠点とする説(高井一雄一九九一「西日本の古代山城遺跡—類型化と編年についての試論」)、「古代学研究」一二五や、創建期と異なり七世紀末の修築以降は南九州を背後より統括する役割を担っていたという説(西住欣一郎一九九九「發掘からみた鶴智城」、「先史學・考古學論究」三。甲元真之二〇〇六「鶴智城についての一考察」、「肥後考古」一四。)など細部では意見が分かれている。

(三三) 木崎康弘二〇一四「肥後の裝飾古墳と鶴智城—菊池川流域」(明治大学日本古代学研究所「熊本の古墳文化と鶴智城—菊池川流域」)史料集(三)。

(三四) 宮川麻紀一〇一三「鶴智城築城の背景—肥君の拠点と交通路の復原的検討」(『鶴智城と古代社会』一)。

(三五) 「続日本紀」養老四年一月壬子(二九日)条、養老五年七月壬子(七月)条。

(三六) 前掲(二〇)の佐藤氏論文を参照。

(三七) このほか、鶴智城とは直接關係はないが、同じ山城である大野城は、大宰府の管轄下で軍團兵士が集められ、大量の武具類が大宰府政府の付近に設置された兵庫に備蓄されたという意見もあり、大宰府が山城の管理の大元であったことが想定される(松川博二〇一二「大宰府軍制の特質と展開—大宰府常備軍を中心に—」、「九州歴史資料館研究論集」三七)。

(三八) 『類聚三代格』卷七都司事「元慶三年九月四日太政官符」所引「豐後國守從五位下藤原朝臣和泉解狀」によれば、「凡そ一國の興廢は唯、官長に繋(かかる)。庶務・理亂は佐職に由(ふ)れることあらず。」とあり、官長=國守に全責任を負わせ、佐職=介・掾・目に負わせない体

制が存在していたことがわかる。全責任を負うが、国守は受領国司の権限が強化されていく。受領制度は、鞠智城が衰退・廢城に至る時期に発展していく。たとえば、「平安遺文」三三九号文書のいわゆる永延二年（九八八）の「尾張國文解」に依れば、尾張國の受領であつた藤原允命が、その非法を郡司・百姓に訴えられている。それほど、この時期には受領が権力を握っていたことがうかがえる。また、近年では、同時期に年官（皇族・公卿の個人に給せられた官職推薦権）制度も展開していく。現地出身者が当該国の国司や郡司に任用される事例が挙げられている（手嶋大介二〇一七「平安中期の年官と庄園」、「日本歴史」八三〇。佐藤早樹子二〇一八「年官制度における郡司の任用」、「日本歴史」八四七）。

鞠智城Ⅴ期は、受領のみならず、ほかの任用国司と郡司の任官も委容しつつの時期なのである。

引用・参考文献

史料の出典は次の通りである。

『続日本紀』（新日本古典文学大系）。

『日本文德天皇実錄』、『日本三代実錄』、『類聚三代格』（以上、新訂増補国史大系）。

『平安遺文』（竹内理三編）。

『小右記』（大日本古記録）。

『權記』（史料叢集）。

『左經記』（史料大成）。

『和名類聚抄』（名古屋市博物館編）。

『伊呂波字類抄』（大東急記念文庫編）。

『拾芥抄』（前田育徳会尊経閣文庫編）。

『詫摩文書』（熊本県史料・中世編第五）。

参考文献は次の通りである。

赤司善彦二〇一六「古代山城の建物—鞠智城と大野城・基肄城」（熊本県教育委員会「鞠智城シンボジウム」二〇一五成果報告書律令国家と西の護り、鞠智城）。

赤司善彦二〇一八「朝鮮式山城の特徴—主に兵站と備蓄について」（「鞠智城・古代山城シンボジウム—古代山城の成立と変容—」）。

網田龍生二〇一八「肥後の国府と鞠智城—近年の発掘調査成果から見た古代肥後国府の推定地」（熊本県教育委員会・菊池市教育委員会「古代山城に関する研究会」「古代の肥後と鞠智城」）。

五十嵐基善二〇一五「西海道の軍事環境からみた鞠智城の機能」（鞠智城と古代社会）（三）。

石井正敏二〇一三「東アジア史からみた鞠智城」（熊本県教育委員会「鞠智城シンボジウム」二〇一二成果報告書ここまでわかつた鞠智城）。

井上和人二〇一七「古代山城の真実—鞠智城はなんのためにつくられたのか」（熊本県教育委員会「鞠智城東京シンボジウム」二〇一六成果報告書鞠智城の終焉と平安社会・古代山城の退場）。

岩谷史記・金田一精二〇〇七「詫摩（出水）国府について」（熊本県教育委員会「日本木造跡群II」）。

榎本淳二〇〇八「唐王朝と古代日本」（吉川弘文館）。

榎本淳二〇一七「東アジア世界の変貌と鞠智城—国際環境から見た九世紀以降の鞠智城—」（熊本県教育委員会「鞠智城東京シンボジウム」二〇一六年成果報告書鞠智城の終焉と平安社会・古代山城の退場）。

大橋泰夫二〇一八「古代国府の成立と郡制」（吉川弘文館）。

加藤友康二〇一六「平安期における鞠智城—九世紀～一〇世紀の対外関係と

「菊池城院」「菊池郡城院」——(熊本県教育委員会「菊智城シンボジウム」)。

木崎康弘「一〇一四「肥後の装飾古墳と菊池川流域」」(明治大学日本古代学研究所)

木下 良「一九七五「肥後の国府の変遷について」」(『古代文化』二七九)。

木原武雄「一九七六「和名抄益城国府についての一考察」」(『熊本史学』四八)。

木本雅康「一〇一四「菊智城西南部の古代官道について」」(熊本県教育委員会「菊智城跡II—論考編II—I」)。

清田美季「一〇一五「八・九世紀における古代山城の展開と官衛・寺院」」(『菊智城と古代社会』三)。

熊本県教育委員会「一〇〇九「菊智城跡—総括報告書」」(熊本県文化財調査報告第249集)。

熊本県教育委員会「一〇一二「菊智城跡II—菊智城跡第八」」(『調査報告』熊本県文化財調査報告第276集)。

熊本県教育委員会「一〇一三「菊智城と古代社会」」。

熊本県教育委員会「一〇一四「菊智城跡II—論考編I—II—」」。

熊本県教育委員会「一〇一四「ここまでわかつた菊智城(調査・整備・研究のあゆみ)」」。

熊本県教育委員会「一〇一四「菊智城と古代社会」」。

熊本県教育委員会「一〇一五「菊智城と古代社会」」。

熊本県教育委員会「一〇一六「菊智城と古代社会」」。

熊本県教育委員会「一〇一七「菊智城と古代社会」」。

熊本県教育委員会「一〇一八「菊智城と古代社会」」。

熊本県教育委員会「一〇一九「西日本の古代山城遺跡—類型化と編年についての試論」」(『肥後考古』一四)。

佐々木恵介「一九八四「大宰府の管内支配変質に関する試論—主に財政的側面から」」(『日本古代の官司と政務』吉川弘文館、一〇一八)。

佐藤早樹子「一〇一八「年官制度における都司の任用」」(『日本歴史』八四七)。

佐藤 信「一〇一四「菊智城の歴史的位置」」(熊本県教育委員会「菊智城跡II—論考編II—I」)。

新熊本市史編纂委員会「一九九八「新熊本市史」通史編第一巻・第一巻」。

田島 公「一九九五「大宰府鴻臚館の終焉—八世紀」」(『一世紀の対外交易システムの解説』)(『日本史研究』三八九)。

田中史生「一〇一二「国際交易と古代日本」」(吉川弘文館)。

手嶋大佑「一〇一七「平安中期の年官と庄園」」(『日本歴史』八三〇)。

西住欣一郎「一九九九「発掘からみた菊智城」」(『先史学・考古学論究』三)。

西本哲也「一〇一五「菊智城と大宰府—古代の地方行政と西海道」」(『菊智城と古代社会』三)。

野木雄大「一〇一七「〇世紀における国家軍制と菊智城」」(『菊智城と古代社会』五)。

能登原孝道「一〇一四「菊池川中流域の古代集落と菊智城」」(熊本県教育委員会「菊智城跡II—論考編I—I—」)。

演田耕策「一〇一〇「朝鮮古代史からみた菊智城—白村江の敗戦から隼人・南島と新羅海賊の対策へ」」(熊本県教育委員会「古代山城菊智城を考える」)。

松川博「一〇一二「大宰府軍制の特質と展開—大宰府常備軍を中心にして」」(『九州歴史資料館研究論集』三七)。

宮川麻紀「一〇一二三「菊智城築城の背景—肥君の拠点と交通路の復原的検討」(『菊智城と古代社会』一)。

向井一雄「一九九一「西日本の古代山城遺跡—類型化と編年についての試論」

「」（『古代学研究』一二二五）。

矢野裕介 一〇一二「遺跡の時期区分と変遷」（熊本県教育委員会『鞠智城跡 II—鞠智城跡第八・三三調査報告』熊本県文化財調査報告第二七六集）。

矢野裕介 一〇一八「古代肥後の鞠智城―特に、菊池郡との関係性について―」（熊本県教育委員会・菊池市教育委員会『古代山城に関する研究会』〔古代の肥後と鞠智城〕）。

吉田東伍 一九〇一「大日本地名辞書」四。

渡辺晃宏 一九八九「平安時代の不動穀」（『史学雑誌』九八一）。

渡邊 誠一〇一二「平安時代貿易管理制度史の研究」（東文閣）。

挿図表出典

本稿の図表の出典は次の通り。

「第一表…脛師の設置」…筆者作成。

「第一図…国府推定地位図」…網田龍生氏論文より引用。

日韓古代山城の水門構造からみた鞠智城

主税 英徳

はじめに

古代山城を考古学的側面から考えるにあたって、重要な要素の一つは「水」であると考える。水は、古代山城を運営・維持するにあたっては、不可欠であったものと想像できる。水をためることにより、生活用水や防火用水などといった山城の運営・維持に活用できる。一方で、石垣構築の際や雨水や谷水などによって、たまってしまう水、さらには城内に流れる河川の水などは、排水を通して処理しなければならない。

このような視点に立ち、本稿では、古代山城を運営・維持していくにあたり、水に対するどのような対処を行っていたかを探るために、「水門構造」(一)に着目する。

日本の古代山城だけではなく、韓国に所在する山城も対象にして、比較・検討を行うことにより、鞠智城跡について、「水門構造」という考古学的観点からアプローチを試みる。これにより、新たな見解に一步でもせめられることを目的とする。

一 研究史と問題の所在

(一) 研究史

① 鞠智城に関する考古学研究

これまで、鞠智城に関する考古学的研究は、様々なテーマからの

研究が多く蓄積されている。今回は、紙数の関係もあり、大きく「遺構」と「遺物」をテーマに分け、各々の研究の流れを整理しておくことにしたい。

これまでの鞠智城に関する考古学研究における対象資料は、大きく「遺物」と「遺構」の二つのものがある。「遺物」については、これまでに、鞠智城から出土した須恵器や瓦などを中心に取り上げられている。分析をもとに、年代的位置づけ（編年）や、どこでつられたものか、もしくは、どのように使用されたものか（生産・消費）などについて論じられてきた。

一方で、「遺構」については、これまでの発掘調査の成果をもとに、城壁を構成している土塁や石塁、石積の状況、または城を構成する建物址や城門構造などを対象としている。分析については、主に朝鮮式山城や神籠石系山城と比較することにより、共通性や独自性（個性）などが把握してきた。

今回、対象とする「水門構造」は、この遺構に関する研究に該当する。次に「水門構造」に関する研究史について、概観してみるとする。

② 水門構造に関する研究略史

水門構造について、日韓にそれぞれにおける研究動向を確認する

ことで、その現状を把握する。

まず、日本では、いくつかの古代山城において、水門構造が発見されている。各々の調査報告書を中心取り上げられ、他の山城と比較され、各山城における水門構造の特徴を取り上げることが多い（大平村教育委員会二〇〇三など）。また、第五回古代山城サミット開催の際には、山城が所在する各自治体の協力のもと、日本古代

山城の水門構造に関する基礎的データが集成されている（基肄城築造一三五〇年実行委員会二〇一五）。

日本の古代山城の水門構造に関する論考としては、近年、南氏によつて、水門構造に関する石積遺構を対象として、朝鮮式山城と神籠石系山城の各々の類例を比較・検討を行い、その特徴性や共通性などが指摘されている（南二〇一五、二〇一六）。

一方、韓国では、集水施設や用水施設、貯水施設などの山城における水関連施設の一つとして、水門構造を取り上げられている（ゲオン・スンガンほか二〇一二）。また、排水口（水口）を対象として、各地域の特徴を把握しようとする研究もみられる（ソン・ヨンジョン二〇一七）。

先駆的に、日韓の古代山城を対象にした研究、特に水門構造については、亀田氏が比較・検討を行つてゐる（亀田一九五五、二〇〇二）。山城に設置された排水口（水門）を対象として、その設置されている高さを基準にし、①地面に接するもの、②地面から一メートルほど高いものにつくられたもの、③下から見上げるような二メートルを越すようなものにつくられたものに分類している。また、主に後者二者のなかに、排水口の床面の最前部の右が舌状に城壁の外面より少し突出したものと、そのまま城壁の面に

排水を流すものの2種があることも指摘している。さらに、各構造の分布についても、②地山一メートルほどの高さのものは、百濟の東に接する忠清北道から東の地域にあり、③地山から見上げるような高さのものは、百濟と新羅（加耶）の国境近くの忠清北道に分布すると言及している（亀田一九九五）。

（二）問題の所在

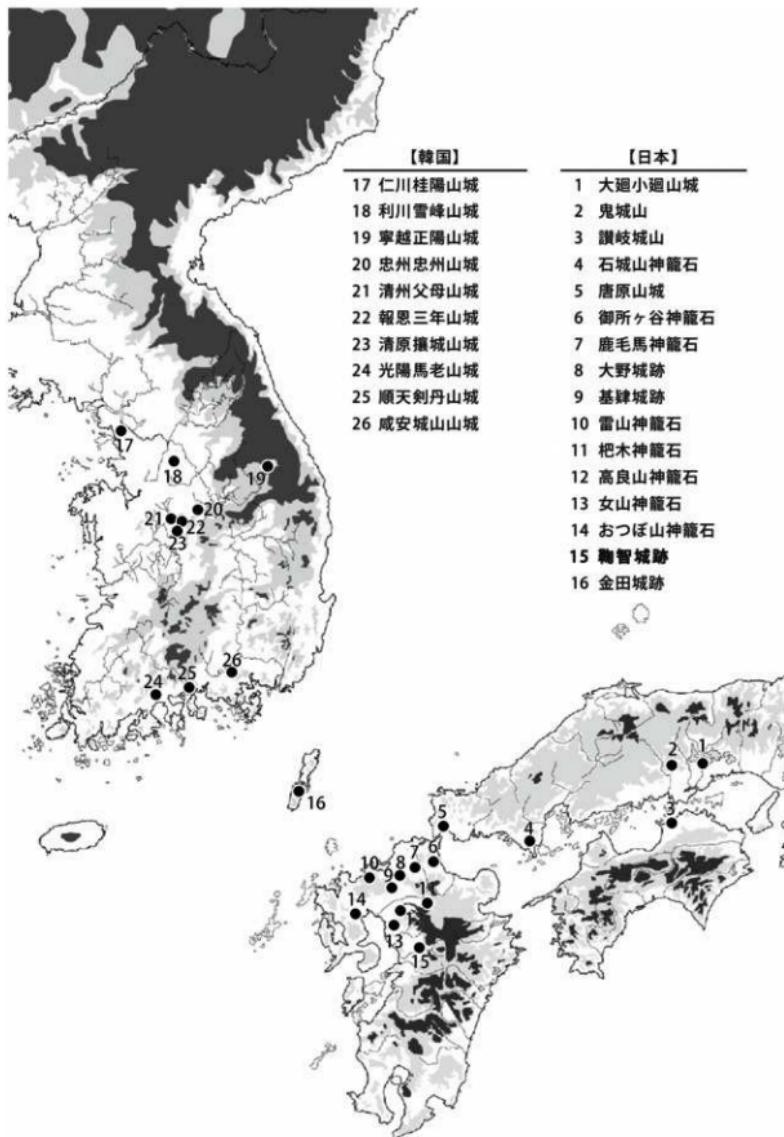
これまでの古代山城を対象とした考古学的研究において、石垣の構築技術や門に関する諸要素などに対する研究は、比較的多くの検討がなされてきたが、「水門構造」に関する研究は多いとは言えない状況である。鞠智城に関する研究でも同様のことがいえるであろう。

よつて、このような状況をふまえ、本稿では、日本の古代山城に加え、近年調査が進んでいる韓国の山城も対象として、水門構造からみた鞠智城の特徴について検討を行う。その上で、古代山城において重要なともいえる「水」について、当時の人が如何なる技術をもつて、挑んでいたかを垣間見たい。

二、対象資料と方法

（一）対象資料

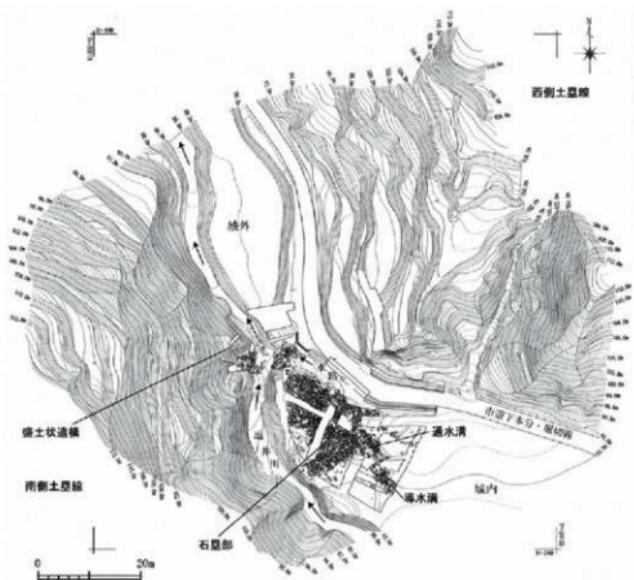
対象資料は、日韓の古代山城において水門構造をもつ古代山城である（第一図）。破損等により、残存状況がよくなく、詳細がよく分からぬものなどは、対象資料より除外している。対象資料の選定について、日本のものは、基肄城築造一三五〇年実行委員会二〇一五、韓国のは、ソン・ヨンジョン二〇一七などを資料や論文などを参考にした。



第1図 対象遺跡分布図



第2図 鞠智城全体図 (○で囲んだ部分が池ノ門跡) (1/6000)
(熊本県教育委員会 2012 より一部改変・転載)



第3図 池ノ尾門跡周辺地形図(1/1000)、池ノ尾門跡調査区平面図(1/250)

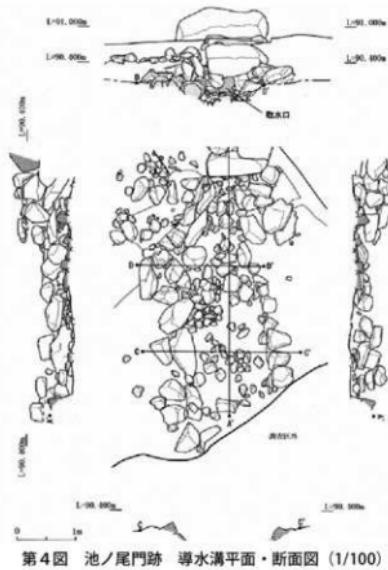
(熊本県教育委員会 2012 より転載)

結果、本稿では、日本の山城計十六箇所、韓国の山城計十箇所、合計二十六箇所の山城を対象とする（）。排水口の数としては、日本四十二箇所、韓国二十一箇所、計六十三箇所の遺構になる。

（二）鞠智城における水門構造と池ノ尾門跡

鞠智城における水門構造についても触れておきたい。現在までの調査において、水門構造が確認された場所は、池ノ尾門跡である。池ノ尾門跡は、鞠智城の南西部に位置しており（第二図）、北西方開く谷にあたる（第三図上）。これまでの池ノ尾門跡の発掘調査は、現在まで第一調査（昭和四十二年度）、第二十六・二十七次調査（平成十六・十七年度）、第三十次調査（平成二十年度）、第三十二次調査（平成二十二年度）の計五次の調査が実施されている（熊本県教育委員会一九八三、歴史公園鞠智城二〇〇〇六・一〇一〇・一〇一）。

育委員会一九八三、歴史公園鞠智城二〇〇〇六・一〇一〇・一〇一）。池ノ尾門跡の水門構造について、熊本県教育委員会二〇一二をもとに整理すると次のとおりである。



第4図 池ノ尾門跡 導水溝平面・断面図 (1/100)
(熊本県教育委員会 2012 より転載)

（三）方法

日韓の古代山城における水門構造を対象として、排水口の高さの位置や排水口の規模・形状、水門構造の立地などの各属性を取り上げ、比較も行う。その上で、各山城との類似点や差異点などを把握することにより、鞠智城の特徴について検討を行う。

三、分析とその結果

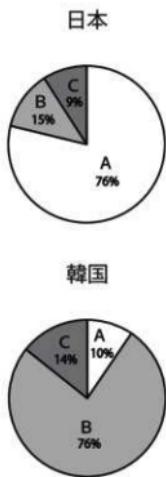
（1）排水口の高さについて

通水溝は、南東から西北にかけて石壁に直交している暗渠状の通水路である（第三図下）。取水口は、谷の中央部付近に設置されていたが、後世の改変により、排水口は未検出である。蓋石は推定を含め合計で十七個が現存していた。全長は、石壁の基底石列の延長ラインと通水溝の延長ラインが交わるところに排水口があつたと想定した場合、約十六メートルの規模があつたものと推測されている。取水口手前の部分には、導水のための溝である導水溝も検出されている。導水溝は、底幅七十～一二〇センチメートル、深さ四〇センチメートルの断面逆台形状をなす溝で、蓋石を置かず開渠状を呈している（第四図）。また、導水溝付近においては、水の滞留があつたと推定されている池底落ち込み遺構も確認されている。

近年では、山口氏により、これまでの調査成果をもとにして、池ノ門跡城門の復元がなされている（第五図）。



第5図 池ノ尾門跡の城門復元 AR画像（山口 2017 より転載）



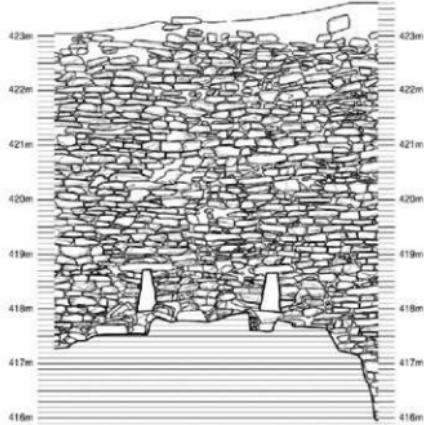
第6図 日韓における排水口高さによる各分類の比率

前述したが、亀田氏によつて、排水口の高さに着目した分類が行われている(亀田一九九五、二〇〇二)。この成果を参考にしながら、石垣上に構築された排水口が石垣上に構築された高さによる分類を行つ。分類の内容は次のとおりである。

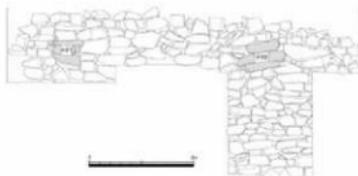
A類…石垣の最下部にあるもの（地面や地山に直接、あるいは数段の石垣に構築）
 B類…石垣下部～中部（地面より1～2メートルほどに構築）
 C類…石垣上部～最上部

対象資料のうち、排水高さの位置を確認できたものは、日本計三十三箇所、韓国二十一箇所、計五十四箇所の遺構である。分析結果は第六図のようになり、日韓で差異がみられた。日本の古代山城では、A類が大部分を占めることがわかつた。鞠智城・池ノ尾門跡もこのA類に属する。

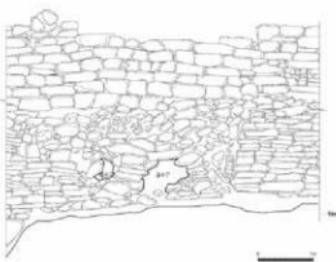
一方で、韓国の山城では、B類が多い。B類が多かつた要因としては、今回対象とした資料が、図らずも偏向していた可能性も考え



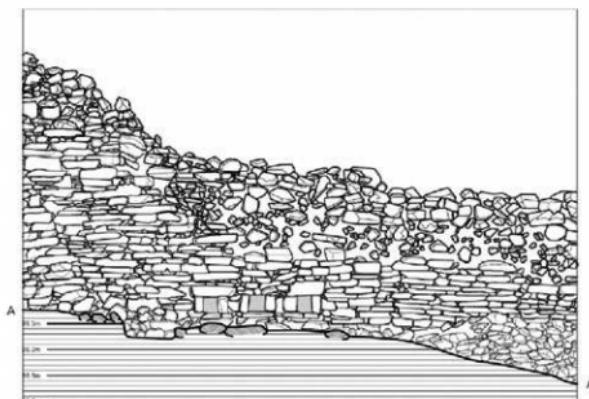
寧越 正陽山城 (1/100)
(江原考古文化研究院・寧越郡 2014 より転載)



光陽 馬老山城 (1/100)
(順天大学校博物館・光陽市 2011 より転載)



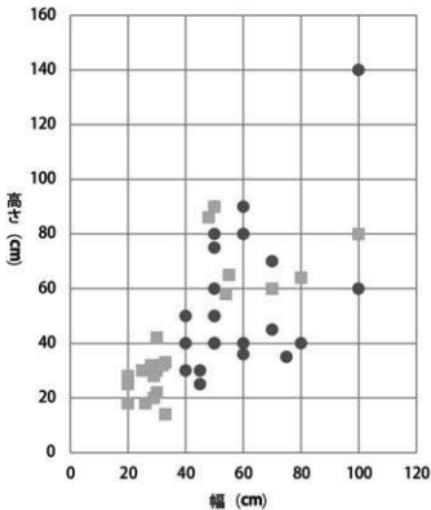
咸安城山山城 1・2号出水口 (1/100)
(国立加耶文化財研究所 2014 より一部改変・転載)

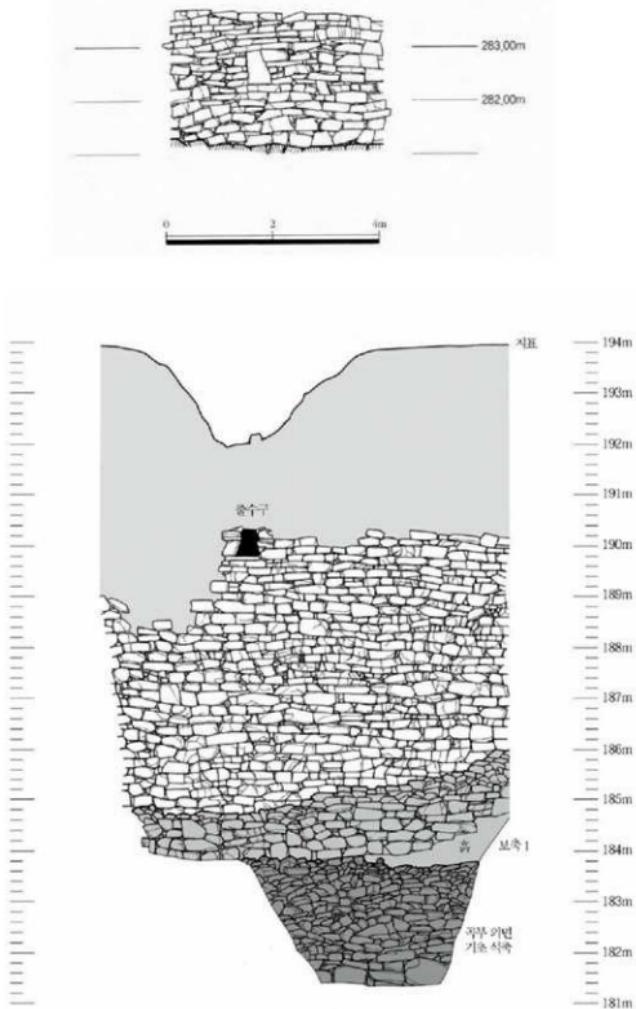


咸安城山山城 3～4号出水口 (1/100)
(国立加耶文化財研究所 2011 より転載)

第7図 同石垣上に複数のB類をもつ韓国の山城の例 (1/100)

られる。この点については、今後、対象資料を蓄積し、再検討を行ふ必要がある。現状で、B類は、忠州忠州山城や報恩三年山城のように排水口を一つだけもつものもあるが、同石垣上に複数の排水口を持つものも多いことがわかった。寧越正陽山城、光陽馬老山城、順天劍丹山城のように、B類のみを複数設置している（第七図）。C類は、日韓ともに数が少なく、日本では、鬼城山城のみ、韓国では、清州父母山城（第九図下）と清原攘城山城で確認できる。





第9図 韓国における台形の排水口をもつ山城（1/100）
 上：報恩三年山城（中原文化財研究院・報恩郡 2006 より一部改変・転載）
 下：清州父母山城（中原文化財研究院・清州市 2008 より一部改変・転載）

有であり、さらには、五角形→台形→正方形と時間的変遷をたどれると指摘されている（権純珍二〇〇五）。

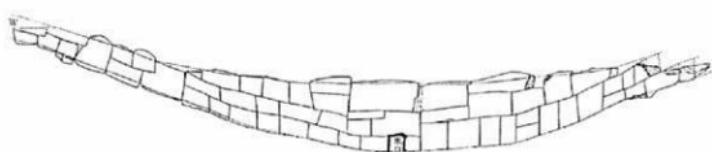
(3) 水門構造の立地と機能について

日韓の山城において、排水口の高さを中心として、水門構造の立地との関係を探ることにより、ある程度の類別化が可能であり、そこから水門構造の機能について考えてみたい。今回の分析を通して、把握できたものを整理すると次のとおりである。

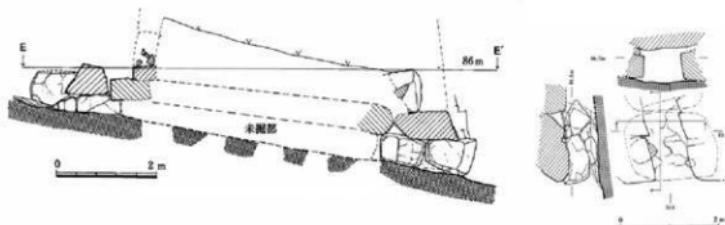
① A類とその立地

排水口が石垣の最下部にあるもの（A類）は、その石垣が谷部に設置されることがほとんどある。これは、日本の古代山城に最も多くみられるものであり、鞠智城・池ノ尾門跡も該当している。機能としては、城内に溜まる水を城外に排水することを目的としていると考えられる（第十図）。この場合、城内に溜まる水として、自然地形が大きく影響している場合が多い。すなわち、城壁を築くにあたり、谷部に位置する際は、自然に流れてくる水を排水するために、水門構造を用いたと考えられる。その場合、石垣を構築する過程で排水するために設置した、もしくは、石垣構築後の排水を想定して設置したという大きく2つのパターンを考えることができよう。しかし、現状では、各山城が前述の2つのうち、どちらを目的にしていたかにまで言及することは難しい。

また、自然に流れてくる水についても、現在の状況をみると、雨水により溜まるものと、河川のように常に流れてくるものに分けられそうである。おそらく、基肄城跡の排水口の規模がかなり大きい



おつぼ山神籠石第2水門（1/100）（武雄市 1965 より一部改変・転載）



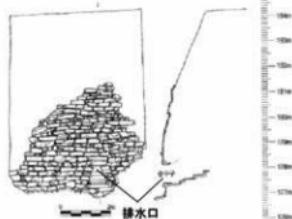
大過小過山城跡 一の木戸石塁 通水溝断面図と排水口（1/100）
(岡山市教育委員会 1989 より一部改変・転載)

第10図 排水溝が最下部にある（A類）日本・古代山城（1/100）

ことは、常時流れている河川の水量に合わせたものであつたことが想定できる。

②B類とその立地

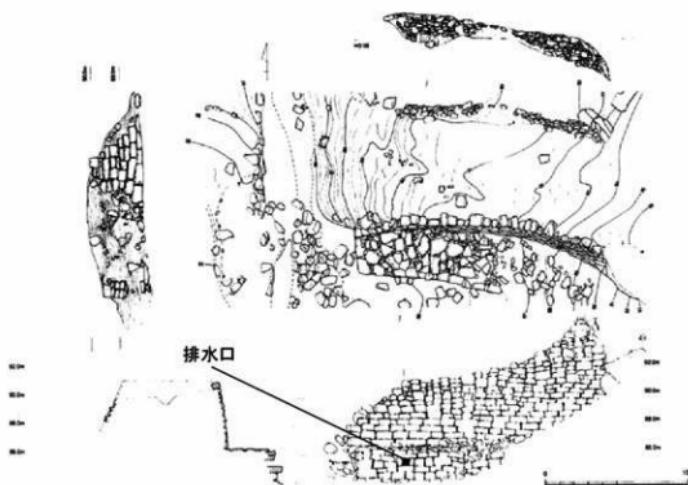
排水口が石垣下部～中部にあるもの（B類）には、谷部に設置されるものと、排水口の背部が貯水構造であるものがみられる。谷部に設置されたB類のうち、日本のものとして、御所ヶ谷神籠石を例として挙げることができる（第十一図）。石垣中部よりやや下あたりに排水口を一箇所設置している。さらに、排水口の床面の先端が舌状に呈しており、このような形状は、既に亀田氏により指摘されているように、韓国の山城でも確認できる（亀田一九九五）。韓国山城のうち、忠州山城、利川雪峰山城（第十二図）などでも、



第12図 利川雪峰山城 外壁立面・断面図 (1/200)
(壇国大学校埋蔵文化財研究所・利川市 2006年より
一部改変・転載)

谷部に位置しておる。日本古代山城の大部分が谷部に水門構造を設ける場合

排水口は、設置されており、谷部の排水が舌状になつて、御所ヶ谷神籠石の排水口の床面が舌状になつて、排水がみられる。



第11図 御所ヶ谷神籠石 中門石壇平面・立面・断面図 (1/400)
(行橋市教育委員会 2006年より一部改変・転載)



第13図 排水口背部に貯水池や井戸をもつ韓国山城

は、最下部に排水口を設けている。では、なぜ、石垣中部付近に排水口を設置したのである。想像の域を脱しないが、もしかすると、石垣を構築する地山の強度が強くなく、あえて数段の石垣を設けることで床面の強度を補強させた可能性も考えられる。

一方で、B類のうち、日本の古代山城で、複数排水口をもつものとして、基肄城が挙げられる。近年の石垣保存修理事業における石垣積み直しの際に、新たに発見されたものである。このように同じ石垣上に複数の排水口が石垣下部・中部にあるものの類例を韓国

の山城に求めると、忠州山城や順天劍丹山城などのように、水門構造の背部が貯水池や井戸になっているものがみられる(第十三図)。このことより、あえて石垣の中部に排水口を設置することにより、貯水の調整をした可能性を考えることができる。ただし、先述した基肄城の背部については、未調査であるため、詳細は不明である。

③ C類とその立地

C類は、現状では、日韓とも少ないため、詳細はよくわからないのが現状である。ただ、現在までに発見されている類例をみるとおそらく、城内からの水を排出されるためのものと考えられる。

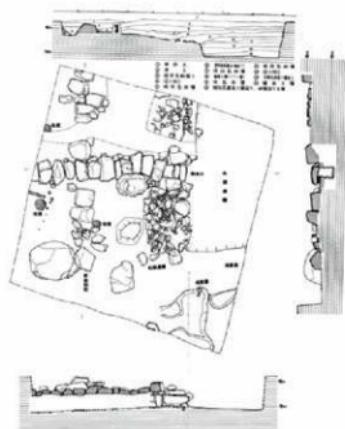
四、鞠智城・池ノ門尾跡の水門構造の特徴

これまでの分析結果をもとに、日韓における山城と鞠智城の水門構造の比較を行うことで、特徴について整理を行う。

鞠智城の水門構造は谷部に立地しており、設けられた排水口は、最下部に位置していたものと考えられる。このような構造は、日本の古代山城では大半を占めている。排水口の規模について、鞠智城では未検出であり、明確なことはわからない。ただ、取水口の大きさ

が約七十センチメートル四方であり、それが排水口まで続いていると想定すると、日韓山城においては、やや大型のものであったといえる。排水口の形状は、取水口の形状や通水溝の残存状況などから察すると、正方形に近いものであつたものと考えられる。この場合も、日韓古代山城において、類例が多く、一般的なものであつたといえよう。

一方、鞠智城の水門構造の特徴的な構造としては、導水溝付近のいわゆる「池状落ち込み遺構」を挙げることができよう(第三図下)。「池状落ち込み遺構」は、導水溝や排水溝の南西側から南東方向に向かって広がり、未調査区にまで続いている。遺構の下層には、礫石とともに水性粘土が約六センチメートル堆積しており、ある時期に水の滞留があつたものと考えられている(熊本県教育委員会二〇一二)。おそらく、導水溝に入していく水の調整を図っていた



第14図 鹿毛馬神籠石 第1暗渠実測図 (1/200)
(額田町教育委員会 1984より転載)

ものと考えられる。このような構造は、唐原山城や鹿毛馬神籠石などでも確認されている（第十四図）。さらには、この二つの山城と鞠智城の水門構造では、通水溝が暗渠状であるという点も共通している。今後、他の要素もふまえて検討することにより、類似性を把握できる可能性があると考える。

五 おわりに

本稿では、日韓の古代山城を対象として、水門構造について、比較検討を行った。その上、鞠智城の特徴の把握を試みた。

日韓の古代山城を比較した結果を整理すると以下のとおりである。

排水口の高さという点においては、ある程度の差があることが分かった。排水口の規模については、日韓では大きな差異は見られなかつた。ただ、日本の古代山城では様々なものが確認できることに対し、韓国の山城のものは、大きく2つのグループに分けられる可能性がある。排水口の形状は、日本では四角形のもののみ見られるが、韓国では、四角形に加え、台形や五角形のものも確認できる。さらに、排水口の高さの水門構造の立地の関係をみると、おおきく3つの類別に分かれることがわかつた。

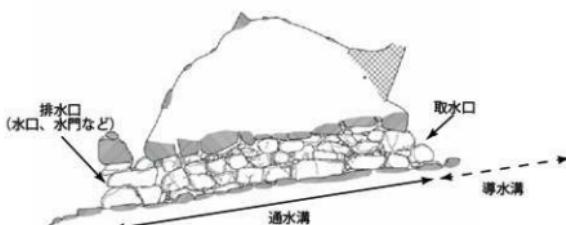
その上で、鞠智城の水門構造をみると、排水口の高さ、形状、立地などは、日本の古代山城の多數を占める特徴と同様であることが分かつた。ただし、導水溝手前に位置する「池状落ち込み遺構」は、日本の山城でも少数しか確認されておらず、特徴的であるといえる。日韓古代山城の水門構造の検討を通して把握できた共通点や差異は、各山城において、水を利用、もしくは処理するために、各々の

地形や集水などの状況を考慮しながら、当時の人々が工夫して望んだものである。また、大野城跡では、「盲水門」方式という排水方法も確認されており、山城を運営・維持するあたり、水門構造以外の工夫も用いられている。今後は、さらに資料を蓄積するとともに、時間的変遷も加味しながら、より複合的な視点から検討を行うことにより、日韓における古代山城の様相や、当時の人々の姿を少しでも明らかにしていかなければと思う。

註

(一) 「水門構造」という用語の整理について行いたい。これまでの研究史を見ると、古代山城の取水や排水などの機能をもつ遺構に対して、水門、水口、通水溝など、様々な呼称がなされているためである。

本稿でいう「水門構造」は、便宜上、第十五図のようないくつかに整理し、呼称することにしたい。水を出す部分を「排水口」（一般的に水口）、水門と呼ぶことがある）、水を引き入れる部分を「取水口」とし、それに付随する「取水口」と排水口の間の部分を「通水溝」



第15図 水門構造概念図
(原図は、基礎城水門跡。基山村町教育委員会2011より転載)

(排水溝と呼ぶ場合もある)、取水口につながる部分を「導水溝」と呼ぶこととする。なお、今後調査や研究が進展することにより、これらの名称は、隨時、変更される可能性もあることを示唆しておく。なお、大野城跡などで発見されている「盲水門」方式(福岡県教育委員会二〇一〇)について、今回の水門構造には含まないものとする。

(二) 韓国の中のものは、筆者の管見によるものであり、また、水門構造をもつ山城をこのほかに複数箇所把握したにもかかわらず、具体的な資料を入手できていない状況である。よって、水門構造をもつ山城を全て網羅していない状況である。今後も対象資料の蓄積を行っていく。

(三) 一部、排水口の残存状況がよくないものがあつたが、報告書等を参考し分類可能なものは、対象資料に含むこととした。また、A類については、

今回の分類では、排水口が石垣最下部のあるものを対象としているが、排水口や通水溝の床面が、地山直上のものがあれば、床石によって構築されているものもあり、いくつかのパターンがみられる。よって、今後、細分できる可能性がある。

基山町教育委員会 二〇〇九「基山町史」上・下巻

基山町教育委員会 二〇一一「基山町史」資料編

熊本県教育委員会 一九八三「鞠智城跡」(熊本県文化財調査報告書五九集)

熊本県教育委員会 二〇一二「鞠智城跡II」(熊本県文化財調査報告書二七六集)

武雄市 一九六五「おっぽ山神籠石」

福岡県教育委員会 二〇一〇「特別史跡大野城跡整備事業V」(福岡県文化財調査報告書第二三五集)

南健太郎 二〇一五「石積遺構から見た古代山城築造技術に関する試論」『鞠智城と古代社会』第三号 熊本県教育委員会

南健太郎 二〇一六「石積遺構から見た古代山城の築城技術」『築城技術から古代山城』熊本県教育委員会

山口裕平 二〇一七「AR・VR技術を応用した鞠智城跡整備の一例—城門遺構について—」『鞠智城と古代山城』五号 熊本県教育委員会

行橋市教育委員会 二〇〇六「史跡御所ヶ谷神籠石」(行橋市文化財調査報告第三十三集)

歴史公園鞠智城・温故創生館 二〇〇六「鞠智城—第二十六・二十七次調査報告」

歴史公園鞠智城・温故創生館 二〇一〇「鞠智城—第三十次調査報告」

歴史公園鞠智城・温故創生館 二〇一一「鞠智城—第三十二次調査報告」

カレ文化遺産研究院・仁川広域市桂陽区 二〇一一「桂陽山城II 4次試・発掘調査報告書」学術報告 第六冊

参考文献

【日本語】

大平村教育委員会

一九〇三「唐原神籠石」(大平村文化財調査報告書第十三集)

【韓国語】

頸田町教育委員会 一九八四「鹿毛馬神籠石」(頸田町文化調査報告書第一集)

龜田修一 一九九五「日韓古代山城比較試論」『考古学研究』四十二・一三

龜田修一 二〇〇二「朝鮮半島古代山城の見方」『韓半島考古学論叢』

基肄城築造三五〇年実行委員会 二〇一五「古代山城の水門」

掘調査報告書 学術報告 第六冊

※便宜上、ハングル表記のものは極力漢字に直した。日本語読みで五十音順に配列。また、報告書の場合は、調査機関を冒頭に記載した。

カレ文化遺産研究院・仁川広域市桂陽区 二〇一一「桂陽山城II 4次試・発

ダオン・サンガンほか 二〇一一「石築山城の石垣と池に関する研究

—居昌居烈山城と咸安城山山城を中心にして—『建築歴史研究』第二十卷三号

(通巻七十六号)

権純珍 二〇〇五「京畿地域新羅城郭研究」関東大学大学院修士学位論文

江原考古文化研究院・寧越郡 二〇一四「寧越 正陽山城Ⅰ」

江原考古文化研究院・寧越郡 二〇一七「寧越 正陽山城Ⅱ」

国立伽耶文化財研究所・文化財廳 二〇一一「咸安 城山山城 発掘調査報告

書IV」I・II巻

国立伽耶文化財研究所・文化財廳 二〇一四「咸安 城山山城 発掘調査報告

書V」国立伽耶文化財研究所 學術研究叢書第六十二集

国立伽耶文化財研究所・文化財廳 二〇一七「咸安 城山山城 発掘調査報告

書VI」国立伽耶文化財研究所 學術研究叢書第六十五集

順天 劍丹山城Ⅱ」順天大学校學術資料叢書第六十七集

順天 大學校博物館・光陽市 二〇一一「光陽 馬老山城Ⅲ—城壁・門址・雉」

順天大学校學術資料叢書第六十七集

ソン・ヨンジョン 二〇一七「新羅山城の水口研究」漢陽大学校大学院修士学

位論文

壇国大学校理藏文化財研究所・利川市 二〇〇六「利川 雪峯山城四次発掘調

査報告書—理藏文化財研究所学術調査叢書 第三十六冊

中原文化財研究所・報恩郡 二〇〇六「報恩 三年山城」二〇〇四年度発掘調

査報告書—中原文化研究所叢書 第三十一冊

中原文化財研究所・清州市 二〇〇八「清州 父母山城 I 1・2次発掘調査

総合報告書—北門址・水口部「円」中原文化財研究所調査報告叢書 第

五十三冊

忠北大学校中原文化研究所 二〇〇一「清原攘城山城」中原文化研究所叢書第

二十三冊

忠北大学校中原文化研究所 二〇〇五「忠州山城—東門南側貯水池 発掘調査

報告書—中原文化研究所叢書第四十八冊

古代の烽ネットワークと鞠智城

大高 広和

はじめに

鞠智城は、「日本書紀」天智天皇四年（六六五）八月条に築城記事のある大野城や基肄城とほぼ同時期に築かれたものと考えられる（熊本県教委二〇一二）。その前年の「日本書紀」天智天皇三年（六六四）是歳条には、

於「對馬島・壱岐島・筑紫國等」置「防与烽」。又於「筑紫」、

築「大堤」貯「水」，名曰「水城」。

と、対馬島・壱岐島・筑紫国等に防（防人）と烽が置かれ、筑紫に水城が築かれた。これらは六六三年の白村江での唐・新羅連合軍への敗戦に伴うもので、朝鮮半島から九州北部への侵攻への備えとして国家的に烽を整備したことが分かる。

烽による情報伝達は漢代の中国辺境での事例が有名で、制度・技術的に様々な限界もあるものの、古代においては最速の情報伝達手段である。右の記事は大野城を始めとする古代山城築造記事に先立つもので、敵の襲来をいち早く筑紫大宰や中央へ伝える態勢を急いで整えたことを意味しよう。

右のような事情から、古代山城と烽は密接な関係にあるものとみられ、鞠智城についても、外郭線上や近隣の地名や伝承から烽との関係が指摘されてきた。しかし、この天智天皇三年以降に設置された烽は、基本的に単体ではなく都や大宰府まで連なつて機能するも

のだったと考えられ、そのようなネットワークとしての烽の実態については、まだまだ検討が不十分である。

筆者は近年、古代の烽との関連が認められる「トビ」を冠する地名（トビ地名と呼ぶ）に関心をもち、地形や立地（交通路などとの関係）などを頼りに烽ネットワークの復元の可能性を探っている（大高二〇一八。以下、旧稿と呼ぶ）。本稿では、熊本県域においてトビ地名を始めとする古代の烽に関する可能性のある地名を集成・吟味して、烽ネットワークの復元の可否を検討し、その中の鞠智城の位置づけを考えることにしたい。

一、古代の烽の立地と地名

旧稿と重複する部分はあるが、古代の烽の基本的性格、特に立地形態や地名との関係についてまとめ、本稿における問題意識と分析視角を提示する（¹⁾）。

（一）史料による烽の基本的性格

先述の天智天皇三年是歳条など史料に明記されてはいないが、漸戸内から畿内にかけての西日本にもその後間もなく烽が整備されたと考えられ、「蝦夷戦争」が激化した八世紀後半以降は東北・東日本にも烽が整備されたらしい。しかし、これまでに確実な古代の烽

(の烽火施設) そのものの遺構は発見されおらず、文献史料によつてその姿を想定するほかにてもかわらず、その史料も基本的に唐の規定を引き写した性格の強い養老軍防令の烽火關係条文(66)は76条(三)に限られるため、その実態には謎が多い。

養老軍防令の規定によれば(瀧川一九五二a・一九五三、高橋一九七一、永留一九七九、佐藤一九九七、亀谷一九九八、松原二〇〇九) まず烽同士は約二キロメートル(四〇里) 間隔で設置するが、相互に視認できることが優先とされた。ただし各種のノロシの再現実験では、望遠鏡のない古代において、約二〇キロもの距離で下記の通り烽を運用することは現実的には難しいとみられている(三〇)。そもそも二キロ間隔で相互に視認できる位置を確保すること自体が日本列島の地形では難しく、実際は律令の規定より狭い間隔で設置されていたとみるべきだろう。安定的な通信には七キロ程度が限界ではという見解もある(向井二〇〇七)。

烽は煙、夜は火を擧げる数によって敵の米襲およびその多寡を次の烽に伝える仕組みで、そのための烽火施設が三つ、遠くから判別できるよう二歩(四五尺)以上離して設定された。ただしこれも「山嶮地狹」の場合は明確に区別できればよいとされた。運用体制としては烽長二人が三烽以下を検校すると規定され、その下で烽毎に烽子四人が配置された。そして天候不良などで煙や火を擧げても次の烽に反応のない場合は、烽子が走って知らせねばならなかつた。そのため、烽は交通路に近接している必要があり、高山の山頂などは立地として適さない。また十分な間隔をもつて三つの烽火施設を設定でき、かつ付随する各種構造物の設置場所も確保できるような空間である必要がある。構造物としては、発火材(火炬)を濡らさず

に貯えておく「倉」や、煙を出すための燃料の保管施設の存在が規定に見え、烽長や烽子のための詰所もしくは望楼のような建物も存在しただろう。

ただし、烽火施設については、火炬が乾燥させた草や草を用いて作られ、発煙装置が「筒」状の構造をもつ竈のようなものだったことは軍防令から窺われるが、その実態はよく分かっていない。唐制には存在する概(ホグシ)を設置するための火台が日本令には見えず、日本では土坑などの簡素な形態であったとも考えられる(木下一九八六)。

以上が軍防令による基本的な烽の性格であるが、令の規定が実態に合致するものであつたかは検証が必要である。一般的に、立地間隔が短ければ、その分相対的に烽火施設が粗末なものでも实用に堪えると考えられる。立派な石組みが築かれている江戸時代の烽火台とは、望遠鏡の有無も含め、やや条件が異なつている。

(二) 烽の立地類型

烽のネットワークの復元にあたつては、かつては相互の見通しや軍防令の間隔の規定を重視して、標高の高い独立峰の山頂などをつなぐ傾向にあつた(豊一九六八など)。しかし、右のように烽にとつては前後の烽への見通しに加え、交通路との関係も重要で、高山では霧などの天候上のリスクも高い。

そして、一九五五年に「烽家」と記された墨書き器が発見され、日本で初めて確實な古代の烽の存在が明らかになつた栃木県宇都宮市の飛山城跡(今平一九七一・二〇〇八)は、鬼怒川に面した比高差約二〇尺の高台(標高一三三五)で、推定東山道までは約一五

キロの距離に立地していたため（第1図）、むしろ主要な交通路に沿った独立丘陵などが古代の烽にふさわしい地理条件であることが明確となつた（木下二〇一三）。

右の理解に基づき、史料にみえる烽の立地を概念的に三つの類型に分類しておく。

I類「低山型」

「成るべく低い山で、上り下りが便利で、展望がよく、交通路線に近くて、前後二烽間の距離も都合がよい」山（久保山一九三九）である。前後の関係で互いに見えさえすれば、低丘陵程度でも烽の役目は果たすのである。飛山城跡がそうであるように、このタイプが最も多かつたのではないか。

史料にみえる実



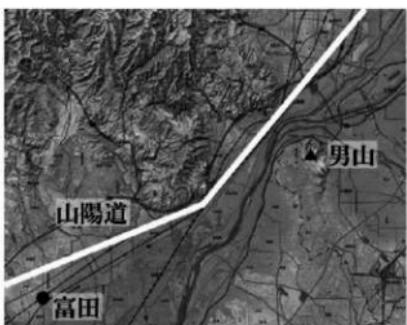
第1図 飛山城跡周辺の地形

例としては、「日本後紀」延暦十五年（七九六）九月己丑朔条にみえる牡山（男山。標高一四二・五メートル）。以下、山名に統一数値は標高を示す）は、平安京への遷都に際して都に連絡する烽の地に選ばれた、淀川に隣接し

II類「山越え型」

平地や低山の間に高い山地が立ちはだかる場合、これを越えていく位置に設ける烽がどうしても必要になる。

『続日本紀』和銅五年（七一二）正月壬辰条に、河内国高安烽を廃し、（河内国）高見烽と大倭国春日烽を設置するという記事がある。これは平城京に連絡するための烽ルートの変更であることが明記されているが、藤原京に通じた高安烽と平城京に通じた高見烽とともに生駒山地内に位置する。前者は『日本書紀』天智天皇六年（六六七）十一月是月条に築城記事があり、大宝元年（七〇一）に廃された高安城のある高安山南の峰付近かと想定するが、はつきりしない。後者は生駒山（六四二・五メートル）。南麓の暗峰（闇峰。奈良県生駒市と大阪府東大阪市との境）付近の天照山（五二〇メートル）かと



第2図 男山（牡山烽）周辺の地形



第4図 鏡山(褶振烽)周辺の地形



第3図 天照山(高見烽)周辺の地形

想定されており(讃川一九六二)、峰(=交通路)とは比高差五五%程度のため、立地的には峰として合理的な地形である(第3図)。これを参考にすると、II類の峰も山地の最も高い地点というよりは、峰付近の小山がその適地であろう。

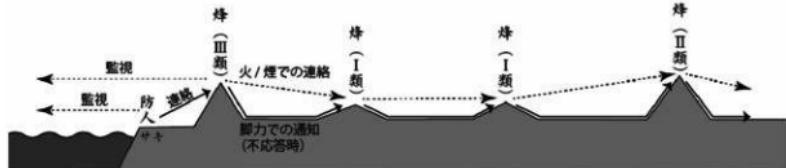
・III類 [沿岸型]

海上の異変を察知して烽火を挙げ始めるたま、あるいは遠くの島からの連絡を受けるための烽である。当時の沿岸防衛体制からすると、沿岸では防人(崎守・前守)が駐在していたはずで、烽の要員とともに敵の米襲への警戒・見張りを行い、大宰府・中央へ連絡す

ることになつてゐたと考えられる。冒頭で引用した『日本書紀』天智天皇三年は歳条のように、白村江での敗戦後、防と烽の設置が山城の設置に先駆けて現れていることは、まさにそのような構図を物語つているものと考えられる。

史料上では、『肥前国風土記』で唯一所在が明確な松浦郡の褶振烽がこの類型に合致し、北に玄界灘を望み老岐方面の海域の監視に適した、唐津市の鏡山(鏡巾振山。約二八四m)の山上にあつたとみられる(第4図)(木下二〇〇三)。大宰府と老岐・対馬とをつなぐ西海道対馬路(駅路名称については木本二〇〇三による)が鏡山の南麓を通るといわれ、この類型の烽もやはり交通路と無関係ではないが、ある程度広い見晴らしが得られる。沿岸部の山上に位置したのではなかろうか。

以上の立地の三類型を踏まえ、沿岸から烽による情報伝達を模式化すると、第5図のようになる。古代日本においては、地形・地域次第ではあるものの概ねI類を基本として、二キロよりも狭い



第5図 烽の立地と連絡構造模式図

間隔で烽が設置され、都や大宰府までの情報伝達のネットワークが形成されていたと想定したい。

(三) 烽の名称と想定地の地名

最後に、烽探索の手がかりとなる烽と地名との関係についてまとめておく。

『和名類聚抄』(卷十一「二十巻本)、燈火部「烽燧」や『万葉集』(卷六一)、『四七番歌』(卷一)、「古今和歌集」(卷一)などによれば、古代日本において烽は「とひ」と称されていた(註)。

先述の宇都宮市の飛山城跡は、中世においては「トミヤマ」ないし「トビヤマ」と発音され、南北朝時代の「富山」「鵠山」の漢字表記が戦国時代に「飛山」に変化しており(峰岸一九九七)、その城名は古代の烽に由来するとみられる。また『古今和歌集』に詠まれた奈良の春日野の烽(春日烽)も、飛火野の地名が残っている。すなわち、現段階で確実に古代の烽に由来すると言える地名は「とぶひ」に由来するものに限られる。「トビ(飛・鳶など)」「トミ(富など)」を冠する地名のうち「飛渡」「飛石」などの渡河点や「福富」などの好字としての「富」に由来するものなどは除く、「トビヤマ」「トビツカ」「トビクマ」など烽に由来する蓋然性が高いと判断される地名に対し、右に検討したような立地条件を考慮すれば、烽探索の有力な手がかりにできる(註)(大高二〇一八)。

もう一つ有力なのは、従来の研究で注目してきた「火」にまつわる「ヒノヤマ」系の地名・山名である。特に、「肥前國風土記」では烽二十所の存在が記されているが、そのうち養父郡の烽が佐賀県鳥栖市の「朝日山」に、神埼郡の烽が神埼市(「日ノ隈山」)に比

定されている(久保山一九三九、木下一九九七)。これらは佐賀平野を一望できる標高一〇〇メートルの低山で、駅路にも近く両烽間の距離は三キロ弱である。古代の烽に関係する蓋然性は高いと言えよう。烽としてふさわしい立地条件かを加味すれば、「ヒノヤマ」系の地名も烽ネットワークの手がかりとして用いるべきだろう(木下一九八六、木本二〇〇四、向井二〇〇七)。

また、先述の『日本書紀』天智天皇三年是歲条では、烽に対して「スミミ」の古訓が伝わる。これに連れて、鞠智城跡では西側土塁線北側の見晴らしの良い高所に通称「涼みヶ御所」(一六七・五)という地点があり、「烽見ヶ御所」の字を当て、望楼の存在など烽との関連を想定する考えがある(久保山一九三九、熊本県教委二〇一二)。近世の地誌類では、「涼みヶ御所」は由来不明としつつも米原長者の妻の納涼の地を土民が名付けたという説が紹介され(『肥後地志略』)、長者伝説として理解されている。現段階では「スミミ」が烽と実際に結びつくかは定かでなく、この点については後述したい。

鞠智城ではほかに、西側土塁線中央付近の最高所が通称「灰塚」(一六五・五)と呼ばれ、現在は展望所が設けられている。「涼みヶ御所」から南方への視界はこの「灰塚」の高まりによって遮られており、また烽の痕跡としての灰の層の存在を示唆する地名の可能性があるため、むしろ「灰塚」の方が注意される(木下二〇〇一)。しかし「スミミ」と同様に、古代の烽に由来するものかはつきりしないため、やはり後述することとした。

以上を踏まえ、熊本県域の烽に関連する可能性のある地名を集めて、立地等について検討を加えていくことにする。

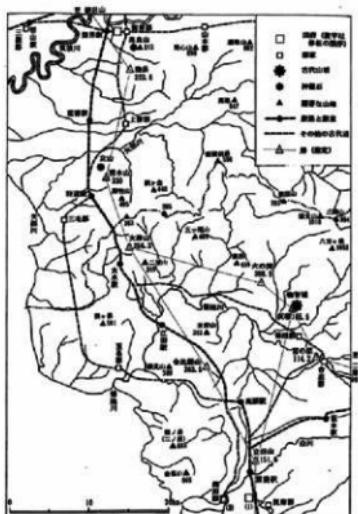
二 熊本県域の烽関連地名

明治五年（一八七二）以降、全国的な地誌編纂事業が行われ、同十五年から十七年にかけては小字の調査が行われた。しかしその大部分は関東大震災で焼失し、青森・秋田・宮城・福岡・熊本・大分・佐賀・鹿児島の各県の分だけが東京大学史料編纂所に残っているに過ぎない（一〇）。さらに熊本県においては、地誌編纂事業において提出された郡誌・村誌の副本（原本は関東大震災で焼失）が残つておらず、全国的にも大変貴重である（熊本県立図書館所蔵）。村誌には明治六年以降の地租改正に伴う地引絵図との照合や明治十四年九月以降の県土木課による測量を踏まえた村図が含まれ、さらにその多くが一般に刊行された各自治体史類に収載されている。

これらの地名が古代の烽に關係する可能性はなお若干残されるが、ひとまずはトビ地名とヒノヤマ地名（烽と関わりなさそうなものは除く（一三）および「灰塚（一四）」の地名について第1表・第7図に示し、地域ごとに叙述していきたい。なお、「遠見」地名（「遠見山」など）については、近世の遠見番所に関するものが大半だが、小字「富塚」と隣接している例もあるので一応対象に含めておく（一五）。古代の交通路については以下の諸研究・事典類を参照し、特に必要の無い場合は個別に根拠を示さないことにとする。

これらを活用し、トビ地名やヒノヤマ地名の集成と位置の特定、烽の立地としての妥当性の評価を行った。前項で紹介した「ススミ」に關係がありそうな地名には「涼松（スズミマツ）」が一定数見られたが、文字通り涼むための松に由来する地名と見受けられた。ほかに「涼塚（スズミツカ）」が一件（阿蘇郡西原村烏子）あり、こちらは烽の可能性を否定できないものの、輪郭城跡内の「涼みヶ御所」を積極的に烽と評価するほどではない（一六）。

またヒ（火・日・権）に關係する地名も多いが、「日焼（ヒヤケ）」「日当（ヒアテ）」など太陽（日照）に関すると思われるもの、「権渡・



第6図 木下 2002による烽後元図

火波（ヒワタシ）」「権ノ口・火ノ口（ヒノクチ）」など本来は用水のための権に關わる（上村一九九）とみられるものがほとんどで、烽に由来する可能性がありそなのは、ほぼヒノヤマ系の地名に絞られる。さらには火に關わる「ヤケ（焼）」地名も、積極的に烽との関わりを見出すには至らなかつた。

これらの地名が古代の烽に關係する可能性はなお若干残されるが、ひとまずはトビ地名とヒノヤマ地名（烽と関わりなさそうなものは除く（一三）および「灰塚（一四）」の地名について第1表・第7図に示し、地域ごとに叙述していきたい。なお、「遠見」地名（「遠見山」など）については、近世の遠見番所に関するものが大半だが、小字「富塚」と隣接している例もあるので一応対象に含めておく（一五）。古代の交通路については以下の諸研究・事典類を参照し、特に必要の無い場合は個別に根拠を示さないことにとする。

第1表 熊本県域における古代烽連地名表

地名	カナ(読み)	旧村名	旧郡	現市町村(合併前)	備考
(トボヲの城)	ビツヲ	(下坂下)	玉名郡	南浦町	中世の坂下城の別名。
日延	ヒヨク	宮内村	玉名郡	荒尾町	小字荒尾は「日焼(ヒヨク)」とする。日延(52m)あり。
上飛ヶ浦	ヒタチガウラ	永塚村	玉名郡	長洲町	隣接して「下飛ヶ浦」もあり。
遠見下	ヒミシタ	清瀬寺村	玉名郡	玉名市	近世番所か。
宮尾村	ヒミム	—	玉名郡	玉名市	金比羅山にロシ伝来あり。
宮尾	ヒミヲ	用木村	玉名郡	和水町(和水町)	隣接して「南宮尾」もあり。村図では「北宮尾」。
(魚尾社)	ヒビツ	下津原村	玉名郡	和水町(和水町)	津阿蘇神社の中世の名跡。
(日臣城)	ヒツキ	(開田)	玉名郡	玉名市(佐明町)	鶴城(201m)と鬼城(92m)あり。
上日ノ岳	ヒツヨク	下内田村	山鹿郡	山鹿市(南鹿町)	隣接して「下日ノ岳」あり。日岡山(312m)あり。
(灰塙古墳)	ハツカ	(池永)	山鹿郡	山鹿市(南鹿町)	合瀬川古墳。
鹿ノ尾	ヒツヲ	原村	菊池郡	菊池市	
鹿之尾	ヒツヲ	曾野村	菊池郡	菊池市	
灰塙	ハツカ	赤星村	菊池郡	菊池市	
宮納村	ハツカム	—	合志郡	菊池市(西水町)	近隣に「飛龍」「合宮」もあり。
遠見塚	ハツカ	安村	合志郡	合志市(合志町)	
(灰塙)	ハツカ	(衛代志)	合志郡	合志市(西合志町)	明治5年の村名かつ漢存地名。
灰塙村	ハツカム	—	合志郡	大津町	
高丸村	ハツム	—	山本郡	熊本市(植木町)	
灰塙原	ハツカヨリ	改善村	熊本郡	熊本市(北部町)	
高馬塚	ハツヲ	勝玉村	熊田郡	熊本市(北部町)	村莊では「高馬」。池田村「高馬」と一連。
高馬	ハツヲ	池田村	熊田郡	熊本市	
灰塙	ハツカ	鳥井村	熊田郡	熊本市	
(朝日山)	ハツキヤマ	(横手)	飽託郡	熊本市	花岡山(133m)の別名。
高塚	ハツカ	越村	飽託郡	熊本市(河内町)	
灰塙	ハツカ	飯草村	託毛郡	熊本市	
灰塙	ハツカ	寺邊村	益城郡	益城町	隣接して「灰塙ノ前」「遠見塚」あり。
遠見塚	ハツカ	寺邊村	上益城郡	益城町	隣接して「灰塙」あり。
遠見塚	ハツカ	木山村	上益城郡	益城町	安永村「遠見塚」と近接。
遠見塚	ハツカ	安永村	上益城郡	益城町	木山村「遠見塚」と近接。
遠見塚	ハツカ	井寺村	上益城郡	益城町	村内に「宣屋敷」あり。
高山	ハツヤ	鳥木村	上益城郡	山都町(矢部町)	
遠見塚	ハツカ	東原村	上益城郡	山都町(清和村)	遠見山(1268m)あり。
魚尾	ヒツヲ	東阿高村	下益城郡	熊本市(城南町)	隣接して「南魚尾」あり。魚尾掛穴。
高尾塚	ヒツヲ	豊野村	下益城郡	美里町(中央町)	村内に「宣屋敷」あり。
日延	ヒヨク	北延村	下益城郡	宇城町(小川町)	源南小川日延(243m)。
嵩山	ヒツマ	長野村	荒尾郡	水俣市	隣接して「下嵩山」あり。
遠見	ハツニ	鶴村	荒尾郡	水俣市	近世番所由来。
遠見塚	ハツカ	黒瀬村	阿蘇郡	小国町	
嵩尾	ヒツヲ	下城村	阿蘇郡	小国町	中世飛尾(嵩尾)城あり。
涼塚	スヌツカ	鳥子村	阿蘇郡	西原村	
灰塙	ハツカ	黒川村	阿蘇郡	阿蘇町(阿蘇町)	隣接して「中・東・西灰塙」、「灰塙原」あり。
飛塚	ヒツカ	宍原村	阿蘇郡	南阿蘇村(久木野村)	
遠見塚	ハツカ	高森村	阿蘇郡	高森町	
高塚	ハツカ	曾爾村	阿蘇郡	山都町(勝陽町)	塚出追村の「遠見塚」に隣接。現上益城郡。
遠見塚	ハツカ	塚出追村	阿蘇郡	山都町(勝陽町)	曾尾村の「高塚」に隣接。現上益城郡。
高ヶ馬	ヒツヲ	人吉村	球磨郡	人吉市	
灰塙	ハツカ	大塙村	球磨郡	人吉市	
高造	ヒツコ	木上村	球磨郡	綾町	村内に「奢造」もあり。
嵩山	ヒツマ	須藤村	球磨郡	あさごり町(須藤村)	
遠見岳	ハツカ	原田村	球磨郡	あさごり町(原田村)	
飛岳	ヒツヲ	豊立村	天草郡	上天草市(大矢野町)	
火寄	ヒツキ	上村	天草郡	上天草市(大矢野町)	
(鷹島)	ヒツヅ	—	天草郡	上天草市(舊・吾昌町)	
遠見岳	ハツカ	赤崎村	天草郡	天草市(有明町)	側に「ツンダケ」。近世番所由来。
火口山	ヒツヤマ	細波村	天草郡	天草市(倉岳町)	
遠見岳	ハツカ	大江村	天草郡	天草市(天草町)	近世番所由来。
飛江	ヒツ	新谷村	天草郡	天草市(河浦町)	
鹿野	ヒツ	河浦村	天草郡	天草市(河浦町)	
遠見	ハツ	牛糞村	天草郡	天草市(牛糞市)	近世番所由来。遠見山(217m)あり。
遠見岳	ハツカ	魚糞村	天草郡	天草市(牛糞市)	隣接して「西・南・北遠見岳」あり。近世番所、遠見岳(223m)あり。
遠見岳	ハツカ	大立村	天草郡	天草市(天草町)	近世番所由来。
富岡町	ハツカマチ	—	天草郡	北原町	富岡城。近世には烽火台あり。

※「旧郡」「旧村名」および「地名」の括弧のないものは明治15年調査時のもので、括弧を付した「地名」はそれ以外の地名等である。「旧村名」で括弧を付したものは現在の大字。カナは基本的に小字調査書に従った。

(木下一九七九・二〇〇九、鶴嶋一九七九・一九九七・二〇〇四、武部二〇〇五、木本二〇一四、赤星二〇一四、網田二〇一七)。

先行研究としては、木下良氏が

第6図のような筑後から鞠智城周辺までの烽ルートの復元想定を行っている(木下二〇〇二)。交通路に沿うものとして復元している以上、本稿での想定とルート的には類似しているが、烽間の距離は規定通り約一二キロを基準とし、地名よりも山の形状・立地を重視しているため、トビ・ヒノヤマ系地名については見逃している。

(二) 玉名郡・山本郡

大宰府から南へ向かう西海道駅路(大隅路)は、旧稿で烽の存在を想定したみやま市高田町亀谷の「飛塚(鳩塚)」付近(「車地」地名も並存)を通過して、肥後国(南関町)へと入る。どのように肥後国内の烽に接続していくのかが未



第7図 熊本県の烽関連地名と古代交通路(破線は主な異説を表示したもの)

詳で、この「飛塚」の烽想定は不確実だが、駅路はやがて七世紀後半に遡る軍用道路とみられ（木下二〇〇三）、鞠智城へ向かう「車路」官道のルートと、肥後國府が所在した飽田・託麻郡方面に向かう「延喜式駆路」のルートに分かれる。

現在の九州自動車道と並走する「延喜式駆路」ルート方面では、

南関町下坂下字米田に駅路に近接した位置に所在する中世の坂下城が、かつて「トビノヲの城」の別称（^{二二}）をもつており、城内には「トビの屋敷」と呼ばれる区画（東西五七丈、南北六〇丈）が存在する。これが注意される（熊本県教委一九七八）。城は標高七八丈の丘陵の南端部分に位置し、現状は樹林によつて周囲の視界は遮られているが、地形データによる視認解析によれば少なくとも東南の駅路の進行方向への視界は良好で、和水町用木の「富尾（トミオウ）」は七キロ弱の距離で接続する。

用木の「富尾」

はやはり現在

の九州道および県道三号線沿いで、同地区北東の荒平山（一九三五）の西麓にあたつている。

「トミノオ」の地名は、「烽の尾」で烽があつた山の麓、裾を意味していると理解され、必ずしも小字の位置に烽を想定するわけではない。九州道から撮影した第8図の最も高い辺りが荒平山で、烽自体は九州道からも形状が判別しやすい一つ南の山

第8図 和水町用木の「富尾」（荒平山）（南東方向から）

の上にあつただろうか。なお、その南麓（左側）の小丘陵付近の小字が「保立目（ホタチメ）」で、これも烽に関わるのかもしれない。この次の烽については、熊本市北区植木町（旧山本郡）の平尾山（二二五七）や岩野山（二二七五）が約八キロの距離で位置しており、烽関連地名は見出せないが立地としては都合がよい。

一方、「車路」ルートの方は、菊池川を挟むことになるが和水町の下津原に飛尾社という神社のあつたことが知られる（現阿蘇神社（^{二二}））。烽 자체は同社の南側の標高八〇丈台の丘陵地が候補地となり、約二キロ先に次の烽と考えられる山鹿市の日岡山を見ることができ、想定としては悪くない。

以上のように、やはり官道沿いの烽の適地と言える位置にトビ地名が分布していると言える。これに加え、筑後国三池郡家や玉名郡家を結ぶ、駅路以外の交通路の存在が想定されているが、これに対応するよう福岡県大牟田市から熊本県荒尾市、玉名市を経て熊本市（植木町）へと至る沿岸部にトビ・ヒノヤマ地名が散見する。

まず福岡県域で、旧三池郡、みやま市高田町田尻の森山宮の背後、標高九一五丈に城館遺構があり、これを飛塚城（田尻城・田尻飛塚城）と言つたらしい（福岡県教委二〇一七）。この北の山裾に沿つて駅路から分かれた道が東西に走り、三池郡家に至つた後で地形に沿つて向きを南へ変える。すると西の丘陵（最高所一二三五）の西麓、大牟田市岬地区に「鳶ヶ浦」がある。この丘陵上に烽があつたとすれば、飛塚城とは約五キロの距離で、お互いの位置をうまくとれば視認も可能だろ（^{二二}）。

また荒尾市の北部、宮内には「日嶽」（五一七）がある。標高が低く北大牟田市方面は山に遮られるなど、あまり条件は良くない

が、一応沿岸型Ⅲ類の烽の可能性は残される。ここから約六キロ東南にある長洲町の「飛ヶ浦」や、次に見る玉名市の日嶽は視認が可能である。

長洲町の「飛ヶ浦」の東約三キロの玉名市（岱明町）開田には、荒尾市と玉名市にまたがる簡ヶ嶽（小岱山。五〇一㍍）の一峰である日嶽（二〇一㍍）がある。中世には大野氏の砦（日嶽城）となつていて、山頂の鶴城との麓（九二㍍）の亀城とがあるが、いずれも有明海・雲仙岳、玉名平野を一望できるようである（岱明町二〇〇五）。

またさらにその東約三～四キロの菊池川下流右岸には、玉名市富尾（トミノオ）地区があり、この地名は中世に遡る。西方には簡ヶ岳から東南に降りてきた尾根がそびえ、少し谷を挟んだ先の小山を金比羅山（一四七㍍）と言う。現在その山頂には多数の岩が転がっていて金比羅神を祀る小祠があり、この山の真南に玉名郡家が位置し、その延長には一・六キロに及ぶ直線状の「郡衛道」が伸びることから、磐座祭祀の場とも言われているが（坂田一九九七）、山頂中心部にある直径・高さ約一㍍の自然石について、地元地名研究者の上村重次氏が「ここでノロシをたいた」「金平さんは軍の神さま」という伝承を紹介していることが注目される（上村一九九二）。伝承の情報源が未詳だが、金毘羅山は標高が高すぎない一方で自立ちやすく、西側の樹木なれば西・南・東の三方に視界が開ける。ここからは「延喜式駅路」沿いの和水町用木の「富尾」が北東方向八・五キロ先に視認でき、熊本市北部で駅路に合流する道が延びていくとみられている。南東方向の約一二キロ先、熊本市北区植木町富尾（トミオウ）地区においても、視認可能な範囲がある。伝承の真偽はど

もかく、「富尾」の地名の由来となつた烽が金毘羅山山頂付近に存在した蓋然性は高いと判断する。

右に列挙した地名が全て烽に飛びつくわけではないが、以上のように玉名郡は沿岸部にも有力な烽関連地名が散見するので、複数の沿岸型（Ⅲ類）の烽による有明海・島原湾沿岸の警戒が行われていたとみられる。

（二）山鹿郡・菊池郡・合志郡（九

続いて、鞠智城近辺の烽関連地名についてみていく。

「車路」官道に沿うように位置する山鹿市（菊鹿町）の日岡山（二二三㍍）は、鞠智城の西側外郭線から木野川・内田川流域の低地を挟んで西に約四キロの距離にある。「肥後国誌」（巻六、菊池郡深川手永、米原村）には、鞠智城の米原長者が一日で田植えを終わらせるために日岡山に油三千樽で火を付け、田植えは終わったものの天罰で夜に「火の輪」が出て長者の屋敷・倉庫から日岡山まで一円灰燼となつたという伝説がある。これまで指摘されてきているように、日岡山に烽があつたことを窺わせる伝承、もしくは烽に由来する山名から考案された説話という可能性は十分あるだろう。日岡山も北から降りてきた尾根の先端付近にあたり、あまり高い山ではなく、ほかの烽想定地の立地と似通っている。

なお、鞠智城の北方の山鹿市菊鹿町池永に存在した灰塚古墳（合瀬川古墳）は、日岡山や交通路との関係など、烽を想定すべき積極的理由に乏しい。

さて、「車路」官道は鞠智城の南を通り南東へ向かい、花房台地に上った後に南北方向、肥後國府方面に向かう本路と阿蘇方面に向

かう豊肥支路とに分かれ。この付近（菊池市泗水町）には、「車地」の小字とともにトビ地名が集中している。

富納（トミノウ）地区については、『肥後国誌』（巻五、合志郡竹迫手永）に「里俗の説、往古曾公太宰府において薨去の時、神靈一片の白旗となり飛び去り給うに、御子四ツ寺某其の御跡を追い山川を超えて此地に留り給う。依りて飛納と言い、今訛りて富納と書けり。」とある。大宰府までの連絡する烽の記憶に関するものかとも想像されるが、富納村が鎌倉時代には太宰府天満宮安樂寺の莊園で、灯油の納所であった（泗水町二〇〇一）ことに由来するのだろう。同地区に隣接する住吉地区内の「飛熊」の地名も、中世の飛熊城まで遡る（肥後国誌）同。吉富地区内にも「富」や「富の原」（後者は戦後の開拓によりできた地名）があるなど、トビ地名が錯綜しているが、菊池平野を挟んで約七キロ程の距離で駒智城と対峙するこの花房台地上のどこかに、烽があつた蓋然性は高い。ここから日岡山までの距離は約一〇キロで、これも適当な距離である。

その後は残念ながら阿蘇方面に向かう豊肥支路に沿う烽関連地名は見出せず、国府へ向かう本路沿いにも明確なものはない。本路に近い合志市榮に小字「遠見塚」（同御代志に「灰塚」）の地名が残るが、泗水町のトビ地名集中域とは四五キロ程度の距離で、地形的にも決め手に欠く。次の烽を先述の熊本市植木町の平尾山や岩野山、木下良氏（木下一九七九）による推定高原駅家（一〇〇）近くの合志市弁天山（一四五七）や二塚山（二一八五）と推定した場合でも、の本路の延長上である熊本市池田・徳王の「富尾（トミノオ）」付近とした場合でも、花房台地上から概ね視認が可能のようだからである。ただ後者の場合距離は約一六キロで、これまでの検討からする

とやや離れていることになる。

なお、菊池市の北東部、日田方面へ向かう方面に二つ小字「トビノオ」があるが（原・雪野）、必ずしも全てのトビ地名が烽に由来するとは限らないので、そういうふた烽とは無関係のものと理解しておく。

（三）飽田郡・託麻郡

熊本市北区（北部町）徳王の「富尾畠（トミオハタ）」、西区池田の「富尾（トミノオ）」は一連の地名で、坪井川の対岸には木下氏が烽を想定した立田山（一五一七）（木下一九七九）や、熊本市清水亀井町（旧亀井村）の「灰塚」があるが、いずれにしてもこれらの間を駅路が通るのであり、この周辺に一つ烽を想定したい。

金峰火山（主峰は六五六七の金峰山）の外輪部内にある、熊本市西区河内町岳の「富塚（トビノツカ）」は、外輪部の外側が見えないので烽由来とは考えづらいが、外輪部から断層によつて分断され、万日山（一三六七）とともに小山地を形成している西区の花岡山（一三三七）は、朝日山の名称をもつていたらしい（熊本市一九九八b）。

『新撰事蹟通考（三）』（巻四、編年考徵）は、祇園社の「社記略」を引用し、祇園社は承平四年（九三四）に「府中」の西南に勧請された後、近接する「車屋敷」に移され、さらに天元二年（九七九）に朝日山（すなわち祇園山）に移つたという（祇園社はさらに正保四年（一六四七）に北岡に移り、現在の北岡神社となる）。祇園山は近代になり幕末の志士を祀る招魂祠が建立されて以降、花岡山と称されるようになったようで、ほかに岡見岳、勢高山の別称ももつて

いる。右の社記略の年紀には信を置けないものの、祇園社が移つてきた後に祇園山と称されるようになつたのであるから、朝日山はそれより古い名称とみてよいだろう。

ここで想起されるのは、先述の『肥前國風土記』所載の烽の推定地である。養父郡の烽は鳥栖市の朝日山に比定されており、これは交通路との関係などからかなり蓋然性が高い。池田の「富尾」からは四キロ強しか離れていないが、南側は白川や緑川などの下流域に沖積低地の熊本平野が広がり、条里が検出できなくなる現在の海岸線から東に五キロ程の辺りに古代の海岸線があつたようであるから（熊本市一九九八a）、沿岸部の烽としての必要性からやむをえない間隔なのだろう。南方は湾入する島原湾の向こうに宇土半島、そしてその西側に駅路が走る熊本平野から益城郡方面を見渡すことが可能である。「朝日山」なる名称が全て烽に結びつくというわけでもないだろうが、花岡山は熊本平野の「沿岸部」の烽として申し分ない立地条件を備えているように思えるのである。

なお、花岡山（朝日山）では山頂から箱式石棺群が、万日山からは終末期古墳を含む多數の古墳が発見されており、その南麓の春日地区は『日本書紀』安閑天皇紀にみえる春日野屯倉の遺跡地と推定されている（井上一九七〇）。そしてその南に広がる二本木遺跡群は、肥後国府（所謂「飽田国府」）もしくは飽田郡家の推定地で、八世紀中葉の大規模柱建物などが検出されている（熊本市教育委二〇〇七）。古くから重要視された地域であつたことが分かる。

（四）上益城郡・下益城郡

先述の朝日山から南へは、熊本平野を越え宇土半島の基部方面に

連絡することになる。球磨駅家や「益城國府」推定地の向こう、熊本市城南町東阿高に「飛尾（トビノオ）」の小字がある（飛尾横穴群が所在、熊本県教委二〇〇九）。ここは雁回山（木原山、三一四四）東麓の末端部にあたり、「飛尾」の尾根の上方、雁回山の山上付近や尾根筋に烽が存在した可能性がある。

なお、雁回山の北側は現在熊本市南区富合町木原という地区だが（二〇〇九）、「富合」の名称は杉合村と守富（モリドミ）村が合併したことによるもので、「守富」の地名は中世の守富庄という庄園名に遡る。「烽を守る」という意味にも解せるので、雁回山に存在した烽と関わりのある地名なのかも知れない。

駅路は雁回山の南方で西の宇土半島の先端（三角）へと向かうルートと南の大隅方面へ向かうルートに分かれる。大隅方面へ一〇キロほど南下すると、東側に日岳が現われる。現宇城市小川町南小川の日嶽（日岳）は標高二四三メートル、距離的にも烽の立地として申し分ない。現在も九州道がすぐ麓を走り、西方には八代の低地と八代海が広がる。

なお、やや内陸に入つた美里町菅野の「富尾鶴」については、豊向駅を宇城市松橋町豊福ではなく、浄水寺石碑にみえる「肥公馬長」と関わらせて（木下一九七九）、その付近を駅路が通過するという想定もあるが（武部二〇〇五）、必ずしも有力とは言い難く、烽とは関わらないものとみておく。

上益城郡では、益城町寺迫に「灰塚」と「遠見塚」とが隣接する場所があり、さらにその北西一・五キロくらいの同町木山および安永に、間に宮園地区の一角を挟んで「遠見塚」が隣り合う地点がある。また、嘉島町井寺にも「遠見塚」があり、熊本市の旧託麻郡健

軍村にある小字「灰塚」もこれらに間わるのかもしれないが、現在知られている古代の交通路の知見などからは、これらトビ地名・ヒノヤマ系地名以外の地名を根拠に古代の烽のネットワークの存在を想定することは躊躇われる。今後の検討に委ねたい。

また、山都町島木の「富山（トミヤマ）」や同緑川の「遠見山」、同貫原の「遠見塚」はいずれも山深い地方にあり、特に遠見山は一二六八（一〇五七）の山名である。古代の「トブヒ」ではなく「遠見（トオミ）」を語源とする地名と考えるべきだろう。

（五）宇土郡・天草郡

宇土郡には有力な烽関連地名が見当たらない。次の烽は対岸の大矢野島の飛岳（ヒダケ。二三八（一〇五七））と仮定しても、飛岳から飽田郡（熊本市）の花岡山（朝日山）は見通すことができず、下益城郡（宇城市）の日嶽との間には二五キロ強もの距離があり、間に一つは中繼を入れたいところである。宇土半島南側の尾根の一つに烽を想定して日嶽につなぐのが穩当だが、北側でも宇土市長浜町と網津町にまたがる高山（三〇五（一〇五七））あたりは何とか花岡山への連絡ができるようである。

さて、上天草市大矢野町の飛岳については、音がヒダケなのでトビ地名ではなくヒノヤマ系地名である。かなり尖った山の形状をしており、遠くからでもすぐ判別できる山である。事典類によれば「火岳」とも書き、烽火台があったと伝えられ、三年交替の防人や役人が置かれて麓には三年ヶ浦の地名が残ったという。山は古代山城のように馬蹄形の平面形状を呈し、今では残っていないが、採石によって消失する前には山頂の北西の尾根の一角（比高差約六〇



第9図 飛岳周辺図（大田 2007）

となる。

一方、北側の島原湾方面にはこれといった烽関連地名がないが、下島の西北端、天草灘に突き出た陸繩島である芦北町の富岡が注意される。近世天草支配の拠点とされ、天草・島原の乱の舞台ともなった富岡城は、中世の頃は袋の浦や留岡（トメオカ）と称され、近世初めに寺沢氏が富岡と改めたという通説に対し、もともと「トミオカ（遠見丘）」の地名があつたという考え方を提出されている。⁽¹³⁾ 等

北町教委一九八六）。砂州で本島（下島）につながつただけの島内には、近世の遠見番所（白岩崎、五五辻）や烽火場（尾越、一〇〇辻）が置かれており、烽の立地としては申し分ない。

仮に烽火場から飛岳までを結ぶと、なんとか視認は可能だが距離が四〇キロを超えており、下島および上島の北岸部で一度か二度中継しないと難しいだろう。また、対岸の島原半島との連携関係についても検討が必要だが、今後の課題としている。

ほかにも、天草諸島内にはいくつか烽関連地名があるが、右に見

たような烽に適した立地と言い難く、烽の存在を想定するのは、上記の飛岳や樋島、富岡など、八代海や島原湾を通つて九州本島に侵入していく船に対するものにとどめておきたい。

水俣市袋の「遠見」も近世の番所に由来するもので、古代の烽ネツ

トワークの存在を主張するような状況にない。

そんな中で、内陸に入つた球磨郡にはやや関連地名がある。しかし、錦町木上の「鳴迫」は完全な山奥で不適当だし、駅路のルートも考えると、地名だけを頼りにこの地域に烽の存在を考えるのは難しいのではないだろうか。

（七）阿蘇郡

阿蘇郡内には、まばらに烽関連地名が存在している。豊肥支路の駅路が通る阿蘇外輪山内側の北部では、阿蘇市黒川の「灰塚」が交通路にも近接する丘陵になつており適地で、外輪山内に入つてくる二重峠までは西に一〇キロ弱で、峠付近に烽があつたと考えると間隔としてはちょうど良い。今回検討した「灰塚」の中では最もそれらしい立地にあるが、豊肥支路に沿つて豊後まで烽による情報伝達が行わっていたかという大きな問題になるので、ここではその可能性を指摘するにとどめておきたい。

豊肥支路の駅路について言えば、合志郡の大津町の「灰塚」や、西原村の「涼塚」も候補となるが、これらは熊本市方面の烽想定地や花房台地（泗水町）のトビ地名集中地域とスムーズに連絡できず、烽を想定するには不安が残る。

そのほかにも阿蘇外輪山の内外にトビ地名等はあるが、烽ネットワークの存在を浮かび上がらせるには至らない。駅路以外の古代交通路の研究の進展を期待しつつも、今は烽とは無関係の地名として理解しておきたい。

三 肥後国の烽ネットワークと交通路

以上の検討から、トビ地名・ヒノヤマ系地名を中心、かなり多くの烽想定地を見つけることができた。地名から浮かび上がる範囲ではあるが、従来の想定に比べてより密で、具体的な烽ネットワークが見えてきたのではないだろうか。

一方で、「灰塚（三日）」やスズミ（スズミ）地名は、烽に関連する地名であるという確信が得られなかつた。旧稿による検討でも、古代山城の内部には必ずしも烽の施設が置かれていなかつたことが窺われる一方、城の周辺には烽関連地名が残されている事例が多かつたので（大野城・基肄城など）、鞠智城についても日岡山の烽がそういった存在であつたと理解される。

本稿で想定している熊本県北部から中部にかけての烽ネットワークを拡大して示すと第10図のようになる。「延喜式駅路」ルートおよび「車路」ルート双方にトビ・ヒノヤマ系地名による烽候補地が見出され、南関町や熊本市北部にもう一つずつ設定すれば、ほぼ完全にネットワークとしてつなぐことができそうである。また、玉名郡などの玉名郡の沿岸部を通るルート（木下一九七九・二〇〇一）にも烽が伴いそうで、有明海・島原湾沿岸の見張りが行われていたことを示すのだろう。



第10図 熊本県北部～中部の烽ネットワーク（稿） （長い破線は烽同士の接続（視認可能）を示す）

これらの烽ルートが並存していたかという問題は、恐らくこれらの交通路が並存していたかという問題とイコールになる。七世紀後半に敷設された「車路」ルートから九世紀後半に「延喜式駅路」に変化するという鶴嶋氏の説（鶴嶋一九七九）も説得的だが、八世紀以降には、西海道でも北部九州沿岸以外では烽の存在意義は薄れていったと考えられる（二五）。九世紀後半の延喜式駅路の新置に伴つて、和水町用木などに烽を設置するルートの変更が律儀に行われたと理解するのはなかなか苦しい。

もつとも、烽の存在 자체は地名や立地からの推測で何も証明されていないところではあるが、上記の烽ネットワークを積極的に評価するならば、「車路」ルートや「延喜式駅路」ルート、玉名郡沿岸ルートの各交通路が、当初から並存していたと見る方が穏当である（日野一九九六、木下二〇〇一、木本二〇一四）。また本稿では結論は保留したが、肥肥支路に伴つて豊後まで連絡している可能性もある。烽も交通路と同様に、軍事的な観点から複線的なネットワークとして設置されていたのだろう。それは福岡県域においては、古代山城の分布ともリンクしていく（太高二〇一八）。

肥後国全体で見れば、熊本平野から下益城郡（古代では日嶽のあら小川町）「小河郷」は八代郡に属す）の沿岸部ぐらまでは烽が置かれていた蓋然性が高く、宇土半島・天草諸島にも烽ネットワークが伸びていた可能性を想定した。それら沿岸部で察知した異変が、火や煙による信号で鶴智城、大宰府、そして都へといち早く伝えられる体制になっていたのである。

一方、今回の烽関連地名の集成結果からすると、この烽ネットワークが薩摩・大隅国方面までつながっていたとは言い難い。小字以外

の地名を見落としている可能性もあり、南九州でも宮崎県えびの市に「灰塚」、同西都市三納に「鳶野」の地名などがあることから、結論を急ぐことは避けたいが、現状では右のような評価としておきたい。すなわち、筆者は鶴智城の築城に関して対隼人対策としての意味合いが大きかつたとは考えていない。

終わりに

今回は一応熊本県の全域を検討の対象としたが、豊富な資料と広大な土地に対して、調査が不十分なものになつていいかを恐れている。特に、烽候補地を詳しく踏査することはごく限られた対象にしか行なうことができなかつた。筆者は今後も烽のネットワーク復元、そして烽の遺構発見への取り組みを続ける所存だが、このような調査は熟意ある地元の人々による見知りや探索が大きな力となるので、今回の研究報告を機に古代の烽や交通路の研究に関する活動の輪が少しでも盛んになれば幸いである。

注

（一）二〇一八年九月二日に近畿大学東大阪キャンパスにおいて開催された第五七回古代山城研究会例会「古代山城とノロシ」での報告「トビ地名と古代烽の立地形態」の内容を含んでいる。

（二）日本思想大系「律令」（岩波書店、一九七〇）による。

（三）信号用の旗を利用した漢代の烽燧の間隔は五キロ未満であり（初山一九九七）、明代の烽燧や朝鮮王朝の烽燧も五キロぐらいの間隔で運用されていた（酒寄一九九七）。唐制が三〇里間隔とするところを日本の養老令が

敢えて四〇里とする理由は分かっていない。

(四) 西南方向約一キロの距離で山陽道沿いに位置する富田(とんだ)の地名は、烽に由来する可能性があるのではないか。

(五) 天照山の山頂には下の方から尾根沿いに続く土壠状の高まりや石材の散乱が認められるが、烽の遺構であるかは判然しない。

(六) 「生駒山 飛火が岡に」(小学館新編日本古典文学全集「万葉集」)の読み下し文との箇がある。

(七) 「春日野の飛火の野守いでて見よ幾日ありてわかなつみてん」(岩波書店新日本古典文学大系「古今和歌集」)。

(八) 鎌倉時代にも「とぶび」の用例があるが、中世以降は概して「のろし」という表現が一般化していくようである(服部一九九七)。

(九) 対馬においては、海岸線の展望の利く神にある飛岳(飛鷹)、飛鷺(鳶)、飛坂などの「トビ」地名が既に注目されていた(永留一九九七)。

(一〇) 熊本県分は、明治前期全国村名小字調査書六(内務省地理局編纂官本著書三五、九州田、ゆまと書房、一九八六)に「熊本県町村字調」として収載。

(一一) PCソフト「カシミール3D」により国土土地理院基盤地図情報を利用し、視認分析など地形の分析を行っている。また、地名の検索には上村重次編「改訂明治前期熊本県町村字名分類索引」(一九一〇(私家版)、二〇〇一)を活用した。

(一二) 「スス(燧)」「スズ(錆・銅)」「ツツミ(鼓・鞆)」「スミ(炭)」で始まる地名も一応集成したが、割愛する。

(一三) 除いたトビ地名は以下の通り。「トビイシ(飛石)」「トビイリ(飛人)」「トビワ(唐岩など)」「トングウ(飛窓)」「トビノキ(飛ノ木)」「富龍原敷(トミコモリヤシギ)」「トビセ(飛瀬)」「トビノス(鳶果など)」「飛付(トビツキ)」

「トビナガ(飛永)」「トビハタ(飛烟)」「トビマツ(飛松)」「トビヤ(飛屋)」

「トミヤシキ(富屋敷)」「トビワタリ(飛渡)」。

(一四) 「灰」で始まる地名はほかに「ハイガサコ(灰ヶ迫)」「ハイキ(灰木)」「ハイツル(灰木鶴)」「ハイクチ(灰口)」「ハイクボ(灰久保)」「ハイサカ(灰坂)」「遠坂(洋坂)」「ハイサコ(灰追)」「ハイダテ(灰立)」「ハイジマ(灰廻)」「ハイタデ(灰立)」「ハイツキ(灰付)」「ハイツチ(灰土・灰辻)」「ハイトオ(灰塔)」「ハイトリ(灰取)」「ハイハラ(灰原)」「ハイヤキ(灰焼)」があつたが、割愛する。

(一五) 「トミ」と読む可能性もある「十三」の付地名(池田一九八九)については「ジュウサン」と読むものしかなかつたため、割愛する。

(一六) 正確には「カブラヤの城」と呼ばれた坂下城(下坂下字城平に所在)と二つに分かれていた。

(一七) 一六六九年に成った「国郡一統志」(寺社總錄十、玉名郡)には中下津原村に「飛尾大明神(阿蘇二宮十一面觀音平等寺)」と記載があり、同(名社志七、玉名郡)にも「飛尾大明神者阿蘇二宮也。聖武帝天平年中建。白河院承暦元年菊池則隆再建。有平等寺」と記す。「肥後國誌」にも下津原村に「飛尾大明神社(東郷四百余町ノ領護神)」とある。「肥後地志略」(井澤長秀撰、森下功・松本寿三郎編「肥後國地誌」、青潮社、一九八〇所収)玉名郡にも、「飛尾社(下津原村に有)天平十五年阿蘇太神を勧請す」とある。

(一八) 両者は旧稿では敢えて触れなかつたが、今回肥後国との関係で烽の候補地と考えることにした。

(一九) 合志郡は一八九六年に菊池郡に編入された。

(二〇) この西一キロ程の地点には改寄町の「灰塚原」の小字がある。ただし、高原駅家は植木町植木付近に推定するとの説も有力である(鶴嶋一九九七)。

(二二) 「肥後文獻叢書」三(「隆文館」、一九一〇)所収。「肥後國誌」(卷三、飽

郡、横手手水、横手村紙關宮)も同書を引用する。

(二三) 直接烽には間ならないと考えるが、旧木原村には上飛田(ヒダ)・下飛
田の小字がある。

(二四) 近世の文献(『求麻外史』および『南藤曼編錄』)の文集三年(一五〇二)の記事に「富岡城主(留岡城主)」とすることが主たる根拠で、全面的には依拠できない。

(二五) 「灰塚」について、上村重次氏はハイは「道」や「拝」の事例もあることを示すとともに、シルシとしての「碑」ではないかと述べている(上村一九九六)。

(二六) 延暦十八年(七九九)の全国的な烽の廢止の際も、大宰府管内は対象外とされたが(『類聚三才圖会』卷十八井戸烽候事、延暦十八年四月十三日官符)、『延喜式』(卷二十八、兵部省)に「凡太宰府部国放(烽者、明知使船、不レ問(客主)、舉烽一炬。若知(賊)放(兩炬)。二百轍已上放(三炬)。」とあるような外交使船や貿易の見張りは、ほとんどが対馬や志岐、玄界灘沿岸でのことだったのではないだろうか。

- 参考文献
(論文等)
- 赤星雄一 一二〇一四 「肥後國の古代官道」『國土篇考古学』六
網田龍生 一二〇一七 「熊本平野の道」「海路」一三
池田末則 一九八九 「新十三塚考」「民俗文化」一
井上辰雄 一九七〇 「火の国」学生社
上村重次 一九九一 「玉名の地名」(私家版)

上村重次 一九九六 「字図で見る球磨の地名」蘇春堂情報センター

大田幸博 一〇〇七 「飛岳」「大矢野氏の活躍」上天草市史、大矢野町編一、中世

龜谷弘明 一九九八 「情報と社会・古代の烽」『歴史と地理』五一四

木下 良 一九七九 「肥後國」藤岡謙二郎編『古代日本の交通路』IV、大明堂

木下 良 一九八六 「歴史地理的についた交通・通信・情報の諸問題」「歴史地理學紀要」二八

木下 良 一〇〇三 「古代の交通と役所」「南関町史」特論

木下 良 一〇〇三 「西海道の古代交通」「古代交通研究」一二

木下 良 一〇〇九 「事典」日本古代の道と聖」吉川弘文館

木下 良 一〇一三 「烽と交通路」「日本古代道路の復原的研究」吉川弘文館

木本雅康 一〇〇三 「西海道における古代官道研究史」「古代交通研究」一二

木本雅康 一〇〇四 「地名から古代の『烽』を探す」「地名を歩く」別冊歴史

木本雅康 一〇一三 「烽と交通路」「日本古代道路の復原的研究」吉川弘文館

木本雅康 一〇一四 「鞠智城西南部の古代官道について」「鞠智城跡II」論考

久保山善映 一九三九 「九州に於ける上代国防施設と烽火の遺蹟」「肥前史談」

今平利幸 一九九七 「飛山城跡発掘調査概要」シンボジウム「古代国家とのろ

し」「宇都宮市実行委員会/平川南/鈴木靖民編「烽」「とぶひ」の道」青木

書店(以下、「烽の道」とする)

今平利幸 一九九八 「飛山城跡」同成社

坂田邦洋 一九九七 「玉名郡衛」「企画展」「玉名郡衛」「玉名市立歴史博物館」こ

ろびア
酒寄雅志 一九九七 「朝鮮半島の烽燧」前掲「烽の道」

佐藤 信 一九九七 「古代国家と烽」前掲「烽の道」

高橋富雄 一九七一 「烽の制度とその実態」『東北学院大学東北文化研究所紀

要』三

瀧川政次郎 一九五二-a 「律令時代の国防と烽燧の制」『律令諸制及び令外官

の研究』法制史論叢第四卷、角川書店、一九六七所収

瀧川政次郎 一九五二-b 「春日の飛火野」『大和文華』七

瀧川政次郎 一九五三 「唐兵部式と日本軍防令」『律令格式の研究』法制史論

叢第一冊、一九六七所収

瀧川政次郎 一九六一 「高見の烽」『ひらおか』九

武部健一 一九〇五 木下良監修『完全踏査 続古代の道』吉川弘文館

鶴嶋俊彦 一九七九 「古代肥後国の交通路についての考察」『駒沢大学大学院地

理学研究』九

鶴嶋俊彦 一九九七 「肥後国北部の古代官道」『古代交通研究』七

鶴嶋俊彦 一九〇四 「肥後国」『古代交通研究会編 日本古代道路事典』八木書

店

豊元国 一九六八 「烽の研究」小田富士雄編『西日本古代山城の研究』日本

收 取

永留久恵 一九七九 「古代の烽燧」『対馬古代史論集』名著出版、一九九一所

取

服部英雄 一九九七 「中世・近世に使われた「のろし」」前掲「烽の道」

日野尚志 一九九六 「西海道」木下良編『古代を考える 古代道路』吉川弘文

館

松原弘宣 一九〇九 「日本古代の通信システムとしての烽」『日本古代の交通

と情報伝達』汲古書院

峰岸純夫 一九九七 「中世の飛山城跡」前掲「烽の道」

向井一雄 二〇〇七 「古代烽に対する基礎的研究」『戦乱の空間』六

朝山 明 一九九七 「中国の烽燧施設とその生活」前掲「烽の道」

(自治体史・郷土誌類)

※冒頭に自治体名を掲げ五十音順で並べ、自治体史の編者・発行者について
は省略した。必ずしも本文では言及しなかつたが、小字の位置の確認など
に参照したものも含む。

天草町 一九七八 「天草町郷土誌」

有明町 一九七〇 「有明町郷土誌 第四集」

荒尾市 一九〇一 「荒尾市史」絵図・地図編

宇土市 一九九九 「新宇土市史」資料編第一巻、絵図・地図

小川町 一九七九 「小川町史」

鹿央町 一九八九 「鹿央町史」

嘉島町 一九八九 「嘉島町誌」

鹿北町 一九九六 「鹿北町文化遺産マップ」(鹿北町老人クラブ連合会と共に編)

鹿本町 二〇〇五 「鹿本町史 下巻」

河内町 一九九一 「河内町史」地誌編

菊鹿町 一九九六 「菊鹿町史」本編および資料編

菊水町 二〇〇五 「菊水町史」絵図・地図編

菊水町史 資料編

二〇〇六 「菊水町史」

熊本市 一九九八-a 「新熊本市史」第一巻通史編、自然/原始・古代

熊本市 一九九八-b 「新熊本市史」第二巻通史編、中世

熊本県 一九九三 「新熊本県史」別編第一巻、絵図・地図下、近代・現代

熊本県 二〇一二 「熊本県市町村合併史(三訂版)」

泗水町 二〇〇一 「泗水町史」下巻

七城町 一九九一 「七城町史」

岱明町 二〇〇五 「岱明町史」

玉名市 一九九二 「玉名市史」 資料篇一／二、絵図・地図／地誌

富合町 一九七一 「村誌 富合の里」

南関町 一九九九 「南関町史」 絵図・地図

西合志町 一九九四 「西合志町史」 資料編

人吉市 一九九〇 「人吉市史」 第二巻下

益城町 一九九〇 「益城町史」 通史編

松橋町 一九八四 「松橋の地名とその歴史」 (林田憲義著)

芳北町 一九八五 「芳北町史」 史料編

角川歴史地名大辞典四三「熊本県」角川書店、一九八七
島方洗企画・編集統括「地図でみる西日本の古代」平凡社、二〇〇〇九

(追記)

第1～4・7・10図はP.Cソフト「カシミール3D」により国土地理院基盤地図情報を利用して筆者が作成した図を元にしており、標高は二倍に強調表示している。

(調査報告書)

熊本県教育委員会 一九七八 「熊本県の中世城跡」 熊本県文化財調査報告第

三〇集

熊本県教育委員会 一〇〇九 「飛尾横穴群」 熊本県文化財調査報告第二四六集

熊本県教育委員会 一〇一二 「鞠智城跡II」 熊本県文化財調査報告第二七六集

熊本市教育委員会 一〇〇七 「二本木遺跡群II」 二本木遺跡群第三次調査区

発掘調査報告書

福岡県教育委員会 一二一七 「福岡県の中近世城館跡」 四 福岡県文化財調査報

告書二六〇

芳北町教育委員会 一九八六 「富岡城（城の歴史と城跡）」

(事典類)

※執筆にあたり参照した事典類については特に註記しなかった。

日本歴史地名大系四四「熊本県の地名」 平凡社、一九八五

平成三十年度鞠智城跡「特別研究」論文集

鞠智城と古代社会

—第七号—

発行年月日 平成三年（二〇一九）三月十七日

編集・発行 熊本県教育委員会

〒八六二一八六〇九

熊本県中央区水前寺六丁目十八番一号

電話 ○九六一三八三一一一（代表）

サンコー・コミュニケーションズ株式会社

〒八六〇一〇〇三一

熊本県中央区魚屋町二十五

電話 ○九六一三五五一三三八一

印

刷

発行者：熊本県
所屬：装飾古墳館
発行年度：平成 30 年度

この電子書籍は、鞠智城と古代社会 第7号を底本として作成しました。閲覧を目的としていますので、精確な図版などが必要な場合には底本から引用してください。

底本は、古代山城がある市町村教育委員会、熊本県内の市町村教育委員会と図書館、都道府県の教育委員会、考古学を教える大学、国立国会図書館などにあります。所蔵状況や利用方法は、直接、各施設にお問い合わせください。

書名：鞠智城と古代社会 第7号

発行：熊本県教育委員会

〒862-8609 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

電話：096-383-1111

URL：<http://www.pref.kumamoto.jp/>

電子書籍制作日：西暦2022年7月1日